

**ハイチ共和国
平成 15 年度食糧増産援助(2KR)調査
調査報告書**

**平成 16 年 1 月
(2004 年)**

独立行政法人 国際協力機構

無償四

JR

04-005

ハイチ共和国
平成 15 年度食糧増産援助(2KR)調査
調査報告書

平成 16 年 1 月
(2004 年)

独立行政法人 国際協力機構

序 文

日本国政府は、ハイチ共和国政府の要請に基づき、同国向けの食糧増産援助にかかる調査を行うことを決定し、独立行政法人国際協力機構が平成 15 年 11 月～12 月に調査団を現地に派遣しました。

調査団は、ハイチ共和国政府関係者と協議を行うとともに、現地調査を実施し、帰国後の国内作業を経て、ここに本報告書完成の運びとなりました。

この報告書が、本計画の推進に寄与するとともに、両国の友好親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

最後に、調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成 16 年 1 月

独立行政法人国際協力機構
理事 吉永國光

現地写真 1



農業省内倉庫に保管中の農業省が独自予算で調達した複合肥料



農業省敷地内にある肥料用受け入れ保管倉庫



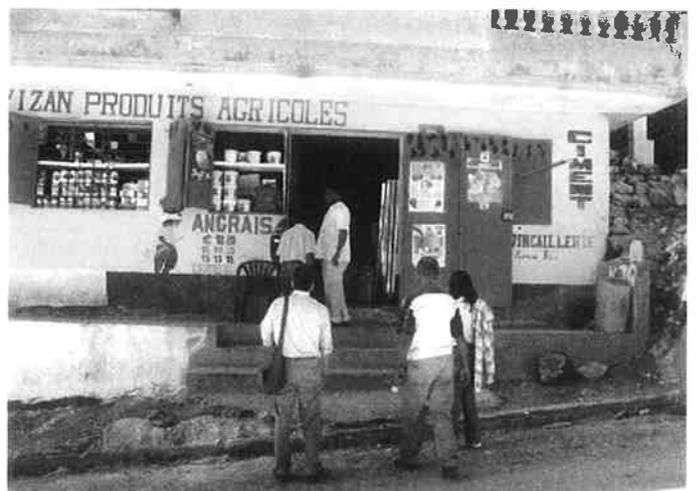
農業省内倉庫に入庫中の農業省調達肥料で、全量の入庫が完了し、数量確認後出庫が開始される予定



ケンスコフ地域の農業資機材販売店における農業省調達肥料の販売状況と店主



コウジャック地域の農民組織の農業資機材販売店
肥料は倉庫に保管されており店頭にはない



ケンスコフ地域の農業資機材販売店の外観
肥料の他、農薬、種子、燃料、建設資材が販売されている



ケンスコフ地域の野菜栽培(ネギ)の状況



ケンスコフ地域の農村及び農地の状況
手前がジャガイモ栽培、奥がキャベツ栽培の畑



ケンスコフ地域の野菜栽培(ジャガイモ)の状況



ケンスコフ地域の農村(道路)及び農地の状況
畑は傾斜し、狭く所々石灰岩が露出している



ケンスコフの農家では食用のトウモロコシを収穫後
屋外につるして保管する。このまま販売することもある



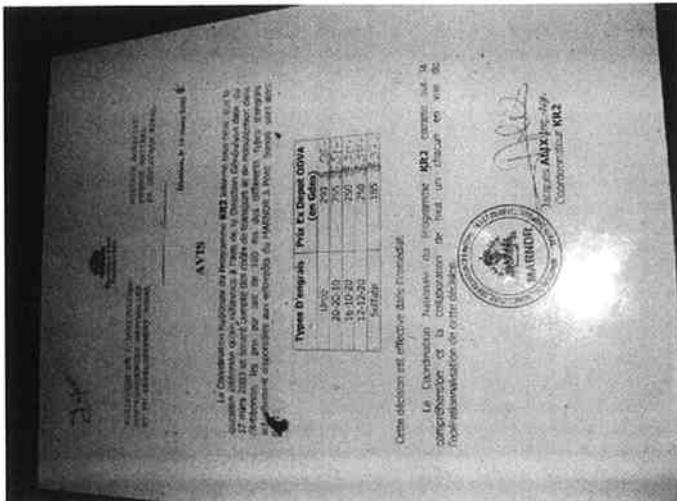
アルティボニートの住宅地域を流れる幹線灌漑水路



アルティボニート地域のODVA肥料倉庫の外観
閉鎖したトマト加工工場の施設を利用している



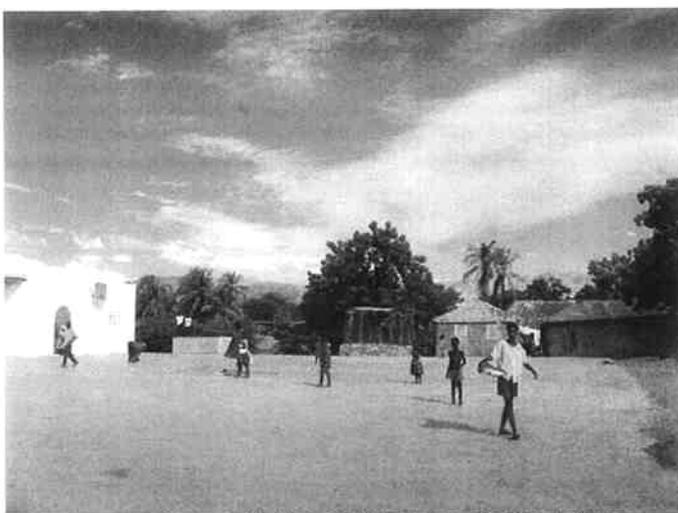
ODVA倉庫内の農業省調達複合肥料の保管状況
保管倉庫が不足しているため屋根まで積み上げられる



ODVA倉庫における農業省調達肥料の販売価格表



ODVA倉庫内の農業省調達複合肥料
乾期稲作のための肥料の出荷が行われている



アルティボニート地域の農村における収穫した籾の
乾燥の調整作業でこの後籾摺りが行われる



ODVAが所有しているトラクターの保管状況
2KR調達されたもの



アルティボニート地域の農村でバスを待つ住民
バナナを主要都市まで運搬し販売するするため



アルティボニート県にあるODVA本部事務所



アルティボニート改良灌漑区の水田の状況
乾期稲作のため耕起後湛水し田植えの準備中



アルティボニート地域の改良灌漑区の状況
乾期稲作を行わない圃場の状況

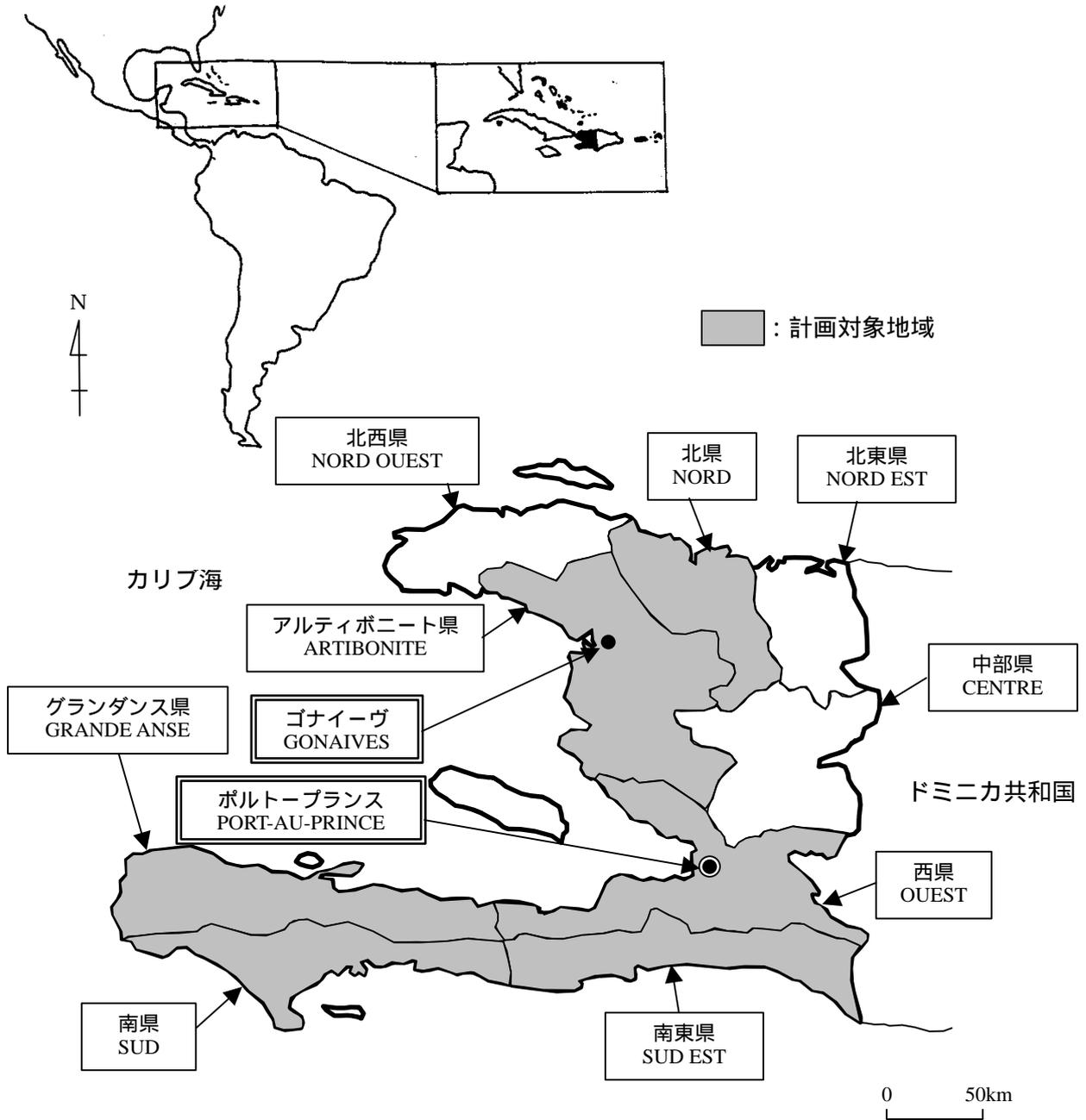


アルティボニート地域の改良灌漑区の水路と道路の状況



アルティボニート地域の村落内幹線灌漑水路の状況
水路の整備が不十分で、雑草に覆われている

ハイチ共和国 位置図



目次

序文	
写真	
位置図	
目次	
図表リスト	
略語集	

第1章 調査の概要

1 - 1 調査の背景と目的	1
1 - 2 体制と手法	1

第2章 当該国における2KRの実績、効果及び評価

2 - 1 実績	6
2 - 2 効果	7
2 - 2 - 1 食糧増産面	7
2 - 2 - 2 外貨支援面	9
2 - 2 - 3 財政支援面	9
2 - 2 - 4 見返り資金を利用した経済社会開発支援面	12
2 - 3 評価と問題点	13
2 - 3 - 1 日本側の評価	13
2 - 3 - 2 被援助国における評価	14

第3章 当該国における2KRのニーズ

3 - 1 農業セクターの概要	16
3 - 1 - 1 農業開発計画	16
3 - 1 - 2 食糧生産・流通状況	17
3 - 1 - 3 2KR資機材の国内市場に与える影響	26
3 - 2 2KRのターゲットグループ	27
3 - 2 - 1 農業形態	27
3 - 2 - 2 農業資機材購入能力	28
3 - 3 各ステークホルダーの活動概要、要望・意見等	29
3 - 3 - 2 農民等のエンドユーザー	30
3 - 3 - 3 業者	32
3 - 3 - 4 現地NGO	34
3 - 3 - 5 国際機関等	37

第4章 実施体制

4 - 1 資機材の配布・管理体制	40
4 - 1 - 1 実施機関の組織、人員、予算等	40
4 - 1 - 2 配布・販売方法	43
4 - 1 - 3 販売後のフォローアップ体制	51
4 - 2 見返り資金の管理体制	52
4 - 2 - 1 管理機関の組織、人員、予算等	52
4 - 2 - 2 積み立て方法、積み立て体制	53
4 - 2 - 3 見返り資金プロジェクトの選考と実施報告	54
4 - 2 - 4 外部監査体制	56
4 - 3 モニタリング・評価体制	56

4 - 3 - 1	日本側の体制	56
4 - 3 - 2	当該国の体制	57
4 - 3 - 3	政府間協議会と2KR 連絡協議会	58
4 - 3 - 4	広報およびステークホルダーに対する説明機会の確保	58

第5章 資機材計画

5 - 1	要請内容の検討	59
5 - 2	選定品目・数量とその判断基準	61
5 - 3	調達計画	67
5 - 3 - 1	スケジュール案	67
5 - 3 - 2	調達先国、原産地国	68

第6章 結論

6 - 1	団長総括	69
6 - 2	留意事項	73

別添資料

1 ミニッツ

図表リスト

表のリスト

- 表 2-1-1 2KR 供与実績
- 表 2-2-1 食料不足量の計算値
- 表 2-2-2 主要食糧作物別の需給バランス (2001 年)
- 表 2-2-3 「八」国の貿易収支
- 表 2-2-4 コメおよび豆類の輸入金額の推移 (1998 年～2001 年)
- 表 2-2-5 「八」国の国家予算
- 表 2-2-6 農業省の農業セクター公共投資プログラムの事業種別予算額
(2001/2002 年度及び 2002/2003 年度)
- 表 2-2-7 見返り資金の積立状況
- 表 2-2-8 見返り資金の利用状況 (1995 年度以降、2003 年 9 月 23 日現在)

- 表 3-1-1 優先 12 分野の活動計画と資金計画
- 表 3-1-2 土地利用状況
- 表 3-1-3 農家の耕作面積比率
- 表 3-1-4 「八」国の米生産 (1990 年及び 1995 年～2001 年)
- 表 3-1-5 「八」国のトウモロコシ生産 (1990 年及び 1995 年～2001 年)
- 表 3-1-6 「八」国のインゲン豆生産 (1990 年及び 1995 年～2001 年)
- 表 3-1-7 「八」国の調理用バナナ生産 (1990 年及び 1995 年～2001 年)
- 表 3-1-8 「八」国の食用バナナ生産 (1990 年及び 1995 年～2001 年)
- 表 3-1-9 「八」国のヤムイモ生産 (1990 年及び 1995 年～2001 年)
- 表 3-1-10 「八」国のタマネギ生産 (1990 年及び 1995 年～2001 年)
- 表 3-1-11 「八」国のトマト生産 (1990 年及び 1995 年～2001 年)
- 表 3-1-12 「八」国のキャベツ生産 (1990 年及び 1995 年～2001 年)
- 表 3-1-13 肥料輸入量と 2KR による肥料調達量の比較
- 表 3-1-13 「八」国の肥料調達量総計に占める 2KR 調達量の比率 (概算)

- 表 4-1-1 農業省職員数
- 表 4-1-2 2KR 業務分掌
- 表 4-1-3 農業省予算 (1997 年度～2001 年度)
- 表 4-1-4 販売先別数量
- 表 4-1-5 2KR による調達肥料の農業省販売価格
- 表 4-1-6 2KR による調達肥料小売価格
- 表 4-1-7 2KR で調達した肥料の数量と配布量及び在庫量データ
- 表 4-2-1 見返り資金積立状況
- 表 4-2-2 見返り資金利用実績

- 表 5-1 要請品目・数量、対象地域と対象作物
- 表 5-2 2KR 肥料使用計画
- 表 5-3 農家規模毎の耕地面積内訳
- 表 5-4 2KR 肥料による目標生産量 (対消費量比)
- 表 5-5 肥料助成計画目標
- 表 5-6 「八」国肥料流通量

図のリスト

- 図 2-2-1 食糧バランス
- 図 3-1-1 「八」国の地図
- 図 3-1-2 「八」国の気象条件図

- 図 4 - 1 - 1 農業・天然資源・農村開発省の組織図
 - 図 4 - 1 - 2 2KR プログラム室の組織図
 - 図 4 - 1 - 3 肥料配布及び資金回収システム経路図
 - 図 4 - 2 - 1 見返り資金積立経路
 - 図 4 - 3 - 1 2KR プログラムの運営・モニタリングシステム
-
- 図 5 - 1 作物別栽培カレンダー

略語集

略語集

DAC	Development Assistance Committee (開発援助委員会)
DDAO	Direction Départementale de l'Agriculture – Ouest (西県農業局)
FAMV	Faculté d'Agronomie et de Médecine Vétérinaire (ハイチ大学農獣医学部)
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations (国連食糧農業機関)
IFAD	International Fund for Agricultural Development (国際農業開発基金)
JICA	Japan International Cooperation Agency (独立行政法人 国際協力機構)
JICE	Japan International Cooperation Center (財団法人 日本国際協力センター)
JICS	Japan International Cooperation System (財団法人 日本国際協力システム)
NGO	Non Governmental Organization (非政府組織)
USAID	Agency for International Development (米国国際開発庁)
MARNDR	Ministère de l'Agriculture, des Ressources naturelles et du Développement Rural (農業天然資源地方開発省)
ODVA	Organisme de Développement de la Vallée de l'Artibonite (アルティボニートバレー開発公社)
SOCODEVI	Société de Coopération pour le Développement International (国際開発協力会社)

第1章 調査の概要

1-1 調査の背景と目的

(1) 背景

1977年度に始まった食糧増産援助（以下「2KR」）は、毎年度40～50カ国を対象に実施してきたが、外務省は平成14年7月の外務省「変える会」の最終報告書において「食糧増産援助（2KR）の被援助国における実態について、NGO等国民や国際機関から評価を受けて情報を公開するとともに、廃止を前提に見直す」との提言を受け、同年8月の外務省改革「行動計画」において、『2KRについては廃止も念頭に抜本的に見直す』ことを発表した。

外務省は、2KRの見直しにあたり国際協力事業団（現独立行政法人国際協力機構、以下「JICA」）に対し、2KRという援助形態のあり方を検討するために調査団の派遣（2002年11月～12月）を指示し、同調査団による「2KR実施計画手法にかかる基礎研究」の結果も踏まえ、同年12月に以下を骨子とする「見直し」を発表した。

農薬は原則として供与しないこと。

ニーズや実施体制につき、より詳細な事前調査を行い、モニタリング、評価体制を確認した上で、その供与の是非を慎重に検討すること。

上記の結果、平成15年度の2KR予算は、対14年度比で60%削減すること。

今後も引き続き、国際機関との協議や実施状況のモニタリングの強化を通じて、2KRのあり方につき適宜見直しを行うこと。

(2) 目的

外務省は、平成15年度2KRの実施に際し、上記2KRの抜本的な見直し及びJICA「2KR実施計画手法にかかる基礎研究」を踏まえ、ニーズや実施体制につき詳細な事前調査を行い、要望国のモニタリング、評価体制を確認した上で本年度の2KRの供与につき判断するとの方針を決定した。右決定に従い、外務省は2KR要望50カ国の中から、2KR予算額、我が国との二国間関係、過去の実施状況等を総合的に勘案し調査対象国16カ国を選定し2KRの妥当性を検討するために、JICAに現地調査（以下、本調査）の実施を指示した。

JICAは、上記の見直し方針及び指示に基づき、調査対象国の1カ国であるハイチに対する平成15年度の2KR供与の技術的な是非を検討することを目的として、本調査を実施した。

1-2 体制と手法

(1) 調査実施手法

本調査は、国内における事前準備作業、現地調査、帰国後の取りまとめから構成される。

現地調査においては、時間的、物理的な制約の中で可能な限りハイチ政府関係者、資機材配布機関、農家、国際機関、NGO等との協議、サイト調査、資料収集を行い、ハイチにおける2KRのニーズ及び実施体制を確認するとともに、2KRに対する関係者の評価を聴取した。

帰国後の取りまとめにおいては、現地調査の結果を分析し、要請資機材計画の妥当性の検討を行った。

(2) 調査団員

分野	氏名	所属
総括	林 将幸	JICA 無償資金協力部 業務第4課
プログラムニーズ 把握・分析	糸魚川 孝榮	中央開発株式会社 課長
資機材計画	秋山 由紀子	JICS 業務第二部 調達監理業務課
通訳	森田 俊之	JICE

(3) 調査日程

日付		Schedule (日程)		
2003年		林	糸魚川・森田	秋山
11月22日	土	Paris? New York		
11月23日	日	New York? Port au Prince (以下、PAP) (AA837 09:00? 12:39)		
11月24日	月	日本大使館表敬 PAP 近郊肥料保管倉庫訪問 農業天然資源農村開発省表敬・協議		
11月25日	火	FAO 協議 世銀協議 Agrotechnique (肥料販売業者)調査		
		USAID 協議 14:00 IDB 協議 15:30	COMAG (肥料販売業者)調査 15:00	
11月26日	水	農業天然資源農村開発省協議 ミニッツ協議		
		DARBOUCO (肥料販売業者)調査 SOCODEVI (NGO) 訪問		
11月27日	木	ミニッツ協議・署名		
11月28日	金	ASSODLO(NGO)調査 Quincalillerie <<la Grandeur de Dieu>>調査 GRAMIR (NGO)調査 CARITAS (NGO)調査	BCA (農業信用金庫)調 FAMV (ハイチ大学農学獣医学部) 調査 REINBOLD Imp/Exp(肥料販売業者) 調査	
11月29日	土	PAP? New York (AA1272 15:10? 19:55)	Kenscoff における農業資 機材販売調査、農業グル ープへの聞き取り調査 PAP に移動	Fonds Verrette, Forets des Pins, Thiotte3 都市における農業資機材販 売調査、農業グループへの聞き取り 調査 PAP に移動
11月30日	日	New York? 成田 (JL005 12:15? 16:25+1)	資料収集・報告書作成	
12月1日	月	成田着(16:25)	農業天然資源農村開発省協議	

12月2日	火		農業省協議 Croix des Bouquets に移動 DDAO (西県農業地方局) 調査 Archaie に移動。BAC (市町村農業事務所) 訪問 農民グループへの聞き取り調査 St Marc に移動。 ODVA (アルティボニートバレー開発機構) 訪問 AGAPA (アルティボニート農業グループ協会) 訪問。 Montrouis に移動。
12月3日	水		l'Estere、Marchand Dessalines、Desdunes、Liancourt、Petite Riviere de l'Artibonite5 都市における農業資機材販売店調査および農民グループへの聞き取り調査 PAP に移動。
12月4日	木		農業天然資源農村開発省協議
12月5日	金		農業天然資源農村開発省協議 大使館報告 PAP? New York (AA1272 15:10? 19:55)
12月6日	土		
12月7日	日		New York? 成田 (JL005 12:15? 16:25+1)
12月8日	月		成田着(16:25)

(4) 面談者リスト

農業天然資源農村開発省 (MARNDR)

Mr. Edriss GONEL 次官
Mr. Jacques ALIX 2KR調整官
Mr. Phito BLEMUR 2KR担当開発管理計画専門家
Mr. Joseph CAMILLE JACQUES 総局調査担当

西県農業支局 (DDAO)

Mr. Marcel AUGUSTIN 支局長
Mr. Pierre Yves CANTAVE 市農業支所長

アルティボニート河流域開発機構 (ODVA)

Mr. Jean-Mary FRANTZ 事務長
Mr. Etienne YVON 指導普及課長
Mr. Nicolas Pierre MICHEL 植物生産課長
Mr. Dieujuste Marc EDOUARD 農業機械課長
Mr. Jacques MANASSE 市農業支所長

農業信用金庫 (BCA)

Mr. Jean Claude DALCE 所長
Mr. Jean Cabriel ROUSSEAU ODVA事業責任者
Mr. Frantz CANTAVE 経理課長
Mr. Lionel LUBIN 財務部長

Kenscoff市農業支所

Mr. Louis JACQUES CHRISTIAN 環境農業融資団体代表

NGO

Mr. Luc PIERRE-JEAN ASSODLO事務長

Mr. Bernard ZAUGG GRAMIR事務長

Mr. Philippe MATHIEU CARITAS計画調整員

国立ハイチ大学農学獣医学部 (FAMV)

Mr. Audalbert BIEN-AIME 副学部長

ベロ生産者団体連合

Mr. Dérilus Julien 代表

フォールジャック生産者団体

Mr. Jean THOEPHAN 副代表

Déseaux灌漑区農家管理委員会

Mr. Ernst ROSEME 議長

Sejour灌漑区農家管理委員会

Mr. Iliéver JOSEPH 議長

Mr. Elison Paul EVRA 議長

L'Estère灌漑区農家管理委員会

Mr. Dormeil INNOCENT 副議長

USAID

Mr. Pierre Cam MILFORT 食糧安全保障情報専門家

Mr. Marc-Eddy MARTIN 上級農業学者

Mr. Edgard ROSEMOND マクロ経済専門家

IDB

Mr. Juan Carlos PAEZ-ZAMORA 天然資源専門家

FAO

Mr. Volny PAULTRE

国家計画担当

世銀

Ms. Laurie KNOP

アナリスト

民間業者

Mr. Claude DERENONCOUT

アグロテクニク社副社長

Mr. Jorge R. REINBOLD

レンボルド貿易社社長

Mr. Jean Michel CHARUBIN

コマッグ社社長

Mrs. Rose-Luce DESIR

コマッグ社副社長

Mr. Manes PAUL

グランダドゥディユ社社長

Mr. Ernst LAGUERRE

ティカイペイザン社所有者

第2章 当該国における2KRの実績、効果及び評価

2-1 実績

「八」国への2KR援助は、1979年に始まり2002年度までの援助実績（品目と金額）は、表2-1-1に示す通りである。途中1992年から1994年まで、軍事政権であったため援助が停止された時期を除けば、毎年継続して援助が実施されている。これまでのE/N金額の累計は79.2億円である。調達品目は、肥料、農薬、農業機械類であるが、1995年以降は肥料のみ、あるいは肥料と農業機械類が調達されている。

表 2-1-1 2KR 供与実績（1985 年度～2002 年度）

年	E/N額（億円）	品目
1979	2.0	n.a.
1980	3.0	n.a.
1981	3.0	n.a.
1982	2.0	n.a.
1983	4.0	n.a.
1984	6.0	n.a.
1985	5.0	肥料、農薬、農業機械類
1986	5.0	肥料、農薬、農業機械類
1987	4.0	肥料、農薬、農業機械類
1988	4.0	肥料、農薬、農業機械類
1989	2.5	n.a.
1990	3.5	n.a.
1991	4.0	n.a.
1992	-	-
1993	-	-
1994	-	-
1995	4.0	肥料、農業機械類
1996	4.0	肥料、農業機械類
1997	4.0	肥料
1998	6.4	肥料、農業機械類
1999	4.0	肥料
2000	3.0	肥料、農業機械類
2001	3.0	肥料
2002	2.8	肥料
合計	79.2	

注： n.a.=データ不明

出典： ODA白書、JICS所有データ

2-2 効果

2-2-1 食糧増産面

(1) 食糧安全保障と食糧自給率

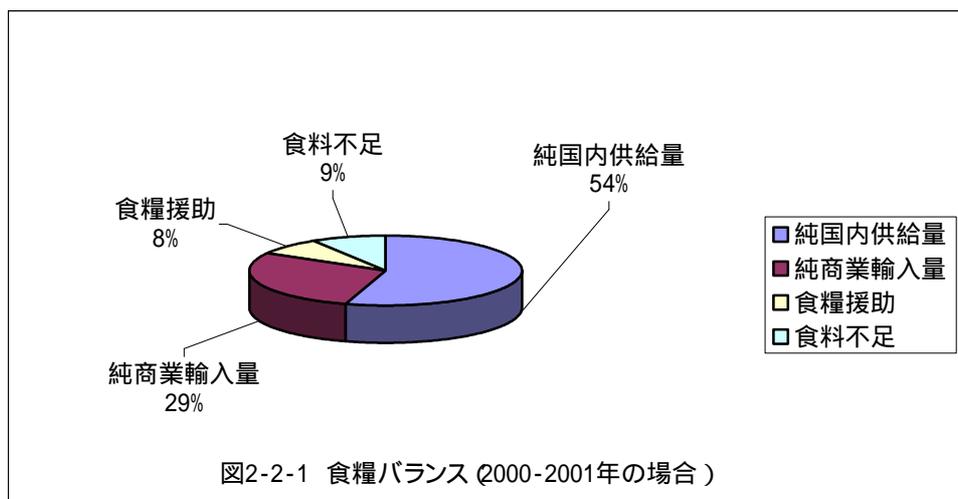
「八」国の人口は約 813 万人（2001 年 IMF 中間推計値）で、これらの人口の食糧を賄うには、表 2-2-1 に示すとおり、穀物換算で 183 万トンの食糧が必要とされている（1 人当たりの穀物換算必要量は 225kg/年）。これらの数値は「八」国農業省食糧安全保障国家調整室(CNSA)の実施した試算に基づくものである。

表 2-2-1 食糧不足量の計算値

	1995-1996年		2000-2001年	
	穀物換算量（トン）	(%)	穀物換算量（トン）	(%)
必要量	1,710,000	100	1,830,000	100
国内生産量	-	-	1,056,500	-
輸出量	-	-	56,500	-
純国内供給量	980,000	57	1,000,000	55
商業輸入量		-	550,000	-
再輸出量	-	-	25,000	-
純商業輸入量	300,000	-18	525,000	29
食糧援助	140,000	8	140,615	8
食料不足	290,000	17	164,385	9

出典：HAITI: INSÉCURITÉ ALIMENTAIRE 2001-2002, CNSA, MARNDR, 2002年12月

必要量の内、国内生産量で賄っているのは 100 万トンで、52.5 万トンを輸入に、14 万トンを食糧援助に頼っている。不足量は、16.5 万トンとなっている。食糧供給割合を図 2-2-1 に示す。



出典：HAITI: INSÉCURITÉ ALIMENTAIRE 2001-2002, CNSA, MARNDR

2000-2001 年度の場合、食糧不足の割合は、必要量の 9%で、1995-1996 年度の 17%から減少しているが、純国内供給量の増加はわずかで、純商業輸入の増加が減少要因となっている。必要量の半分程度しか国内で生産できていない状況であり、「八」国では、食糧の増産と食糧の安定供給が強く求められている。

カロリー供給面から見た主要食糧作物は、トウモロコシ、ソルガム、米、インゲン豆、調理用バナナ、根菜類である。

表 2-2-2 主要食糧作物別の需給バランス 2001 年

作物	純生産量 (1,000 ト)	輸入量 (1,000 ト)	輸出量 (1,000 ト)	自給率 (%)	1 人当たり供給量 (kg/年)
米	69.0	196.0	0.0	26.0	39.1
トウモロコシ	180.0	2.0	0.0	98.9	28.9
ソルガム	80.0	0.0	0.0	100.0	3.0
インゲン豆	33.0	21.0	0.0	61.1	5.8
調理用バナナ	280.0	0.0	0.0	100.0	18.1
根菜類	755.0	0.0	0.0	100.0	69.2

出典：FAOSTAT

主要作物の食糧自給率では、米の自給率が 26%で最も低く、次にインゲン豆が 61.1%となっている。トウモロコシ、ソルガム、調理用バナナ、根菜類に関しては、国内生産量で国内消費を賅っている。

(2) 2KR の効果

「八」国内でも、政府機関や NGO 組織の農民に対する各種支援活動が実施されている地域では肥料の使用が普及しており、これらの農業地域の農産物収量は、限界近くに達している。このように一部の地域ではあるが、高度な集約農業を可能にした背景には、2KR 肥料による技術普及効果が挙げられる。

一方、政府や NGO の支援が十分に及ばない地域では、肥料を利用する習慣がなく、また経済的にも肥料を利用できる環境にない。そのため伝統的な農法による農業が続けられている。これらの伝統的農業地域では、一般的に農業を行うための圃場や灌漑施設などの生産インフラや道路や通信手段等の社会インフラも未整備で、各農家が容易に肥料を利用できる環境にないため、肥料への依存が低い原因となっている。

伝統的農業地域において将来、農業基盤整備と共に、作物の栽培技術の普及が進めば、肥料に対する需要が拡大し、増収効果が期待できる。

政府及び NGO の支援が十分に届かなかった地域における貧困緩和と食糧増産のための農業資機材を廉価で提供することが 2KR プログラムの内容として求められており、目的の効果的な達成方法を検討することが今後の課題となっている。

2-2-2 外貨支援面

「八」国の貿易収支は、表 2-2-3 に示すように大幅な輸入超過で、慢性的赤字を示している。貿易収支の赤字額は、平均約 6.3 億ドルにも上り、2002 年の場合には GDP の 2 割に相当する。輸入の中では、食料品の金額が最も多く、次に工業製品、機械・運輸機器の順となっている。これまでの「八」国への 2KR 援助額は、1995 年以降では、1998 年と 2000, 2001 年を除いて毎年 4 億円の実績がある。貿易赤字額と比較すると小さい値ではあるが、肥料全量を輸入に依存している「八」国においては直接、外貨節約に貢献していると言える。

表2-2-3 「八」国の貿易収支（1998年～2002年）

項目	単位	1998	1999	2000	2001	2002	平均
輸出額(FOB)	百万ドル	299.4	348.7	327.1	331.8	311.6	323.72
輸入額(CIF)	百万ドル	822.2	940	1015.4	998.2	989.1	952.98
貿易収支	百万ドル	-522.8	-591.3	-688.3	-666.4	-677.5	-629.26
GDP	百万ドル	3,728	4,152	3,996	3,581	3,181	3727.6

出典：Country Report July 2003, The Economic Intelligence Unit Limited 2003

また、今回の 2KR 援助検討対象作物の内、米および豆類は自給できておらず、輸入に依存する比率が高く、総輸入額の約 10%を占めている。2KR により、これらの作物の増産が図られれば、輸入量の減少と外貨の節約に貢献するものと判断される。米および豆類の輸入金額と、輸入額に占める比率を表 2-2-4 に示す。

表2-2-4 コメ及び豆類の輸入金額の推移（1998年～2001年）

項目	単位	1998	1999	2000	2001	平均
コメ輸入金額	百万ドル	80.7	88.3	78.3	62.0	77.3
豆類輸入金額	百万ドル	15.4	13.3	9.0	10.0	11.9
計	百万ドル	96.1	101.6	87.3	72.0	89.3
輸入額に占める割合	%	11.7	10.8	8.6	7.2	9.6

出典：FAOSTAT

2-2-3 財政支援面

(1) 国家予算、財政赤字、公共投資

「八」国の国家予算は、表 2-2-5 に見られるように慢性的に赤字が続き、総支出に対する赤字額の比率は、2000 年代に入ってから 25%以上の高い値を示している。不足分は、「八」国中央銀行等からの融資となっている。

表2-2-5 「八」国の国家予算（1999年度～2003年度）

項目（単位：百万グルド）	1999	2000	2001	2002	2003
総収入	6,292	6,272	6,509	7,828	9,715
総支出	6,827	7,850	8,728	10,772	14,380
經常支出	5,310	5,795	7,150	8,864	10,466
資本支出	1,488	2,063	1,578	1,908	3,914
融資	30	-9	0	0	0
經常会計収支	775	461	-641	-1,038	-751
特別支出を除く総収支	-535	-1,577	-2,219	-2,944	-4,665
特別支出	435	387	221	17	0
総収支	-970	-1,964	-2,440	-2,961	-4,665
融資（不足額補填）	970	1,964	2,440	2,961	4,665
赤字比率（総収支／総支出）	(14.2)	(25.0)	(28.0)	(27.5)	(32.4)
（通貨交換レート：グルド/ドル）	16.95	20.08	24.43	29.25	42.06
国家予算総支出の円換算値（億円）	443	430	393	405	376
赤字額の円換算値（概算：億円）	(63)	(108)	(110)	(111)	(122)

注：2003年度の数値は暫定値。会計年度は、10月～翌年9月。

出典：Haiti, Staff-Monitored Program, IMF, June 2003

通貨交換平均レートのデータは、ハイチ中央銀行ホームページのデータから年平均を算出した。また、1ドル=110円として試算。

国家予算総支出額の円換算値は 400 億円 / 年前後である。また、財政赤字の金額を円換算すると、2000 年以降は 110 億円前後を示している。過去 4 年間の 2KR 援助額の平均が 3.2 億円であることから、国家予算に比較すれば約 1%、赤字額と比較すれば約 3%の財政支援効果があると判断できる。また、「八」国では、表 2-2-7 に示すように、見返り資金が着実に積み立てられ、その資金を使用して肥料購入や農業プロジェクトが実施されており、この面でも財政支援効果がある。

農業省の農業セクター公共投資プログラム予算と 2KR 供与額を比較してみると 2KR 供与額の大きさがより明瞭となる。同プログラムに要する予算総額は、2001/2002 年及び 2002/2003 年度とも約 10 億円である。一方、2KR 事業は、3.0 億円（2001 年度）と 2.8 億円（2002 年度）であり、これに見返り資金による事業を加算すると、農業セクター公共投資予算の半分程度の財政支援効果があると判断される（農業プログラム国家予算には、海外からの援助額は含まれていない）。農業セクター公共投資プログラム内容を表 2-2-6 に示す。

表2-2-6 農業省の農業セクター公共投資プログラムの事業種別予算額
(2001/2002年及び2002/2003年)

No.	事業の種類	2001/2002年度		2002/2003年度	
		予算額(グルド)	(%)	予算額(グルド)	(%)
1	農業水利インフラ	110,000,000	45.3	113,000,000	41.9
2	農業集団のための新規農地支援	50,000,000	20.6	50,000,000	18.6
3	農地改革支援	10,000,000	4.1	20,000,000	7.4
4	農業研究	5,000,000	2.1	12,000,000	4.5
5	土地サービス	5,000,000	2.1	7,299,682	2.7
6	生産支援	30,000,000	12.3	32,500,000	12.1
7	牧畜生産支援	10,000,000	4.1	9,599,000	3.6
8	輸出作物支援	2,000,000	0.8	2,800,000	1.0
9	天然資源	2,000,000	0.8	9,280,000	3.4
10	生産技術	2,000,000	0.8	2,050,000	0.8
11	農産工業	2,000,000	0.8	7,000,000	2.6
12	漁業・養殖	15,000,000	6.2	3,937,280	1.5
	計	243,000,000	100.0	269,465,962	100.0
	円換算値(概算)	10.9 億円		10.1 億円	

出典： PROGRAMME D'INVESTISSEMENT PUBLIC DANS LE SECTEUR AGRICULTURE EXERCICE 2001-2002, MARNDR, Oct.2001及びPROGRAMME D'INVESTISSEMENT PUBLIC DANS LE SECTEUR AGRICULTURE EXERCICE 2002-2003, MARNDR, Oct.2002

換算レート：24.43グルド/ドル(2001/2002)、29.25グルド/ドル(2002/2003)、1ドル=110円

2-2-4 見返り資金を利用した経済社会開発支援面

(1) 見返り資金積み立て状況

2KR 援助額の過去 4 年間の平均は 3.4 億円であり、積み立て義務額が平均で 1.36 億円となるが、その積立率は 80%～100%を示し、ほぼ良好に積み立てが行われている。積み立てられた資金は、肥料調達や灌漑事業などの農業関連事業に支出されている。見返り資金積み立て実績を表 2-2-7 に示す。

表2-2-7 見返り資金の積立状況（1995年以降）

年度	E/N署名日	E/N額 (億円)	FOB額 (円)	為替レート			見返り 資金積 立率 (FOB)	積み立て義 務額 (グルド)	積み立て実 績額*注1 (グルド)	積立率 (%)
				(グルド/ 米ドル)	(円/米ド ル)	(グルド/ 米ドル)				
1995	1996.1.9	4.0	317,540,430	-	106.60	-	2/3	29,400,000	28,350,000	96.43
1996	1996.6.19	4.0	326,108,380	15.43	109.72	0.1406	2/3	30,573,899	24,893,475	81.42
1997	1997.12.2 3	4.0	236,679,112	16.8414	120.75	0.1345	2/3	21,217,969	16,881,825	79.56
1998	1998.9.14	4.0	304,216,166	17.0818	134.59	0.1269	2/3	25,740,197	n..a	n..a
1998	1999.4.15	2.4	192,817,260	16.7294	119.81	0.1396	2/3	17,949,070	n..a	n..a
1999	2000.4.6	4.0	251,235,700	19.5220	104.75	0.1832	2/3	30,690,341	24,799,837	80.81
2000	2001.4.17	3.0	206,206,425	23.3960	123.36	0.1889	2/3	25,973,273	25,973,273	100.00
2001	2002.1.7	3.0	203,822,000	26.6330	132.66	0.2008	2/3	27,279,719	27,279,719	100.00
合計	-	28.4	2,038,625,47 3	-	-	-	-	208,824,46 8	148,178,12 9	-

出典：ハイチ農業省作成資料及び平成14年度食糧増産援助調査報告書（H15年3月）

注1： 「八」国農業省作成資料で2003年9月26日現在のデータ。

(2) 見返り資金の利用状況

1995年から2001年までに積み立てられた金額総計は、148,178,128 グルドである。一方、表 2-2-8 に示す通り、2003年5月までに、117,253,460 グルドが利用されている。積立額の 79.1%が既に肥料購入や灌漑事業等の農業開発関連事業に利用されている。なお、見返り資金の用途としては、肥料調達が最も多く、金額的には 83%を占める。見返り資金プロジェクトは肥料調達や灌漑事業として、「八」国の食糧増産に寄与しているものと考えられる。

表2-2-8 見返り資金の利用状況（1995年度以降、2003年9月23日現在）

資金利用承認日	使用金額（グールド）	2KRの見返り資金年度	プロジェクト名	実施責任機関	プロジェクト概要	現状
	3,000,000	1995年度	北部地区小規模開発クレジット	農業省農務部（北部）	農村部での資機材小売り所の設置、	実施済
	2,000,000	1995年度	北部地区小規模開発のための資機材小売り所	農業省農務部（北部）	インプットへのアクセス改善。	実施済
1997年4月	5,778,125	1997年度	北西部灌漑 400ha	農業省農務部（北西部）	土地生産性向上 400ha	実施済
1997年6月	9,735,200	1997年度	肥料購入(2KR 1995年と1996年分の間隙をうめるため。)	農業省事務次官	在庫不足を招かないため	実施済
1997年7月	2,733,600	1997年度	制度・組織支援(車輛6台調達、モニタリングと評価のため)	農業省事務次官	運営モニタリング	実施済
1998年7月	12,238,875	1998年度	肥料購入(2KR 1996年と1997年分の間隙をうめるため。)	農業省事務次官	ストック不足を招かないため	実施済
2000年7月	15,246,000	2000年度	肥料購入(2KR 1997年と1998年分の間隙をうめるため。)	農業省事務次官	ストック不足を招かないため	実施済
2001年5月	24,758,000	2001年度	肥料購入(2KR 1999年と2000年分の間隙をうめるため。)	農業省事務次官	ストック不足を招かないため	実施済
2001年5月	6,067,160	2000年度	Lastic平野農業灌漑計画	プロジェクト外責任者	土地生産性向上 600ha	実施済
2002年6月	10,024,000	2002年度	肥料購入(2KR 2000年と2001年分の間隙をうめるため。)	農業省事務次官	ストック不足を招かないため	実施済
2003年5月	25,672,500	2003年度	肥料購入(2KR 2001年と2002年分の間隙をうめるため。)	農業省事務次官	ストック不足を招かないため	実施中
計	117,253,460					

出典：「八」国農業省作成 2KR要請書 (PROGRAMME POUR L'AUGMENTATION DE LA PRODUCTION ALIMENTAIRE KR2, REQUETE KR2/2003)、他

2-3 評価と問題点

2-3-1 日本側の評価

在ハイチ日本大使館としての2KRに対する評価は以下のとおりである。

2004年にはハイチは独立200周年となるが、「八」国は独立後の200年間で安定していた時期はほとんどない。2004年に選挙が実施され政治が安定し、民主化が図られれば、将来展望が開ける可能性がある。

政府には資金がないため、公共事業等の具体的活動は実施できない状況である。道路や水道等の基礎的的社会インフラが極端に悪化し、特に地方は見捨てられた状況である。国民はあらゆる分野での援助を必要としており、支援を拡大したいとのことである。しかし、国際社会との整合を図る必要もあり、人道援助を除いて日本の政府支援を拡大できる状況にない。

現在「八」国で実施され、あるいは実施予定の援助案件としてはKR、2KR、基礎医療資機材支援の3件のみである。同国で実施されている援助案件が極めて少ない状況下、2KRは以下の点で特に重要であると考えている。

国民の大多数を占める農民に直接裨益する2KRは重要な人道支援ともなっており、農

業資機材の中でも特に肥料を供与しているドナー国は日本以外にない。もし、2KR が中止された場合、他からの支援や代替が難しい状況にあり、国内農業生産に甚大な影響を及ぼす可能性が高いことから継続することが望ましい。

政治が不安定であるため、国民の消費生活も極めて不安定であり、特に食糧供給に不安がある。食糧のかなりの部分を輸入に依存している状況下、2KR が中止された場合、食糧・農産物供給に深刻な影響が出ることは必至であり、国民の食糧安全保障に大きな脅威となる可能性が高い。

日本は米国に次いで第2位の支援国であり、その支援の中心を2KRが担っている。国連も同国の食糧危機が迫っているとの認識であり、2KRは非常に重要な役割を担っている。2KRが継続できるような体制を早期に「八」国政府が構築することが重要である。

2-3-2 被援助国における評価

「八」国側の2KRに関する評価を元農業省事務次官より聴取した。次官(当時)は2KR業務を統括する立場にあり、2KR援助の経緯と推移、現状および2KRの課題を把握している。コメントの概要は以下のとおり。

ハイチにとって、2KRは重要であり、資機材調達支援は続けてほしい。しかし、配布システムや管理方法について改善すべき点は多い。援助資機材へのアクセスを持たない農民は、補助の恩恵が全く受けられない構造になっている。また、支援を必要としている農民に援助資機材を配給するための政府の能力が不足している。2KRの成果によって、1994年から97年にかけて国内肥料市場は活性化し、肥料消費量も大幅に拡大した。

しかし、現在農業省の実施している流通管理システムでは肥料が農民に行き渡らず、援助の効果が十分に発揮されていない。一部の人にのみ裨益する支援よりも、多少価格的高くても全ての農民に公平に行き渡る全体的な援助の仕組みとするべきであると考えている。肥料の小売り価格上昇には農業省の在庫切れによる要因もあり、日本側の供給体制に起因するのか、ハイチの農業省の在庫管理の問題なのかその辺の因果関係は不明である。

もう一つの問題は、2KRには草の根の農民レベルでの技術協力支援の機能が欠けている点である。技術支援によって、2KR調達資機材もその機能を十分に発揮し、より多くの援助効果をもたらすものと思われる。また、援助の透明性を確保するためにも人的支援が重要な要素であると思われる。2KRの枠内においても、資機材と技術協力を組み合わせた支援はより良く機能すると思われる。

そして2KR資機材調達のための支援計画が続行されるような新しいアプローチと自立性を確保することによって、農民が経済的に自立を達成し、将来的には援助からも自

立することが目標である。そのためには国内に必要な資機材の生産ができるようになり、農民が持続可能で適切な農業を行うことができる能力を身に付けることが望まれる。このようなことから、日本の技術者のハイチ派遣を強く希望する。

第3章 当該国における2KRのニーズ

3-1 農業セクターの概要

3-1-1 農業開発計画

農業分野の政策には、「八」国農業・天然資源・農村開発省（以下農業省という）が策定した、農牧水産セクター開発計画5カ年計画（2001～2006年）がある。「八」国の農業セクターの最も大きな問題は、農村部の低所得に起因する貧困と食糧供給の不安定さであることを踏まえ、5カ年計画では、次の2点を目標として掲げている。

食糧不足解消を図るため、消費量の多い作物の増産に資するためのインフラ整備や資機材の投入を行い、農産加工の開発と輸出振興を図り、食料輸入を着実に減少させること。

農民の収入増加を図り、農村部の貧困レベルを持続的な形で改善させること。

「八」国は上記の目標を達成するために、優先される12分野についての活動計画を立てている。各活動計画の名称と資金計画を、予算額順に表3-1-1に示す。

表3-1-1 優先12分野の活動計画と資金計画

	活動計画	資金計画 (単位：グルド)	比率 (%)
1	農業水利施設整備	1,567,500,000	50
2	食糧増産	250,800,000	8
3	農地開拓	250,800,000	8
4	生産技術	188,100,000	6
5	農業研究及び研修	188,100,000	6
6	水産・養殖	156,750,000	5
7	輸出作物	125,400,000	4
8	天然資源・環境	125,400,000	4
9	牧畜生産	125,400,000	4
10	農産加工	94,050,000	3
11	土地サービス（地方行政施設の改修・建設等）	62,700,000	2
12	農地改革	-	-
	計	3,135,000,000	100

出典：PLAN QUINQUENNAL 2001-2006 (DRAFT), Sep. 2001, MARNDR

農業省は灌漑施設整備による食糧増産を最も重視しており、「農業水利施設整備」として記載されている灌漑施設整備に全体投資計画金額の50%を当てる計画である。

主要な農業開発計画として小規模灌漑計画、穀物栽培集約化計画、畜産害虫対策計画、豚飼育拡大計画等が挙げられ、このうち豚飼育拡大計画を除く諸計画は現在進行中である。

なお、国際機関の米州開発銀行(IDB)がアルティボニート県において灌漑リハビリプロジェクトを実施中である。また、EUは、コーヒー、カカオ、マンゴ、ココナッツ等の生産性改善を目的とした輸出農産物振興計画の実施を支援していた。

上記の計画対象地域において 2KR で調達した肥料及び見返り資金で購入した肥料が利用されており、農業生産拡大、食糧増産のため貢献している。農業省がまとめた農業セクター総括報告書において、各プロジェクトの効果と分析が記載されている。

「八」国では正確な統計がほとんどなく、開発計画等の策定が極めて困難であったが、2002 年から 2003 年にかけて全国農業センサスが実施された。集計結果はまだ公表されていないが、農業の実態をより明らかにすることによって、今後の計画策定のための実態把握やプロジェクトの評価に利用できるものと推察される。

3-1-2 食糧生産・流通状況

(1) 地勢・土地利用・気候

「八」国とドミニカ共和国が位置するイスパニョーラ島は、中央脊梁山脈（標高 100～3200m）が東西方向に連なり、全体として山岳地帯が多い。イスパニョーラ島のドミニカ共和国側には広い海岸段丘と沖積平野があるが、「八」国側は山岳が多く平坦部に乏しい。「八」国の国土面積は、27,750km² であり、日本の四国の面積より大きく、九州の面積より小さい。以下に「八」国の概略地図を図 3-1-1 に示す。



図 3-1-1 「八」国の地図

国土の 2/3 以上は傾斜度が 20 度以上の山岳部であり、平坦部分は 1/3 に過ぎない。また、国土の大部分は乾燥地に属し、農地として利用できる部分は年間降雨量 800mm 以上の土地に限られ、面積は国土全体の 20%に過ぎない。

一方、土地利用状況では、耕地（耕地、永年作物、牧草地の合計）が 50%を占め、その他が 43%を占めている。平坦地が国土面積の 1/3 を占めるに過ぎないのに、耕地面積が 50%を占めるのは、人口増加による農地不足のため農家が険しい山岳地帯にまで農地を求め、本来であれば耕作地として不的確な土地でも耕作を行っている状況が反映されている。そのため、森林面積の比率は 5%と極めて小さくなっている。土地利用状況を表 3-1-2 に示す。

表3-1-2 土地利用状況

土地利用区分	面積(km2)	比率(%)
総面積	27,750	100.0
陸地	27,560	99.3
耕地	14,050	50.6
耕地及び永年作物	9,100	32.8
耕地	5,600	20.2
永年作物	3,500	12.6
牧草地	4,950	17.8
森林	1,400	5.0
その他	12,110	43.6
内水面	190	0.7

(出典：FAOSTAT)

「八」国の気候は、基本的に亜熱帯性海洋気候で、首都 Port au Prince 及び海岸沿いの地域の年平均気温は 30 で、日中の気温が高く、夜間は比較的凌ぎやすい。

降雨量は地域によって多少異なるが、年間平均 1,500mm 前後である。ただし、内陸部の気候は、台地部や山岳地帯を除いて、降雨量が少なく、乾燥あるいは半乾燥の気候となる。特に北県の北東部、アルティボニート県の北部、西県の東部、南県の南西部には、年間降雨量が 400～700mm しかない乾燥地域がある。

また、広範囲を占める中央台地（標高 500～800m）は、年平均降雨量が 700～800mm の半乾燥地帯であり、主として、トウモロコシ、イモ類、豆類が栽培されている。

一方、標高 1,000m 以上の高地及び山岳地帯は、日中でも 20 前後の気温であり、年平均 1,400mm の雨量があり、温帯野菜などの作物の栽培に適した気象条件である。ただし、山岳地帯では、豪雨による山岳斜面の土壌浸食がしばしば発生し、農作物に被害を与えるほか、地力の低下をもたらしている。特に、7 月～10 月にハリケーンが通過する場合に大きな被害をもたらすことがある。「八」国の気象条件図を図 3-1-2 に示す。

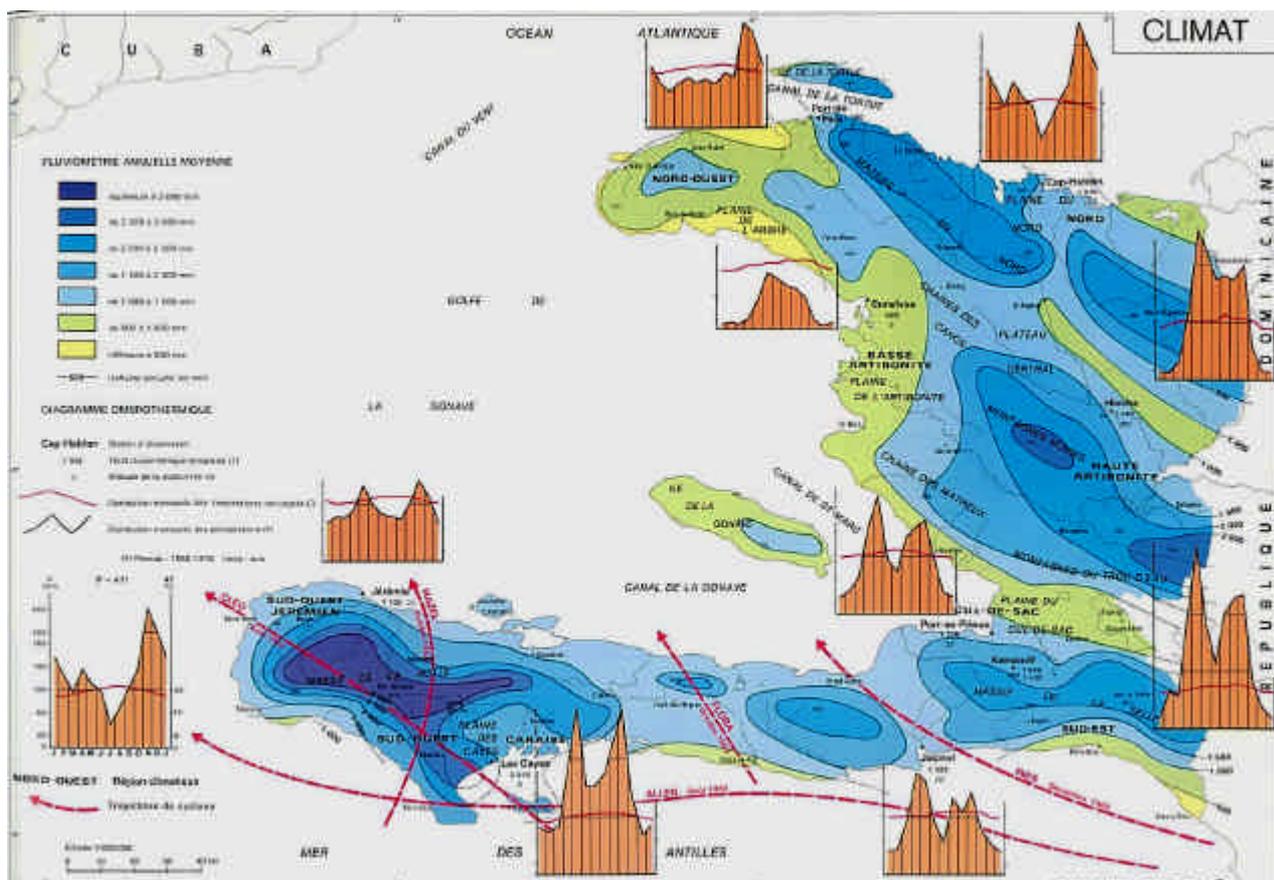


図 3-1-2 「八」国の気象条件図

(2) 食糧生産状況

「八」国の農業は、地形・土壌条件から、平地農業（全農家の約 30%）と山岳斜面農業（約 70%）の 2 つに大別される。平地での農業は、比較的立地条件が良く灌漑等の生産基盤があるので、米、野菜、豆類、サトウキビ、トウモロコシ、イモ類などの単作、または混作が行われ、収穫も比較的安定している。一方、山岳地帯では、主にトウモロコシ、インゲン豆、イモ類が栽培されているが、天気に頼る農業が主で、降雨状況や土壌浸食等に左右され、年毎の収穫量が安定しないという特徴を持っている。なお、小麦に関しては気象的に栽培に適さず、100%輸入に頼っている。

「八」国には約 62 万戸の農家が存在し、その 8 割が小規模農家で、平均的な耕地面積は、平地農家の場合 1.0ha、山岳斜面農家の場合 1.5ha とされている。農家の耕地面積別割合を表 3-1-3 に示す。

表 3-1-3 農家の耕地面積比率

耕地面積	農家戸数比率(%)
1ha 未満	15%
1ha 以上 2ha 未満	60%
2ha 以上 5ha 未満	15%
5ha 以上 10ha 未満	8%
10ha 以上	2%

出典：PLAN QUINQUENNAL 2001-2006 (DRAFT), Sep. 2001, MARNDR

「八」国におけるカロリー供給面から見た主要食糧作物は、トウモロコシ、ソルガム、米、インゲン豆、調理用バナナ、根菜類である。以下に本年度 2KR の計画検討対象作物となっている、米、トウモロコシ、インゲン豆、ヤムイモ、バナナ、タマネギ、キャベツ、トマトのそれぞれについて生産状況を示す。

1) 米の生産状況

米の生産状況の推移を表 3-1-4 に示す。

表 3-1-4 「八」国の米生産（1990年及び1995年～2001年）

	単位	1990	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	1995～2001 年の平均
収穫面積	1,000ha	61.5	50.0	48.2	70.0	51.2	50.0	52.0	51.2	53.2
生産量	1,000ト	129.9	100.0	120.0	160.0	101.3	100.0	130.0	103.0	116.3
単位収量	ト/ha	2.1	2.0	2.5	2.3	2.0	2.0	2.5	2.0	2.2
純生産量	1,000ト	76.5	58.9	70.7	94.2	59.7	58.9	76.6	60.7	68.5
輸入量	1,000ト	114.0	208.0	210.6	248.0	216.6	249.0	252.6	-	230.8
輸出量	1,000ト	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0
消費量	1,000ト	190.5	266.9	281.3	342.2	276.3	307.9	329.2	-	300.6
輸入依存率	%	59.8	77.9	74.9	72.5	78.4	80.9	76.7	-	76.9
1人当たり消費量	kg/年	27.4	35.0	36.2	43.3	34.3	37.5	39.4	-	37.6

出典：INFORMACION BASICA DEL SECTOR AGROPESUARIO, Subregión Norte de América Latina y el Caribe, 1990-2001, CEPAL (2002)

米の生産面積は 5～7 万 ha の範囲で推移し、生産量は 10 万～16 万トン/年の範囲である。年によって収穫面積や生産量に増減が見られるが、全般的には、同一水準の生産が行われている。単位収量は、1995～2001 年の平均値で 2.2 トン/ha と、中米の平均値 3.3 トン/ha や同じカリブ海地域のキューバの 3.3 トン/ha、ドミニカ共和国の 4.9 トン/ha と比較すると半分以下であり、低い単位収量にとどまっている。

国内需要を満たす生産量はなく、輸入量は約 250 万トン、輸入依存率が 70%台となっている。

1 人当たりの平均消費量は、約 40kg/人/年であり、中米の平均値約 20kg/人/年に比べ

大きく、中米カリブ地域では米の消費量が多い国と言える（参考：日本の消費量は約 60 kg/人/年）。人口増加に伴い今後も米の需要は増大するものと予想される。

2) トウモロコシの生産状況

トウモロコシの生産状況の推移を表 3-1-5 に示す。

表3-1-5 「ハ」国のトウモロコシ生産（1990年及び1995年～2001年）

	単位	1990	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	1995～2001 年の平均
収穫面積	1,000ha	205	237	257	288	261	300	270	260	267.6
生産量	1,000ト	163	220	204	230	206	250	203	180	213.3
単位収量	ト/ha	0.8	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.8
純生産量	1,000ト	130	176	163	184	165	200	162	144	170.6
輸入量	1,000ト	1	40	4	10	7	1	2	-	10.7
輸出品	1,000ト	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
消費量	1,000ト	132	216	167	194	171	201	164	-	185.5
輸入依存率	%	0.8	18.5	2.5	4.9	3.8	0.3	1.2	-	5.2
1人当たり消費量	kg/年	18.9	28.5	21.6	24.5	21.3	24.4	19.6	-	23.3

出典：INFORMACION BASICA DEL SECTOR AGROPESUARIO, Subregión Norte de América Latina y el Caribe, 1990-2001, CEPAL (2002)

トウモロコシの生産面積は、24万～30万 ha の範囲で推移し、生産量は 18～25 万トンの範囲である。米と同様に年によって収穫面積や生産量に増減が見られるが、単位収量は、0.8 ト/ha の水準を維持している。中米の平均単位収量である 1.8 ト/ha と比較すると、半分以下の低収量にある。なお、輸入量はごく僅かで、輸入への依存はほとんどない。1人当たりの消費量は 23.3 kg/人/年であり、中米の平均値約 111kg/人/年(2001年)に比べ、かなり小さい値である。

3) インゲン豆類の生産状況

インゲン豆類の生産状況の推移を表 3-1-6 に示す。

表3-1-6 「八」国のインゲン豆生産（1990年及び1995年～2001年）

	単位	1990	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	1995～2001 年の平均
収穫面積	1,000ha	87.0	43.0	71.3	72.5	50.7	51.0	51.0	50.7	55.7
生産量	1,000ト	60.0	30.0	49.2	50.0	35.1	35.5	33.2	32.9	38.0
単位収量	ト/ha	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.7
純生産量	1,000ト	54.0	27.0	44.3	45.0	31.6	32.0	29.9	29.6	34.2
輸入量	1,000ト	8.0	49.0	15.0	19.0	25.6	26.5	19.6	-	25.8
輸出量	1,000ト	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
消費量	1,000ト	62.0	76.0	59.3	64.0	57.2	58.5	49.5	-	60.8
輸入依存率	%	12.9	64.5	25.3	29.7	44.8	45.3	39.6	-	41.5
1人当たり消費量	kg/年	8.9	10.0	7.6	8.1	7.1	7.1	5.9	-	7.6

出典：INFORMACION BASICA DEL SECTOR AGROPESUARIO, Subregión Norte de América Latina y el Caribe, 1990-2001, CEPAL (2002)

1998年以降インゲン豆の生産面積は5万ha、生産量は3万トンで推移している。単位収量は、0.7ト/haの水準を維持している。年によって増減はあるものの、同一水準の生産を継続している。単位収量0.7ト/haは、中米の平均値と同水準である。なお、インゲン豆の生産量は、国内需要を満たしておらず、輸入依存率は約40%と比較的高い数値を示している。1人当たり消費量は、平均7.6kg/人/年であり、中米の平均値約11.1kg/人/年(2001年)と比較すると2/3の水準である。

4) 調理用バナナ及び食用バナナの生産状況

バナナは、調理用のバナナと食用バナナ（日本で日常的に食べているバナナ）の2種類があり、それぞれの生産状況について記述する。

調理用バナナの生産状況の推移を表 3-1-7 に示す。

表3-1-7 「八」国の調理用バナナ生産（1990年及び1995年～2001年）

	単位	1990	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	1995～2001 年の平均
収穫面積	1,000ha	42.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	45.0	42.0	44.6
生産量	1,000ト	295.0	290.0	290.0	290.0	290.0	290.0	290.0	280.0	288.6
単位収量	ト/ha	7.0	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.7	6.7	6.5
輸入量	1,000ト	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
輸入依存率	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1人当たり消費量	kg/年	27.5	19.9	19.6	19.3	19.0	18.7	18.4	18.1	19.0

出典：INFORMACION BASICA DEL SECTOR AGROPESUARIO, Subregión Norte de América Latina y el Caribe, 1990-2001, CEPAL (2002)、及びFAOSTAT

調理用バナナの生産面積は、約 4.5 万 ha で推移し、年間生産量も約 29 万トである。単位収量は、平均 6.5 トン/ha 前後で推移している。生産量も生産性も同じレベルが継続している。輸入や輸出がなく、1 人当たり消費量は、19kg/年/人で推移している。

食用バナナの生産状況の推移を表 3-1-8 に示す。

表3-1-8 「八」国の食用バナナ生産（1990年及び1995年～2001年）

	単位	1990	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	1995～2001 年の平均
収穫面積	1,000ha	34.5	36.0	36.4	38.0	44.0	45.0	50.0	44.0	41.9
生産量	1,000トン	235.0	235.0	239.0	250.0	288.0	290.0	323.0	290.0	273.6
単位収量	トン/ha	6.8	6.5	6.6	6.6	6.5	6.4	6.5	6.6	6.5
輸入量	1,000トン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
輸出量	1,000トン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
輸入依存率	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1人当たり消費量	kg/年	25.5	23.4	23.5	24.1	27.3	27.1	29.7	26.3	25.9

出典：INFORMACION BASICA DEL SECTOR AGROPESUARIO, Subregión Norte de América Latina y el Caribe, 1990-2001, CEPAL (2002)、及びFAOSTAT

食用バナナの生産面積および生産量は調理用バナナと同様の数値と傾向を示し、単位収量も調理用バナナと同様の 6.5 トン/ha である。中米の平均単位収量 36.2 トン/ha と比較すると、1/5 以下の比較水準の収量であり、改善の余地が大きいと考えられる。1 人当たりの消費量は調理用バナナより多く、約 26kg/年/人となっている。

5) ヤムイモの生産状況

ヤムイモの生産状況の推移を表 3-1-9 に示す。

表3-1-9 「八」国のヤムイモ生産（1990年及び1995年～2001年）

	単位	1990	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	1995～2001 年の平均
収穫面積	1,000ha	34.0	44.0	46.0	48.0	35.2	36.0	36.9	35.0	40.2
生産量	1,000トン	170.0	220.0	230.0	240.0	193.0	195.0	200.0	197.0	210.7
単位収量	トン/ha	5.0	5.0	5.0	5.0	5.5	5.0	5.4	5.6	5.2
輸入量	1,000トン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
輸出量	1,000トン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
輸入依存率	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1人当たり消費量	kg/年	19.7	23.4	24.1	24.7	19.6	19.5	19.7	19.1	21.4

出典：FAOSTAT

ヤムイモの生産面積は、4 万 ha 前後で推移し、生産量は 19 万～24 万トンである。1995 年に比べ、近年は面積も生産量も少し減少している。一方、単位収量は、5.0 トン/ha から増加し、近年は 5.5 トン/ha となっている。輸出や輸入はない。1 人当たり消費量は平均で約 21kg/人/年であり、減少傾向にある。

6) タマネギの生産状況

タマネギの生産状況の推移を表 3-1-10 に示す。

表3-1-10 「八」国のタマネギ生産（1990年及び1995年～2001年）

	単位	1990	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	1995～2001 年の平均
収穫面積	1,000ha	0.6	0.6	0.5	0.5	0.8	0.8	1.2	0.8	0.7
生産量	1,000トソ	3.0	2.5	2.2	2.2	3.7	4.0	6.0	3.7	3.5
単位収量	トソ/ha	4.8	4.6	4.7	4.7	4.7	5.0	5.0	4.6	4.7
輸入量	1,000トソ	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0	1.0	0.0	0.0	0.4
輸出量	1,000トソ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
輸入依存率	%	0.0	0.0	31.3	0.0	21.3	20.0	0.0	0.0	10.4
1人当たり消費量	kg/年	0.4	0.3	0.3	0.3	0.5	0.6	0.7	0.5	0.5

出典：INFORMACION BASICA DEL SECTOR AGROPESUARIO, Subregión Norte de América Latina y el Caribe, 1990-2001, CEPAL (2002)、及びFAOSTAT

タマネギの生産面積は約 500～600ha であったが、800ha 程度に増加している。また、年間生産量は 2,000～3,000 トンから 3,700 トン以上へと増加している。ただし、単位収量にあまり増加は見られず、4.7 トン/ha で推移しており、中米の平均値（14.3 トン/ha、2001 年）に比べ低い水準にある。輸出はなく、1,000 トン程度輸入した年もある。

7) トマトの生産状況

トマトの生産状況の推移を表 3-1-11 に示す。

表3-1-11 「八」国のトマト生産（1990年及び1995年～2001年）

	単位	1990	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	1995～2001 年の平均
収穫面積	1,000ha	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.6	0.2	0.3
生産量	1,000トソ	2.8	3.0	3.1	3.1	3.1	3.1	6.0	2.3	3.4
単位収量	トソ/ha	14.7	15.0	15.5	15.5	15.5	15.5	10.0	15.3	14.6
輸入量	1,000トソ	0.0	0.0	18.0	16.0	10.0	9.0	7.0	10.0	10.0
輸出量	1,000トソ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
輸入依存率	%	0.0	0.0	85.3	83.8	76.3	74.4	53.8	81.3	65.0
1人当たり消費量	kg/年	0.4	0.4	2.7	2.4	1.6	1.5	1.6	1.5	1.7

出典：INFORMACION BASICA DEL SECTOR AGROPESUARIO, Subregión Norte de América Latina y el Caribe, 1990-2001, CEPAL (2002)、及びFAOSTAT

トマトの生産面積は 200ha で推移し、年間平均生産量（1995～2001 年）は約 3,400 トンである。単位収量に変化はなく、平均 14.6 トン/ha である。中米の平均値（2001 年）22.3 トン/ha と比較すると 2/3 の低い収量にとどまっている。1996 年以降の年間輸入量が平均 1 万トンで、輸入依存率が平均 65%である。国内消費を満たすだけの生産がない状況からトマト増産の必要性が高い。

8) キャベツの生産状況

キャベツの生産状況の推移を表 3-1-12 に示す。

表3-1-12 「八」国のキャベツ生産（1990年及び1995年～2001年）

	単位	1990	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	1995～2001 年の平均
収穫面積	1,000ha	1.2	0.9	0.7	0.7	1.0	1.0	1.5	1.2	1.0
生産量	1,000ト/	6.5	5.0	4.0	4.0	6.0	6.0	9.0	8.0	6.0
単位収量	ト/ha	5.7	5.9	5.8	5.8	6.0	6.0	6.0	6.7	6.0

出典：INFORMACION BASICA DEL SECTOR AGROPESUARIO, Subregión Norte de América Latina y el Caribe, 1990-2001, CEPAL (2002)、及びFAOSTAT

キャベツの生産面積は、1,000ha 前後で推移し、平均年間生産量は 6,000 トンである。単位収量の平均は、6.0 トン/ha でわずかに増加傾向にある。中米の平均単位収量 15.0 トン/ha（2001 年）と比較すると単位収量改善の余地がある。

(3) 農産物流通状況

国内で生産される農産物は、民間業者・企業、または個人によって流通・販売されている。農業資機材及び農業関連資機材を流通・販売している灌漑公社や政府の農業支援組織は、農産物の流通に関与していない。

「八」国における主要な農産物市場は首都ポルトプランスで、周辺農村から仲買人によって集荷・輸送・販売され、農産物は主に市内の主要マーケットで取引される。また、一部の農民組織が共同で出荷・販売しているが、国際的ネットワークのある NGO による支援を受けていることが多い。

地理的に大市場に近い農村では、生産者個人がそれぞれ可能な輸送手段で消費地まで生産物を輸送し、市内の道路端で販売することもある。

地方では、交通の中心地で定期的に青空市場が開催され、衣類、生活用品、農業生産資材などの生活関連物資と共に農産物が販売される。

農産物流通の問題点は、組織的な流通システムの不備と流通に関する道路や交通手段などのインフラの未整備である。そのため、輸送・流通コストが高くなり、消費者物価を押し上げる原因となっている。

(4) 農業資機材の生産・流通状況（肥料の場合）

肥料は、「八」国内で生産されていないため、2KR による肥料調達を含め、すべて輸入されており、ドミニカ共和国や中南米諸国からの輸入品が大半を占めていると言われている。

「八」国内の肥料輸入業者は、3～4 社で、肥料を取り扱う主な販売会社は 10 社程度である。会社によっては、肥料の他に、農薬、種子、農業機械、食料品等を扱っている。

場合がある。

FAOの統計による輸入量は表3-1-13に示す通りである。ただし、2KRによる調達量や農業省統計データと比較すると数値が小さい。また、1999年12月の農業省資料によると、1998-1999年度の肥料消費量を3.5万トンとしていることから、3.5~4.0万トンの肥料が調達されていると考えられる。

表3-1-13 肥料輸入量と2KRによる肥料調達量の比較

項目	単位	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
肥料輸入量	トン	7,400	7,000	12,731	11,382	9,075	14,429	13,924
2KRの肥料	トン	13,018	10,500	13,193	18,318	15,756	9,372	9,441
2KRが占める比率	%	175.9	150.0	103.6	160.9	173.6	65.0	67.8

出典：肥料輸入量についてはFAOSTAT、2KRについては実績値。

3-1-3 2KR 資機材の国内市場に与える影響

「八」国における1997年及び1998年の肥料調達量全体と2KRによる調達量の比率を表3-1-14に示す。

表3-1-14 「八」国の肥料調達量総計に占める2KR調達量の比率（概算）

項目	単位	1997	1998
2KR調達量	トン	23,551	13,193
農業省による調達	トン	9,591	13,233
民間による調達（推計）	トン	1,400	13,800
計	トン	34,542	40,226
2KRが占める比率	%	68.2	32.8
民間による調達比率	%	4.1	34.3

注：2KR調達量1997年の23,551トンは、1995年度と1996年度の調達分の合計。1998年の13,193トンは、1997年度分。

出典：PROGRAMME DE MONETISATION D'ENGRAIS ET DE MATERIELS AGRICOLES (KR2) Analyse et propositions, Dec. 1999, MARNDR

1997年の場合は1995年度及び1996年度分の肥料が2KR調達量として計上されているので、2KRが占める比率は68.2%と全体の2/3を占める結果となっている。一方、1998年の場合は1997年度分だけあるので、2KRの占める比率は32.8%、約1/3となっている。1998年度以降の2KRによる肥料の調達量は、15,756トン（1999年度）、9,372トン（2000年度）、9,441トン（2001年度）、7,942トン（2002年度）と減少傾向にあるが、「八」国全体の調達量を仮に4.0万トンと設定すると、2KRが占める比率は、20~30%となる。

尚、農業省による肥料の調達は、「八」国政府の自己予算を使用するほかに、2KRの見返り資金も使用していることから、この見返り資金も考慮すれば政府による公的肥料調達の比率は高くなる。

農業省が供給する肥料は、政府補助が付与されており、民間市場流通価格より低い価格

で供給・販売されている。尚、1997年の補助金率は約30%で、段階的に減少させる計画であったが、政治的判断によって同計画は実施されず、現時点では、逆に50%に上がっている。このため、民間部門が調達する肥料は、農業省の肥料在庫がなくなった場合にのみ、販売が可能となる。農業省による肥料の補助価格による独占販売状況が、民間部門の肥料市場に極めて大きな影響を与えていると判断される(民間部門による肥料販売シェアは、1997年の場合4.1%、1998年では34.3%)。

政府の肥料価格補助は、様々な重要な課題を含んでおり、健全な自由市場の育成と政府の財政健全化、農業生産の向上、貧困削減のための農民支援等を総合的に判断して慎重に判断する必要がある。

3-2 2KRのターゲットグループ

3-2-1 農業形態

「八」国の農業は、主に小規模自作農によって担われ、国内消費用農産物あるいは自給用農産物に特化して生産が行われている。果樹や工芸作物が一部の地域で栽培・輸出されているが、栽培面積や生産量は極めて僅かである。「八」国の農業は極めて零細な自給農業の性格が強く、外貨を稼ぐ産業としての農業形態にはなっていない。そのため、農業への投資も低く抑えられ、農業生産の発展によって、同国の経済を支える様な構造にはなっていない。

過去には大規模農家が存在し、コーヒーやサトウキビなどの輸出農産物が栽培され輸出されていたが、度重なる政変等の混乱を経て大農が消え、小農が自給的農業を営む体制に変化した。かつての大規模農業の遺物として大型農業施設の残骸を各地で見ることができ、これらの施設は現在ほとんど利用されていない。生産物も主食用農産物である米、豆類、トウモロコシ、芋類、野菜類等が中心となっている。

農業生産のインフラは一部の灌漑地を除いて未整備で、生産性が低く収穫物のロスも多い。また、「八」国には灌漑農業に適した平地が少ないため、灌漑施設が整備されている地域は極めて少なく、明確な灌漑農業拡大計画もない。灌漑地域では高度な集約栽培がおこなわれ、天水農業地域に比べて格段に農業生産性が高く、安定した生産が行われている。灌漑地に更なる農業生産のインフラと制度が整備されれば、食糧増産による自給達成は可能で、さらに農産物輸出の可能性もある。

農業生産を支える農業資機材の供給体制は極めて脆弱で、20年以上前には、特定の企業が独占していたと言われている。また、現在は農業省と中小流通業者によって独占的に供給がおこなわれている。多くの農民はこれらの農業資機材をほとんど利用することなく農業を行っている。

農産物の流通に関するインフラが未整備であるため、農家が生産物を市場まで輸送・販売する際は基本的に個人で行わなければならない。販売目的耕作地域であっても、中間業

者が農家に買い付けに回ることもあるが、消費地に近く販売に有利な地域に限られる場合が多く、市場から離れた地域は農産物の輸送に不利な条件となっている。従って、販売目的で農産物を生産できる地域は首都の近郊に限られている。

一方、首都から離れた地域では、人口増加が顕著で、山の頂上近くまで耕されているが、農業資機材へのアクセス手段もなく、自給を達成することは極めて困難である。農民の多くが貧困状態に置かれており、貧困緩和のための支援が求められている。自力での発展が困難な状況にある地域及び人々に対する支援の必要性から、2KR を地方域で生かす方法を検討することが求められている。

3-2-2 農業資機材購入能力

農業省が公社等の組織を作り活動している地域、あるいは NGO 等が農民支援活動を実施している地域では、農業インフラの整備、技術支援および農民の農業資機材へのアクセスのための制度整備が行われ、農民はすでに農業資機材を利用し、改良品種を用いて市場性の高い農産物を効率的に生産するシステムが確立されている。また、高い生産性と収益性を維持するために農業資機材の利用が一般化しており、農業資機材の価格が多少上昇しても農家は他のコストを削減して資機材を調達しようとする傾向にある。

一方、これまであまり農業支援が行われなかった地域では、粗放農業が行われており、収穫物も主に自給用として利用するため、生産物の品質や生産量にはこだわっていない。投入コストの削減がより重要であり、農業資機材の価格が上昇すれば利用しない。生産量は天候やその他の条件に大きく左右され、市場で販売できる余剰が出ることは少ない。栽培上のリスクを低減し、安定的な収穫を確保するため、多種多様な作物を同一圃場に混作する機会が多いが、除草等の肥培管理が難しく、単一栽培に比べ収穫量が少なくなることが一般的である。

「八」国では、政府や NGO の支援が十分に行き届いていない農家が大勢であり、資機材購入能力及びその利用にかかる技術レベルは極めて低く、農村の貧困問題と密接に関連している。「八」国の農業政策の視点からも、このような農民を生産性向上のための 2KR 資機材支援の対象とすべきであり、また将来の農業資機材市場拡大の鍵を握っていると言える。

資機材の配分・供給の対象地域および農民の決定に政治的判断が加わると情勢は複雑になる。政府が十分に支援できない農民層には、NGO などの第三者機関がその機能を発揮することが必要であり、「八」国における 2KR 資機材の有効活用を図る上で、更には貧困農民の資機材購買能力を向上させるために、NGO との緊密な連携は不可欠の要件である。

3-3 各ステークホルダーの活動概要、要望・意見等

3-3-1 被援助国政府

(1) 西県農業地方局 (DDAO)

DDAO は所轄管内に肥料の大消費地を複数抱えているが、肥料の供給量は需要を満たすには程遠いため、農民は不足する肥料を闇市場から調達している。現在の供給量は全体の需要の 1/4 程度の量でしかなく、2KR 肥料の供給量を増やして欲しい。

西県では、年間を通して肥料のニーズがあり、2-3 月、8-9 月が需要のピークである。DDAO はこの時期の各地のニーズを調査し、肥料配分量を決定するためのデータとしている。今年の DDAO の販売分は 5,900 袋であった。2KR 室から肥料の配分量が通知された段階で各村落農業事務所 (BAC) への配分量を決定し、配布農家リストに基づき、肥料利用可能性に応じて配分している。各地域の普及員が農民団体の事情を的確に把握し、優先度の高い地域を特定し肥料を配分しているが、全体の供給量が少ないため、2KR 肥料で全ての農民を満足させることはできない。

(2) アルティボニートバレー開発公社 (ODVA)

全国最大の農業生産地であるアルティボニート県の 8 つの地区において活動している。ODVA が管轄する灌漑地区全体で、32,000 ~ 37,000ha の耕作面積を有している。ODVA はこれまで農村開発を目的とした灌漑排水のインフラ整備と施設管理、生産活動を支援するための農業資機材調達、および農民への技術普及等のサービス業務を実施してきた。農業技術については台湾からの支援協力を受け活動している。

これまで ODVA は灌漑地域の肥料配布を一手に担ってきたが、各区の村落農業事務所(BAC)が地域の農民と話し合いによって肥料配分を決めるように最近そのシステムを変更し、購入、支払、各農家までの輸送配布等の業務を農民が自主的に実施・管理する参加型の手法を取り入れている。

以前はコクシバ (仏語表記は未確認) と呼ばれる農民組織が管轄区域内の各地域及び農家への肥料配分量の決定・配布を行っていた。コクシバは特定の農民代表による農業省の認可組織で、2003 年 9 月まで存在し機能していたが、ODVA の新総裁が就任した後、参加型による新しい運営のもとに肥料配分システムが変更された。この変更に伴い永年続いたコクシバによる配布システムも廃止された。

農民への肥料販売価格は、農業省から ODVA に販売される価格に輸送・保管料などの諸経費を加算して村落農業事務所(BAC)が決定している。

ODVA の灌漑区には、34 人の普及員が配置されている。普及員は ODVA の職員であり、稲作技術の普及を中心に農業改良のための業務を行っている。農業省や村落農業事務所(BAC)との緊密な連携があり、農民とのパイプ役となっている。

2KR の肥料は到着時期が遅いので、使用する時期に間に合うように手配して欲しい。

肥料ニーズが高いのに、十分な肥料が入手できないため、供給量を増やして欲しい。農民は肥料の供給が不足すると他から調達することはなく、殆どの農民が肥料なしで栽培を行う。民間流通の肥料の価格は高すぎて一般の農民には調達できない状態である。例えば民間業者が販売する尿素の価格は 750 グルド/袋で、農業省が配給している肥料の倍以上である。もし、これが 400 グルド/袋以下であれば、利用可能な価格水準となる。

3-3-2 農民等のエンドユーザー

(1) Fones Verrette 地域の農民

農業省の肥料は入手困難である。年間約 100 袋の肥料を市場から購入し使用している。今年は 1 袋あたり 600 グルドで購入した。2 年前、農業省の肥料を 140 グルドで購入したことがある。日本の 2KR 肥料を使用した経験があり、品質は良かった。肥料なしでは収穫が上がらないため、農業経営が成り立たない。これまでに農業技術普及等の指導を受けたことはない。農業を行う上で農産物の流通が最大の課題である。

(2) Boncon-Chatte 地域の農民

Boncon-Chatte 地域には、KONIDEV という加入者約 200 人の農協があり、肥料の調達、生産物の販売等の活動を行っている。KONIDEV は、通常 6 ヶ月間に約 1,000 袋の肥料を調達している。今年は農業省肥料を 1 袋あたり 225 グルドで購入し、輸送費等を上乗せして 280 グルドで組合員に販売した。肥料の不足分については、農民が個人で市場から購入している。西県農業局(DDAO)で 3 日間にわたり農業技術指導を受けた。農業資機材の調達が最大の課題である。

(3) Kenscoff 地域農民組織

主な活動として、農家に対する農業投入資材の補給支援、農業と環境の保護対策、道路等のインフラ整備・維持管理、水槽の整備等を共同で実施している。今年、雨量計を購入し、統計データを作成している。

4 月に村落農業事務所(BAC)に農業省肥料の購入を申請し、8 月に西県農業局(DDAO)で 50 袋を受け取った。価格は 225 グルド/袋であった。輸送は業者に依頼し、30 グルド/袋を支払った。当組織で 300 袋必要であり、不足分は各農家が個人で闇市場から購入している。昨年は農業省の倉庫に何時でも肥料があり購入できたが、今年には在庫がなくなり、必要量の肥料が入手できなかった。地方分権化による影響と考えている。

同地域では病害虫が多く発生し、農薬による防除を行っている。省の指導に従い、病虫害総合防除(IPM)による農薬の使用量を減らす努力をしている。また、種子の補給が困難で、価格が高いことも問題である。雨が降らない時期には水源がなくなるため、

年間安定した栽培を行うための水と灌漑施設を整備して欲しい。

(4) Belo 地域農民組織 FAPEB Coop 生産者組合連合会

農家の保護を目的として 1986 年に設立した農協の連合組織である。同連合会に加入している農民組織は 14 団体で、各組織は 80～100 人のメンバーによって構成されている。

組織の主要な活動は、農家に対する農業資機材の補給支援、農業と環境の保護対策および畜産振興である。構成員以外の一般農民に対しても各種サービスを実施している。設立以来、同地域の環境対策として 100 万本の植林を実施している。また、地域の 2 カ所に小学校を建設した。同連合会の活動地域は Kenscoff の他、Petionville、Carrefour の 3 つの行政区域にまたがっている。

当組織の主な肥料調達先は、農業省と COMAG S.A. (大手肥料業者) である。農業省に対する申請は、各農民組織で必要量を取りまとめた上で行われている。通常年間 3 回注文し、これまでは年間に合計 10,000 袋を受け取っていた。2003 年は省から約 1,000 袋の肥料の配分を受けたのみである。これは必要量の 1/10 で、不足分は農民が個人で民間肥料業者から購入している。農民の多くは施肥量を減らして対応している。

連合会に加盟する各農民組織のために、連合会では肥料を一括購入してきた。一括購入によって、注文時に現金がなくて肥料の調達が困難な農民組織も連合会の与信によって肥料を受け取ることが可能となるからである。また、各農民組織で組合員のために肥料を小売する場合もある。

Belo 地域では種々の野菜が周年栽培されており、肥料のニーズも年間を通してある。肥料の需要が減少するのは 7 月のみである。

農家にとって最大の課題は、農産物の流通・販売である。収穫物の市場までの輸送には、各農家が独自で行う場合、運送業者に依頼する場合、仲買人が各農家を回って生産物を集める場合がある。農家の利益を守るため、連合会で出荷センターを作る計画を策定したが、建設資金不足のため実施には至らなかったため、流通システム整備のための支援が欲しい。

(5) Fort Jacques 地域農協

農協のメンバーは 600 人で、農業資機材販売店を経営している。当販売店の取り扱い品目は農薬、肥料、農機具、建設資材等である。支店は 10 カ所以上あり、組合員の農民に対し現金販売のみで取引している。

Kenscoff の高原地域より標高は相当低いだが、市場へのアクセスが良い立地条件にあるため、農民は野菜栽培を主体に農業を行っている。今年のジャガイモ収穫作業は終了し、栽培グループ全体で 2,900 ケースを収穫、首都のマーケットに販売した。販売は

共同で行っている。

通常、年間に組織全体で 6,000 袋の肥料を必要としており、農業省より供給を受けていた。しかし 2003 年は農業省より 250 袋の供給を受けたのみで、大幅な不足であった。そのため、民間の肥料販売業者から 800 袋を購入した。農業省から購入した肥料の仕入れ価格は 225 グルド/袋、販売価格は 300 グルド/袋である。一方民間流通肥料の場合には、仕入価格が 550 グルド/袋で、販売価格は 600 グルド/袋である。メンバーの平均的農家の経営規模は 1.5ha 程度で、Kenscoff 地域に比べて農家の経営規模が小さい。2KR 事業に対するコメントや要望は特にない。

3-3-3 業者

(1) QUINCAILLERIE 社 (建設資機材・農業資機材小売販売業者)

当社は約 1 年半前に商売を始めたばかりである。主要な業務は建設資材および肥料の小売販売である。肥料は農業省から買って農民に販売している。Fond Verrettes に販売店を持っており、20 人のスタッフがいる。同店で 2002 年の 3 月から 11 月の間に 15,000 袋の肥料を販売した。

農業省から肥料を 100 グルド/袋で仕入れ、140 グルド/袋で直接農民に販売した。販売店までの輸送は自前のトラックで行っており、運賃として 30 グルド/袋の費用を販売価格に加算した。

2003 年は農業省の肥料は買ってない。農民は肥料がなくて困っており、日本からの肥料援助がないとハイチの農業は大打撃を受けると認識している。

(2) Agrotechnique 社 (農業資機材卸販売業者)

農業関連資機材の取り扱いを主な業務として 1974 年に設立した。一部青果物の輸出も手がけており、現在 5,000 万グルドの売り上げがある。当社の特徴として、資機材の流通と技術開発の両方を実施している。

現在ハイチの農業は深刻な危機に直面している。直接的原因は政府の悪い行政管理に起因する。本来、政府の主要な役割はインフラや法律の整備、教育普及等であるが、農業省はこれらの戦略的政策を実施せず、肥料の商売に熱中している。2003 年 8 月に肥料の流通活動に絡む汚職で農業次官が逮捕拘留される事態となった。ところがその 2 ヶ月後に保釈され、問題はもみ消された。

日本政府が 2KR 支援を行うに当たっては、他のドナーが行っているように十分な配慮が必要である。ハイチ政府に資金を盲目的に提供しているのは日本と台湾のみである。日本の名声やイメージが汚職などに結びつけられて判断されることは非常に残念なことである。政府は 2KR 見返り資金を活用して肥料の流通を行っているが、これをインフラ整備等の面に活用して欲しい。インフラ整備の場合は結果が明らかであり、資金の

使用用途が明確になる。

政府の役人が農民の望みとドナーの意志を結びつける障害となっている。現在日本以外のドナーは民間部門との関係強化を図っており、日本の援助も民間部門活用の方向で使用されることを望んでいる。

(3) Reinbold Export Import (総合商社)

三井物産の代理店で、ドミニカ共和国の肥料メーカーFersanの代理店でもある。

2KRが導入される以前は民間が肥料の輸入・生産・販売を行っていたが、2KR導入後、国内肥料生産は価格競争力を失い工場は閉鎖されたこと、これまで農業省は大手民間業者に対しても肥料を販売してきたが、2003年より農民団体及び小規模流通業者以外には販売しなくなったことから業者間で不満の声が高まっている。

上記の不満を解消するため、農業省の肥料の補助割合を減らし、民間肥料との価格差を縮小して、民間肥料が流通できる適正な価格を設定し、肥料の流通・販売における民間業者の参入機会を確保することが重要である。また、農業省の肥料の大半が、政治的意図(選挙対策)からアルティボート地域に配分されている。肥料を必要としている地域は多く、地域間の公平性を図るべきではないかと考える。

肥料取引にからむ不正で次官が逮捕・拘留される事件があった。高級官僚の逮捕は初めてで、極めて異例なことであり、政府の不正が追求された点で評価できる。官僚の不正に対する今後の戒めとなることが期待される。

農業省の行う入札では、最初から十分な納期が確保されていないため、入札に参加できる業者が限られていることも今後改善が必要となる点である。

肥料全体の使用量は増加傾向にあり、肥料の普及という観点から2KRの果たした役割は大きい。

(4) COMAG S.A. (農業資機材輸入卸販売業者)

丸紅の代理店であり、ドミニカ共和国の肥料メーカーFerquidoの代理店でもある。農業資機材の輸入・販売を行っている。Petionville、Pont Sonde、Fourneau、St-Rafaelに支店を出店している。

農業省が自前の予算あるいは見返り資金を利用して調達する肥料の入札に参加していた。しかし、同社の供給元であるFerquido社製の肥料はFersan社製の肥料に比べ輸送費が高く、落札が困難であることから、2001年以降は農業省の肥料調達入札に参加していない。

国内販売用肥料として2000年には農業省から約5,000袋の肥料を購入して各地の販売店や農民組織に販売していたが、2003年より肥料業者の購入量は500袋という購入上限規制ができたため、農業省肥料の取り扱いをやめた。

農業省の肥料販売価格は極端に低く、通常民間で輸入すると販売価格はその 2.5 倍もする。民間企業は農業省が販売する肥料価格とは競合できないので商売は成り立たない。農業省には肥料の販売より、もっと重要な仕事があるのではないかと思う。また、農業省の肥料販売先はアルティボニート地域に偏っており、最近の数年間に肥料の消費が増えたのはアルティボニート地域だけである。他の地域にはほとんど裨益していない。2KR の削減や廃止は歓迎である。

(5) DARBOUCO S.A. (農業資機材輸入・卸販売店)

トーマンの代理店。農業資機材の輸入・販売を行っている。Artibonite、Petionville に小売店を、Cayes、St-Raphael に販売人を配置している。

国内経済状態が悪化している状況下、農民を助けることを目的とした肥料販売補助システムは重要である。しかし、農業省は民間と同じビジネスをして競合関係にある。農業省の流通システムは複雑で、時には農業省の肥料を購入するため、賄賂を払わなければならないこともある。賄賂が払えない農民は、民間業者が独自に輸入した肥料を求めている。農業省の補助金付き肥料はアクセスが悪い地域に集中するべきである。

民間業者が輸入した肥料を独自に販売できる時期は、農業省肥料の在庫切れとなった時のみである。農業省は民間肥料販売業者を敵視しており、2001 年に肥料 1,225t を農業省から購入したのを最後に取引関係はない。関係が絶たれたのは農業省の一方的な政策変更によるものである。肥料の消費地域に直接販売網を持って活動している民間業者を農業省肥料の流通販売対象から排除しないようにしてほしい。

肥料を輸入する場合、ドミニカ共和国の肥料メーカーである Fersan 以外の安い肥料を見つけることができない。また、農業省の行う肥料調達のための入札は、1 回の入札量が 200 ~ 300t と少量であるため、海外の大手肥料メーカーに発注すると割高となり、採算が合わないため応札が難しい。

他の先進諸国が援助を中止している中、ハイチを援助してくれている日本に感謝している。しかし、ハイチにおける肥料を使用している農民は非常に少ないので、2KR による肥料の供給量を増やしてほしい。

3-3-4 現地 NGO

(1) ASSODLO (NGO)

ASSODLO は、日本、ヨーロッパ、カナダの民間及び公的組織から支援を受けて活動しており、組織創設以来 20 年の歴史がある。現在スタッフは 50 名で、主要な活動分野は、農業支援、上・下水施設の支援、組織支援、クレジット供与支援等である。Kenscoff、Fer A Cheval、Grand Bois、モンドコミセア（仏文表記不明）の 4 つの地域で活動している。これらの活動地域のうち、肥料の取り扱いを行っている地域は

Grand Bois のみである。

当組織は、Grand Bois 地域において農民組織への農業技術指導、資機材販売店の経営指導、農業資機材の補給支援等を実施している。これらの活動は 1992 年に開始し、98 年までに 60 の農民組織を対象として指導を実施したが、農業資機材の調達が多くなかったことから、支援対象を 3 組織に減らして現在に至っている。

今年の場合には農業省からは全く調達できず、更に肥料の末端価格も上昇している。価格上昇の理由としては、流通に介在する多くの人々が投機的に価格を吊り上げている為である。これまでの肥料調達先は農業省のみであったが、近年は同省から全く調達できない状態である。今年、農業省に対して 250,000 グルドの積み立てを行って肥料購入を申請したが、肥料は 1 袋も購入できず、3 ヶ月後に積立金も返還された。肥料価格が 1994 年と比べ 4 倍にも上昇しており、近年の農業省での調達価格は 210 グルド/袋で、農民に届く時には 800 グルド/袋となっている。

1992 年以前は、農業省の肥料は主に NGO が中心となって国内の流通を担っていた。NGO は農民に肥料が届くまでに 15 ~ 20 グルド/袋の手数料で全ての費用を賄っていた。しかし、現在では、肥料の流通や農民組織との関係のない個人や団体など誰でも農業省から肥料を購入できるシステムとなったことから、多くの者が農業省の肥料を購入するようになり、NGO は農民支援のための資機材調達業務を縮小するに至った。

60 の農民組織に支援していた頃は、年間 4,000 トンの肥料を扱っていた。今年は民間流通業者から肥料を購入し、若干の在庫を持っていたが、購入量の 10 倍のニーズがあり、とても賄い切れない状況であった。ハイチにおける肥料使用の問題点は、土壌の肥沃度がわからないことと使用量の基準がないことである。また、肥料利用にかかる研究調査も行われていない。以上の様な要因により、地域によっては過剰な施肥が行われ、環境問題を引き起こしている状況である。

「八」国の農民にとって肥料は不可欠の農業資材である。しかし、流通システム上の問題で農民が入手できなくなっているという現実がある。この原因として考えられることは、肥料の需要に対する供給量が極めて少ないこと、農業省の肥料管理・供給システムが不透明で、情報が不足していることから流通を混乱させていること、肥料の供給量が不足することによって価格が高騰し、農民が使用できなくなっていること等である。

以上の状況から、肥料の供給量を増やすことが対策として考えられる。同時に農業省の肥料管理の透明性を図ることが望まれる。農民に直接技術指導を実施して、肥料の流通を支えている組織に必要な量の肥料を供給することが、農民の 2KR に対する要望である。

今後の流通改善対策として、農業省が 2KR 肥料の全量を管理するのではなく、一部について、官・民・農民から成る肥料流通に関する委員会に管理を移管し、運営の透明

性を図れば、汚職も減るのではないかと考えられる。

(2) GRAMIR (NGO)

GRAMIR は 15 年の活動の歴史があり、「八」国においては中堅の NGO である。主に Nippe 地域と Grand Anse 地域で活動している。Nippe 地域では、2 つの農民組織を支援して農業省の肥料の調達に関わってきた。同農民組織は運営面でも財政的にも安定しており、GRAMIR は付随的な面をサポートしているに過ぎない。

同農民組織は、各種資機材を調達して農民に供給しているが、全体の購買活動に占める肥料の扱い割合が 30～40% と大きい。また、肥料の利幅は他の投入材に比べ大きい。そのため、他の投入材の利幅を低く抑えることが可能となり、農民にとってメリットがある。また、組織の経営の安定化に寄与した。

2003 年には、農業省より 125 トンの肥料配分を受けた。それ以前は割り当てをもらうのが非常に難しかった。民間の肥料を扱う場合もあるが、価格が高いことから、農業省にストックがある限り、農業省のものを優先して購入している。これまで農業省は、民間の流通業者を NGO より優遇していたが、2003 年 6～7 月にかけて地方分権化政策の実施があり 2,500 袋の肥料を入手することができた。

日本からの支援である 2KR 肥料は、GRAMIR の活動のパートナーであると認識している。肥料に関して何らかの問題があっても、それが、2KR のプログラムに起因するものなのか、農業省の配布体制に起因する問題であるか、その原因を特定することは非常に難しい。2KR 肥料の利用上の課題を挙げると、農業省の肥料配布上の問題点として、各団体への割当量が平等でないこと、NGO への肥料配給の優先度が低いこと等が挙げられる。

(3) CARITAS (NGO)

CARITAS はカトリック教会が運営する社会開発支援組織で、世界中の様々な地域で活動している。ハイチ全国の教会のある地域を対象として、農民組織の要請に基づき、肥料と種子の調達支援を行っている。肥料のニーズは高く、多くの農民組織で、必要量の肥料の調達ができない場合が多い。

日本の肥料援助は続けて欲しいと考えている。しかし、日本からの援助資機材を受け取るための適切な方法と手段を持たない多くの農民は、援助の恩恵が受けられない状況にある。

現在、農業省が実施している流通管理システムでは、適切は配布が行われず、日本の援助が有効に活用されていない。一部の人裨益する支援よりも、多少価格的に高くても全ての農民が公平に裨益するような援助の仕組みに変更すべきであると考えている。2KR の枠内において、資機材と技術協力を組み合わせた支援、即ち訓練や研修を

通して肥料の効果的な利用を図ることが求められている。

農民の下に援助の利益が届くような新しい配布体制と独立性を確保し、農民の経済的な自立を支援し、将来的には援助からも自立できるような体制を構築するための改革が求められる。

(4) SOCODEVI (NGO)

SOCODEVI は、野菜栽培が盛んな Kenscoff、Thiotte、Seguin 地域にある 5 つの農業組合に対し、農業資機材の共同購入システムの構築のための支援を行っている。

数年前は 2KR の肥料を 3,000 ~ 5,000 袋購入していた。2001 年より農業省の肥料販売システムが変更になり、2003 年は、最大購入量が 500 袋迄と決められた。さらに、農民組合が所在する地域の農業局 (DDA) を経由して購入申請しなければならず、複数の農業局 (DDA) との手続きが必要となり、購入の手続きが一層複雑になった。

農業省が決定した 1 組織につき最大 500 袋という販売制限は、極めて不平等なシステムで、商人は個人でも 500 袋購入出来るが、メンバーの多い農民組織の場合でも 500 袋しか購入できないのは現実的でない。また、肥料の供給量が少なく、すぐに在庫切れとなる。農業省の在庫が底をついている間は市場の肥料価格が高騰するため、商人が事前に購入した農業省肥料が投機目的に使用されている。肥料に対する農業省の補助は農民よりもむしろ商人に対する補助であるとの印象を受けている。

2KR に要望することは、肥料の種類と供給量を増やしてほしいということである。そして農民が必要としている時期 (1 月 ~ 3 月) に市場で購入できるような流通体制にして欲しい。

3-3-5 国際機関等

(1) 米国国際開発庁 (USAID)

「八」国は食糧自給を達成しておらず、食糧増産は非常に重要な課題である。しかし、外貨不足のため必要な農業資機材、特に肥料が不足しており、2KR で調達される肥料は市場における肥料不足を補っている。

肥料の流通は、農業省が補助制度で市場を独占した形になっているが、農業省では高官を含む職員の汚職問題が顕在化している。補助制度がなければ小規模農家は肥料を利用することはできない。しかし、農業省の肥料を販売する場合、職員が購入者にワイロを要求することが恒常化しており、「八」国の政治および農業発展に重大な問題となっている。また、農業省は販売した肥料の利用状況を調査・確認していない。

農業省が農民団体、NGO、民間企業に補助価格で肥料を販売するのではなく、市場価格で民間業者に販売し、流通に関しては民間セクターを活用することが望まれる。現時点では、補助制度自体は必要と判断されるため、ドナーが農業省にコンサルタントや

エコノミストを配置し、農業省の監督（汚職防止）および国内流通の分析および改善提言を行うことが有効と考えられる。

（２）米州開発銀行(IDB)

「八」国では食糧自給が達成されておらず、国民の食糧に対する需要が大きい。現在 IDB は US46,000 千ドルの予算でアルティボニート地区の灌漑水路の整備および補修プロジェクトを実施しているが、全国規模での展開は不可能であり、全ての支援要請を満たすことは困難である。

道路・交通網が未整備のため、輸送中の車両故障や盗難の問題が発生しやすく、民間組織のみで流通部門全体のリスクを担保できない。また、民間組織では国内肥料全てを流通する能力がない。そのため、大手の流通業者を肥料の国内流通に組み込むことが必要と思われる。また、小規模農家が信用手形で農業資機材を購入できるシステムを構築することが肥料の有効活用に重要であると考えている。農業分野の協力体制としては、各ドナーが流通の各段階を分担して支援することが考えられる。

（３）国連食糧農業機関(FAO)

これまで FAO は主に、農業分野全体の分析と農業関連組織の活動提案、農業省および関連組織の再編、農業開発政策の立案と決定の支援、漁業及び養殖プログラムの活動提案の 4 項目について政府に対し、現状確認、方向性及びプログラムの策定と日程の提案に関する支援を実施してきた。更に 2015 年を目標年度とする農業開発行動計画の策定を支援した。これらの活動を通して、「八」国の経済発展に資する農業の進むべき方向性を明らかにした。

「八」国で食糧安全保障を確立するためには、土地の再配分を通じた農民の耕作面積の拡大、環境劣化の防止、同一の耕地で栽培する作物のより良い組み合わせ、農業全体の採算性の改善が求められている。これらの改善を実現するための政策を策定することおよび公的農業機関の役割を、調整、計画策定、評価等に限定することが求められている。

農民が貧困から脱却することを図るためには肥料販売価格の補助が必要であり、2KR も不可欠なものと考えている。農業分野全体の競争力を高めるためには、補助の実施にあたり、適切なプログラムに基づき、開始時期、終了時期、目標、指標などの諸条件を実施前に定めることが必要である。また、プログラムが農業開発計画全体の枠内で実施され、副次的悪影響を避けるための対策を事前に講ずることも重要である。

2KR によって「八」国内の肥料の民間市場が不安定になっており、結果として「八」国農民が肥料供給不足という深刻な影響を受けている。問題は、補助が農民に裨益しないで、肥料流通の上流側の様々な仲介者によって吸収されていることである。2KR は

十分に練られた計画ではなく、上位の開発計画に統合されていないため、計画本来の目標を達成していない。肥料の供給事業は民間部門に返すべきと考えている。

(4) 世界銀行

世銀は、教育、運輸等 3 つの主要分野でプロジェクトを実施してきた。農業分野のプロジェクトは、農産加工に関する計画を実施していたが中止した。

現在、給水、空港整備、港湾と市場整備、通信等の事業に関する計画の支援を行っている。特に、人材育成、能力開発への支援を中心に実施している。また、「八」国の貧困削減戦略書（PRSP）の策定支援も行っている。国内混乱期以降の支援として、医薬品購入事業等の小規模無償を実施した。

肥料の購入に関して日本政府が支援していることは知っている。プロジェクトに絡む汚職があることも聞いており、プロジェクトのモニタリングシステムが確立されていない場合には不正を生む原因となる。例えば世銀が過去に南部で実施したソルガムのプロジェクトがあった。このプロジェクトでも適切なタスクモニタリングシステムがなかったため、農民へ裨益しなかった。

肥料は「八」国にとっても、農民にとっても重要であり、発展のための大きな挑戦である。適切なモニタリングシステムを確立することがプロジェクト実施の前提条件と考える。

モニタリングシステムを確立する上で重要な点は、ドナーの担当者が現場で状況を観察すること、計画の内容とその結果および利益が適切に配分されているかを確認することである。これらのモニタリングはドナーサイドで実施することが重要であり、手段として政府のスタッフを雇用するような方法も考えられる。計画を実施する上では、モニタリングが常に重要な課題となる。

第4章 実施体制

4-1 資機材の配布・管理体制

4-1-1 実施機関の組織、人員、予算等

2KR 実施機関は、農業・天然資源・農村開発省であり、2KR 業務実施にかかる全ての監理責任を持つ。農業省の総職員数は、1,314 人（2002 年）で、全国の各市町村に支所を設けている。また、同省が管理する主要なプロジェクト毎の担当室（事務所）を次官直屬組織として設置している。農業省組織は毎年変更されており、最新（2003 年 11 月）の組織図を図 4-1-1 に、2002 年の職員数内訳を表 4-1-1 に示す。

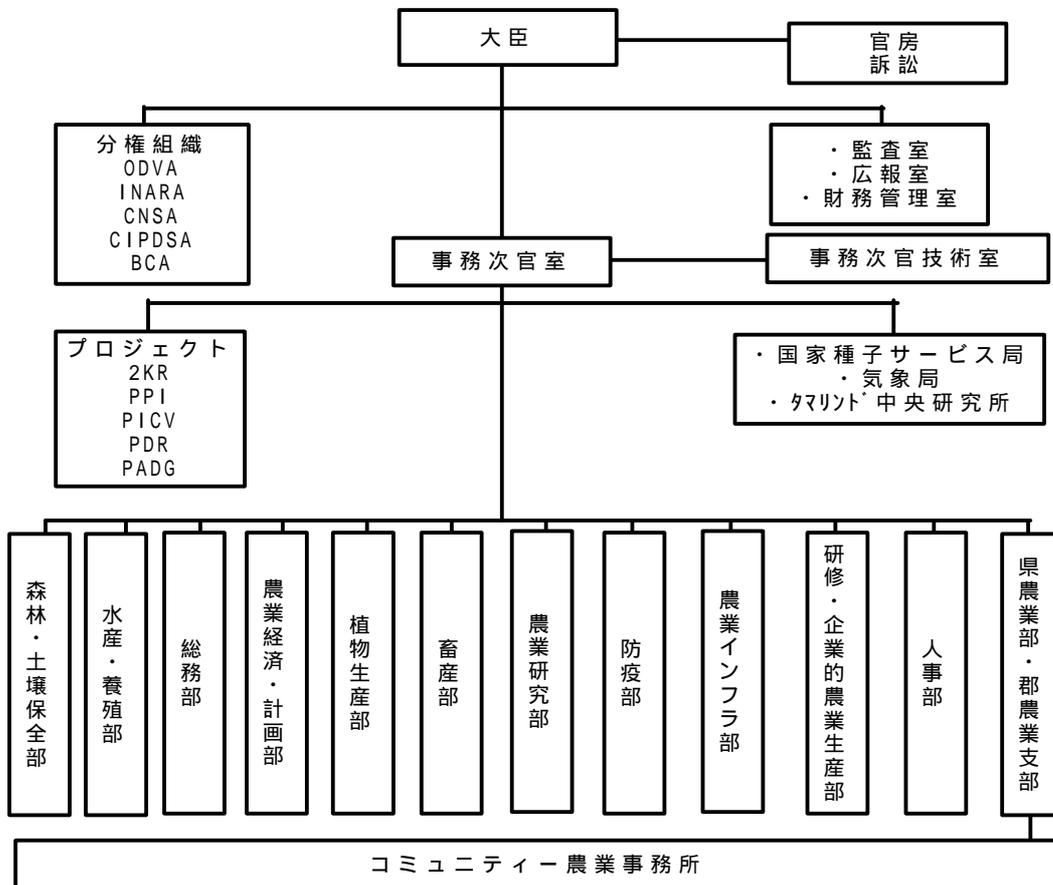


図 4-1-1 農家・天然資源・農村開発省の組織図

注：
 ODVA：Artibonite川流域開発公社
 INARA：国立農地改革支援院
 CNSA：食糧安全保障国家調整室
 CIPDSA：改良種子生産配布部門間協議
 BCA：農業信用局

表4-1-1 農業省職員数（2002年、総職員数1,314人）

技術部他（中央）			県農業部（地方）		
		人数			人数
1	大臣官房	16	1	アルティボニート県農業部	76
2	事務次官室	39	2	中央県農業部	72
3	総務部	77	3	Grand'Anse県農業部	37
4	人事部	12	4	北部県農業部	128
5	農業インフラ部	60	5	北東県農業部	54
6	畜産部	24	6	西県農業部	42
7	水産養殖部	26	7	南県農業部	151
8	植物生産部	24	8	南東県農業部	61
9	農業研究部	35	9	SDDA Nipes	44
10	研修・企業的農業生産部	37	10	SDDA Thiotte	29
11	農業経済・計画部及び 森林・土壌部	20	11	アルティボニート川流域開発公社	36
12	防疫部	21			
13	農業信用局	21			
14	広報室	13			
15	監査室	63			
16	食糧安全保障国家調整	53			
17	ハイチ大学農獣医学部 (FAMV)	4			
18	INSPECTORAT	3			
19	国立農地改革支援院	29			
20	2KR課	3			
21	国家種子サービス局	2			
22	作物生産集約化プロジェク ト	2			
計		584	計		730
総計 1314 人					

出典： BILAN DES REALISATIONS DU GOUVERNEMENT DANS LE SECTEUR AGRICOLE, PERIODE: Octovre 2001-Septemvve 2002, MARNDR, Dec. 2002

要請書の作成から調達監理、利用計画の実施促進、見返り資金の利用等、一連の 2KR 業務の実施については、1997 年に設立された 2KR プログラム室がこれまで 2KR 事業実施の中心的存在として担当してきた。現在、政府は地方分権政策を進めており、農業省内でも組織・機構改革・変更を実施した。肥料の配布体制も 2003 年 6 月に変更されたばかりである。このような組織及び実施体制の変化を踏まえ、2KR プログラム室が担当する業務内容や権限の範囲等についても変化している。しかし、同室の組織体制については、今後も大きな変更はないと同室長は述べている。

2KR プログラム室の組織図を図 4-1-2 に示す。

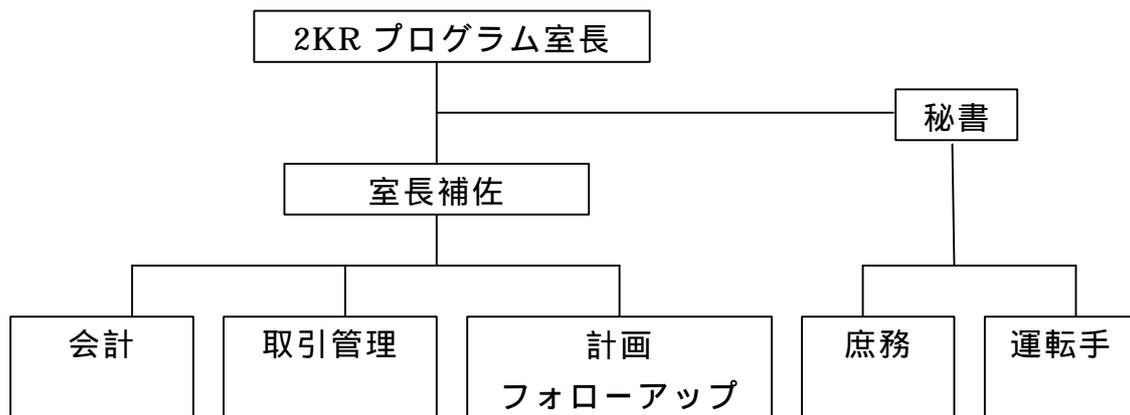


図 4-1-2 2KR プログラム室の組織図

見返り資金積み立て及び資金管理関連業務については、ハイチ共和国銀行が担当している。

2KR に関する各担当機関の業務分掌を表 4-1-3 に示す。

表 4-1-2 2KR 業務分掌

業務	責任機関・部局名
要請窓口	農業・天然資源・農村開発省
2KR 援助実施総括	同省・総務局
カテゴリー別資機材（肥料）	同省 2KR プログラム室
要望調査票作成	同省 2KR プログラム室
入札実施・管理	同省総務局
配布業務実施	同省 2KR プログラム室および農業省の各地方事務所（DDA）
配布業務の監理監督	同省 2KR プログラム室
見返り資金積み立て管理機関	同省会計局
銀行取り極め締結 支払い授權書発行	ハイチ共和国銀行
全体業務監理・調整	同省 2KR プログラム室

注：2003 年度 2KR 要請書及び調査情報をもとに作成

農業省の全体予算は、BILAN DES REALISATIONS DU GOUVERNEMENT DANS LE SECTEUR AGRICOLE, PERIODE: Octobre 2001-Septembre 2002, MARNDR, Dec. 2002 に記載されている。2001/2002 年度の農業省全体の予算は概略の円換算値で、業務予算が 11.5 億円、投資予算が 28.5 億円、総計 39.9 億円である。「ハ」国通貨による予算額を表 4-1-2 に示す。

表4-1-3 農業省予算（2001/2002年度）

	予算額（グルド）	円換算（億円）
業務予算	254,387,289	11.5
投資予算	632,812,442	28.5
計	887,199,731	39.9

出典： BILAN DES REALISATIONS DU GOUVERNEMENT
DANS LE SECTEUR AGRICOLE, PERIOD: Octobre
2001-Septembre 2002, MARNDR, Dec. 2002

注：1ドル = 24.43グルド（2001年平均レート）、1ドル = 110円で換算。

2KR 資機材の調達、配布および監理に関する実施機関及び担当部局は表 4-1-3 に示す通り、農業省内部機関及び省外部の銀行に分散している。また、2KR プログラム室以外の農業省職員で 2KR の業務に従事する場合には、2KR 以外の業務との兼務で担当している場合が多いため、2KR 業務に関する全ての職員数及び業務に関する予算額を特定することはできない。

4-1-2 配布・販売方法

（1）配布販売方法

1985 年以降の過去 8 年間における「ハ」国の 2KR 資機材調達実績によれば、肥料の調達が主であり、援助金額の大部分を占めている。この 8 年間に 4 回農業機械類が調達されているが、最も農機調達額が多い 1998 年で調達額全体の 20%程度と、供与額全体に占める比率は比較的小さい。従って、調達及び配布・販売体制に関しては、基本的に肥料を対象として記述する。

農業省は、2003 年に 2KR 資機材の配布体制および配分量の決定方法を変更した。新しい配布販売方法の手順については以下の通り。

農業省および 2KR 対象農業省各県支局（DDA）およびアルティボニートバレー開発機構（ODVA）は、資機材がポルトプラン스에荷揚げされる前の段階で会合を開き、要請書に記載された各県必要数量の内訳および調達資機材の数量に基づき各対象県毎の調達数量を決定する。

各 DDA および ODVA は決定された各県毎の調達数量に基づき資機材販売対象者および販売数量の一覧表を作成する。

調達資機材はポルトプラン스에所在する農業省の倉庫および農業省と契約を結んだ産業倉庫公社(SONAPI)が管理する倉庫に搬入・保管される。しかし、ODVA へ分配される資機材については、一旦農業省の倉庫に搬送された後、ODVA の倉庫に搬入・保管される。

- アルティボニート県以外の場合 -

各県の農民、農民団体、NGO、民間企業等は支払小切手をそれぞれの地域を管轄する DDA に提出し、資機材配布状の原本および写 1 を受領する。資機材配布状は原本 1 部、写 3 部で構成され、写 2 は DDA の会計ファイルに保管され、写 3 は支払い小切手と共に農業省の 2KR 会計局に送付される。

農民等は農業省の 2KR 会計局に資機材配布状の原本及び写 1 を提出し、支払小切手受領書と資機材引き取り書を受領する。

農民等は支払小切手受領書と資機材引き取り書を農業省倉庫もしくは産業倉庫公社に提出し、肥料を受領する。

農業省は支払小切手を銀行に送付し、資機材の代金を見返り資金口座に振り込む。

- アルティボニート県の場合 -

ODVA は肥料配布計画リストを農業信用金庫（BCA）に送付する。

アルティボニート県に所在する農民等は BCA にて自らが購入可能な資機材の数量を確認した後、BCA の口座に該当する代金を入金する。

農業信用金庫は農民等に対し、振り込み証明書を発行する。

BCA は銀行から振り込み証明書発行者リストを入手し、同リストに記載のある農民等から振り込み通知書の提示を受けた場合、農民等に対し資機材引き取り書を発行する。

農民等は ODVA の倉庫に出向き、資機材引き取り書と引き換えに資機材を受領する。

BCA は農民等から入金された資機材代金を見返り資金口座に振り込む。

以上の配布システムの概略を 4-1-3 に示す。

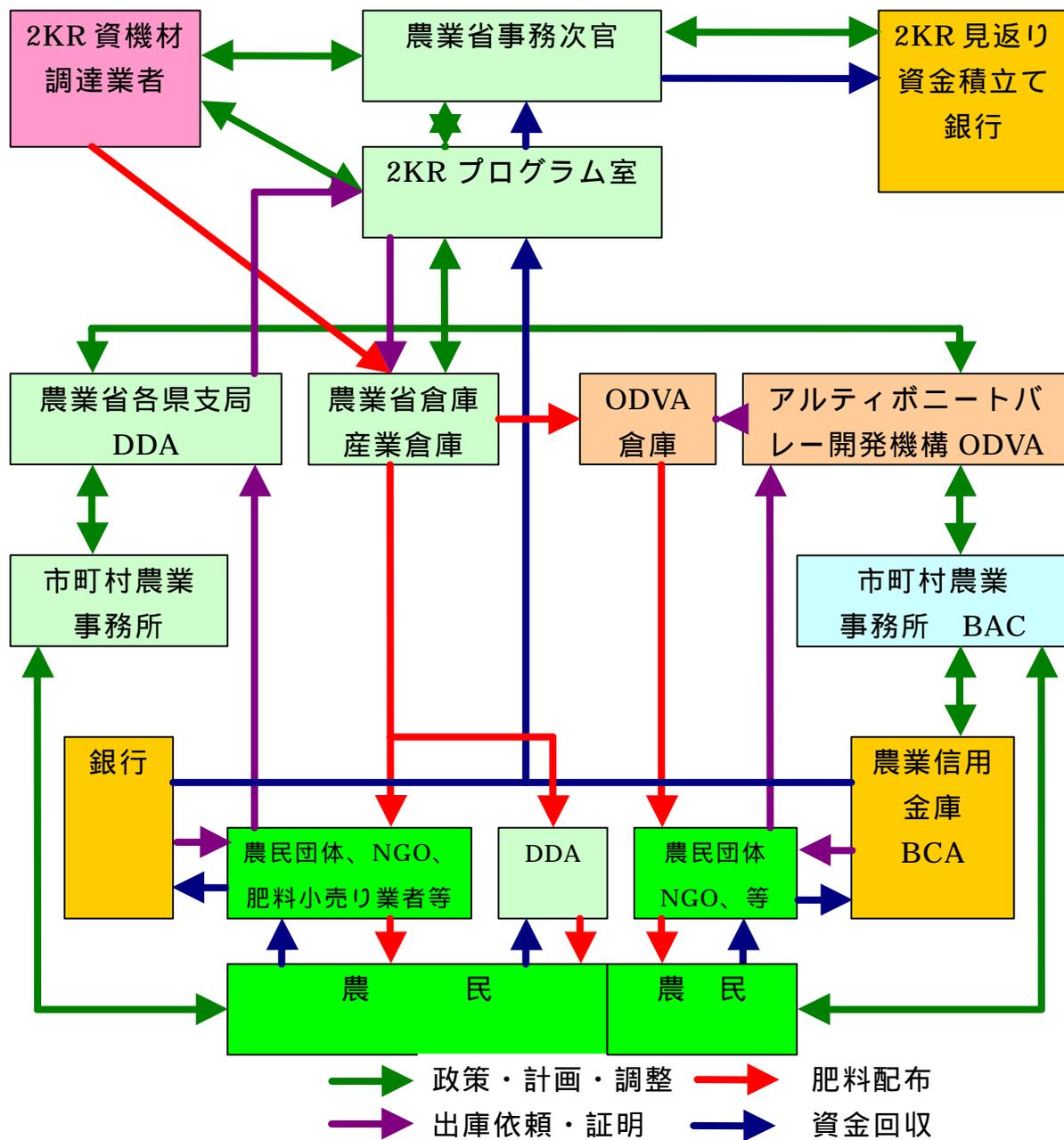


図 4-1-3 肥料配布及び資金回収システム経路図

(2) 販売先

農業省が流通させている 2KR 肥料の販売先は、NGO、民間業者、大農園主、農民組織、農業省地方局及び農業省プロジェクトである。農業省 2KR プログラム室がまとめた肥料販売先データ集計を表 4-1-4 に示す。

表4-1-4 販売先別数量
(2001年度2KR分、2003年に販売。)

	販売先	団体数	販売数量 合計(袋)	全販売数量に占 める比率(%)	数量/団体
1	NGO	7	3,125	1.6	446
2	大農園主	32	5,289	2.7	165
3	農業省内機関	15	112,424	57.6	7,495
4	農民組織	103	33,565	17.2	326
5	販売業者	115	40,731	20.9	354
	計	272	195,134	100.0	717

出典：農業省資料

注：1袋は、50kg。195,143袋=9,756.7ト。

表4-1-4から、最多数量の販売先は、農業省内機関であり、全体の57.6%と半分以上を占めている。とりわけ、農業省内の各機関向け肥料の約92%2KR調達量全数量の約半分をアルティボニートバレー開発機構(ODVA)が受け取っており、アルティボニート川流域の農業地域で使用していることになる。「ハ」国政府が調達する肥料には、2KR調達肥料の他に2KR見返り資金及び農業省独自予算で調達した肥料があり、農業省が扱う肥料の大半をアルティボニート地域に投入している訳ではない。しかし、他の地域に比べ高い優先度を置いていることは明らかである。

次に販売数量が多い販売先は、農業資機材流通販売業者と農民組織で、それぞれ20.9%と17.2%を占めている。NGOや大農園主の受取割合は、1.6%と2.7%と非常に少ない。肥料消費に対する需要と購買力の点から最も大きな可能性がある大農園主に対する販売量がこのように少ないのは、農業省が意図的に販売を制限しているためと考えられる。小農・貧農支援を目的とした2KR資機材の販売先ターゲットとしては、妥当な配布先数と評価できる。しかし、NGOは小農支援のために活動している場合が多く、NGOへの配布を制限した場合、傘下の農民組織や農民の肥料利用が困難となることが懸念される。

農業省では、農民及び農民組織は各県支局が認可した個人および団体、農業資機材販売業者は商業登録の証明書を提出できる業者、NGOはNGO登録を受けた団体とし、肥料の供給が受けられる基準が設定されている。

尚、農業省では、肥料調達前に決定した販売計画および各地方の農業事情を考慮して農業省各県支局が販売先と販売量を決定するシステムを採用している。

2KRプログラム室は、肥料の配布に関する関係各組織間の調整、具体的には、各県支局が決定した販売先及び販売量に基づき、配布が迅速且つ適正に行われるための事務手続きを実施している。

農業省は、各販売先への販売量について、肥料の種類にかかわらず 50 袋以上、500 袋未満と規定している。50 袋未満でも 500 袋以上でも販売できない。これは、肥料配分が特定の個人や業者に偏らず、経済的配布体制を確立するための措置である。

肥料の販売は規定の販売制限内であれば基本的に購買申請者の先着順で行われる。農業省倉庫に肥料が到着し、販売が開始された時点で先に購買申請を県支局に提出したものが肥料を購入できる可能性が高い。ただし、購買予定者として、支局のリストに組織の名称と予定数量が記載されていることが条件となる。各支局の販売先リストは市町村農業事務所(BAC)の調査等で販売開始より以前に作成されている。本システムは、行政の地方分権化に伴って 2003 年度より導入されたもので、未確立の地域では今後整備される予定である。

肥料の販売手続きの過程で現金は扱わず、銀行の裏書き付き会社発行小切手、あるいは銀行発行の現金引き換え小切手の 2 種類以外は受け付けない。これは各機関での手続き過程において発生する事故や不正を防止するためである。

また、農業省の各県支局が直接農家や肥料小売店等に販売する肥料があり、販売収益が各事務所の経費として利用されている。このようなことは、金額や取扱量の多少にかかわらず、公的機関としての政府の機構・機能から見て適切ではない。各事務所の独自の裁量による不透明な資金源となり、腐敗・汚職の原因となる可能性がある。また、肥料を購入できなかった業者や農家の反感を買い、行政に対する批判や反発の材料となる可能性が高いため、より一層の公的機関の公平性と透明性を図る努力が望まれることを調査団側より説明した。しかし、「八」国側から、農業省による肥料の直接販売は、2KR が導入される以前から続いている伝統的なシステムであり、零細農家への販売や農業省の実施するデモンストレーションプロジェクト等に使用していること、取扱量としては、500 袋前後と少ないので、肥料マーケット全体には影響を及ぼす規模ではないことから上述のシステムをなくすことはできない旨の説明があった。

(3) 販売価格

肥料の価格体系は卸売り、小売り等の各流通段階および農業省から流通業者や ODVA への各流通業者の経路によって異なる。

第一の流通経路として農業省から流通業者、農民団体、NGO 等への卸売りがある。卸売りを受けた業者や NGO は小売店に販売し、そして小売店は農家に小売りする。

第二の流通経路として農業省地方局が省の予算で省から肥料を購入し、地方局が直接農民への小売りする経路がある。これは、特に農業省の行う試験研究や普及プロジェクトなどの目的で利用されるものである。

第三の流通経路としてアルティボニート県において ODVA が管轄する灌漑区の農民団体等に対する ODVA からの販売がある。肥料は農業省倉庫から直接 ODVA の倉庫に移動

され、販売や資金回収についても ODVA が独自に管理運営する。

これらの流通経路は、重複して運用されている場合があり、流通経路、販売地域および輸送・保管の条件によって販売価格は異なる。以下に主要な流通経路における価格状況の概要を説明する。

農業省卸販売価格

第一の流通経路である農業省が中間業者に配布販売する資機材価格は、農業省内関係機関協議によって決められている。この価格は、調達価格と調達にかかる費用（輸送費、荷役費、倉庫料、その他の管理費等）見返り資金の積み立て義務額、一般市場価格と農家に対する価格補助政策とを加味し、最終的に農業省事務次官が決定する。

2003年に農業省が販売した肥料価格を表4-1-5に示す。この価格は、2KR 調達肥料、見返り資金調達肥料、政府資金調達肥料とも同じである。

表4-1-5 2KRによる調達肥料の農業省販売価格（2003年度実績^{注1}）

種 別	販売価格（1袋50kg当たり）	円換算値 ^{注2}
尿素	265 グルド	693円
複合肥料 20-20-10	230 グルド	602円
複合肥料 16-10-20	225 グルド	588円
複合肥料 12-12-20	225 グルド	588円
複合肥料 12-24-24	200 グルド	523円
硫安	160 グルド	418円

注1：2001年度分が2003年に現地に届き、販売された。

注2：1ドル = 42.06グルド、1ドル = 110円としての概算値

出典：農業省資料

農民への小売り販売価格

農業省から肥料を調達した各 NGO、民間業者、農民組織、農業省内機関及び農業省プロジェクトはそれぞれの活動地域においてエンドユーザーである農民に肥料を小売り配分する。農民への小売価格は、それぞれの機関・組織や地域の事情、または小売り・流通形態等によって異なる。

農業省は肥料小売り販売業者のために、小売り価格の上限指標を設定しており、小売り価格指標を守らない業者に対しては次回の販売を拒否する等の措置を講じているとしている。しかし、小売り業者は二重価格を設定していることが多く、品薄の状況では店頭では販売しないため、現実的には農業省から各肥料小売り業者の販売価格を調整・確認することは極めて困難である。

2003年に Kenscoff 地域の農民組織が農家に販売した肥料小売価格は、現地聞き取り調査結果によると、農業省から直接購入した複合肥料で 305 グルド/袋、民間業者を

經由して調達した複合肥料で 600 グルド / 袋であった。尚、同農民組織の調査では、同じ地域の一般肥料小売販売店では、3 月から 8 月の需要期に同一種類の複合肥料が 700 ~ 900 グルド / 袋で販売されていた。

2003 年の場合、肥料を一般の小売店から購入する場合は、農業省販売経路による小売価格の 3 倍であった。これらの一般小売り販売店の肥料は販売店の店頭には置いておらず、特別の口利きで裏口販売されるため、通常では購入できない。農民組織関係者はこれらの流通経路を闇市場と呼んでいる。

肥料小売価格急騰は、農業省倉庫に肥料の在庫が底をつく時に発生する。2003 年の場合、農業省の調達肥料が何らかの原因で到着・入庫が遅れ、小売価格が急騰したと考えられている。価格安定化のためには、農業省倉庫における在庫切れを防止することが、必須条件であると農業省では判断している。そのため、見返り資金を利用した肥料調達や農業省の独自予算による肥料調達を行っている。しかし、現在肥料の流通は農業省の寡占状態で、肥料の安定供給のために民間企業の機能を期待することは困難である。

アルティボニート県の農民が第三の流通経路である ODVA より肥料を購入する場合、農民は農業信用金庫（BCA）に信用手形あるいは現金支払によって代金決済を行う。この場合の肥料小売価格を表 4-1-6 に示す。

表4-1-6 2KRによる調達肥料小売り価格（2003年度BCA実績）

種 別	販売価格（1袋50kg当たり）	円換算値 ^{注2}
尿素	290 グルド	758円
複合肥料 20-20-10	255 グルド	667円
複合肥料 16-10-20	250 グルド	654円
複合肥料 12-12-20	250 グルド	654円
硫安	185 グルド	484円

注2：1ドル = 42.06グルド、1ドル = 110円としての概算値

出典：現地調査資料

肥料価格補助

「補助」は民間市場における肥料の CIF 価格と農業省の肥料卸売価格との差を指す。農業省は 1996 年にこの補助率を 33%としたが、ハリケーン被害や病害の発生による農家救済の必要性及び米ドルとの為替変動等の理由によって 1998 年から補助率を 55%に引き上げた。1999 年に作成された補助削減計画では、2006 年までに段階的に補助率をゼロに削減する計画であったが、経済不安定と農民団体からの強い要請があったことを理由として補助削減計画は中止され、補助率は 55%に据え置かれたまま今日に至っている。

農業省は、補助率を削減し、農家の自立と民間市場の活性化を促進したい考えであるが、政治的判断を要する課題であり、現状では補助率削減が行われる可能性は極めて小さい。

(4) 在庫管理

肥料に対する国内需要は大きく、2KR 調達肥料の在庫が到着後数ヶ月で底をつく状況である。2003 年の肥料需要期には在庫が底をつき、小売価格の急騰を招いた。農業省では、在庫管理は特に価格安定の面からも重要であると考えている。今後は、在庫切れを起こさないよう、在庫管理を徹底すると同時に末端価格調整用の緊急在庫を確保することを考えている。

過去 5 年間の 2KR 調達肥料は、表 4-1-7 に示すとおり全量販売され、在庫はない。

表4-1-7 2KRで調達した肥料の数量と配布量及び在庫量データ
(過去5年間、1997年～2001年)

肥料の種類	仕様	年度	調達量(ト)	販売量(ト)	在庫量(ト)
尿素	46%	1997	5,175	5,175	0
硫安	21%	1997	387	387	0
複合肥料	12-12-20	1997	2,540	2,540	0
複合肥料	16-10-20	1997	2,081	2,081	0
複合肥料	20-20-10	1997	3,110	3,110	0
1997年度分合計			13,293	13,293	0

肥料の種類	仕様	年度	調達量(ト)	販売量(ト)	在庫量(ト)
硫安	21%	1998	1,287	1,287	0
複合肥料	12-12-20	1998	1,448	1,448	0
複合肥料	12-12-20	1998	2,000	2,000	0
複合肥料	20-20-10	1998	5,000	5,000	0
尿素	46%	1998	6,400	6,400	0
硫安	21%	1998	2,770	2,770	0
1998年度分合計			18,905	18,905	0

肥料の種類	仕様	年度	調達量(ト)	販売量(ト)	在庫量(ト)
尿素	46%	1999	1,727	1,727	0
硫安	21%	1999	4,000	4,000	0
複合肥料	12-12-20	1999	4,129	4,129	0
複合肥料	16-10-20	1999	2,000	2,000	0
複合肥料	20-20-10	1999	3,900	3,900	0
1999年度分合計			15,756	15,756	0

肥料の種類	仕様	年度	調達量(ト)	販売量(ト)	在庫量(ト)
尿素	46%	2000	1,957	1,957	0
複合肥料	12-12-20	2000	3,000	3,000	0

複合肥料	16-10-20	2000	1,515	1,515	0
複合肥料	20-20-10	2000	3,000	3,000	0
複合肥料	12-24-24	2000	800	800	0
2000年度分合計			10,272	10,272	0

肥料の種類	仕様	年度	調達量(ト)	販売量(ト)	在庫量(ト)
尿素	46%	2001	3,000	3,000	0
硫安	21%	2001	901	901	0
複合肥料	12-12-20	2001	1,470	1,470	0
複合肥料	16-10-20	2001	1,470	1,470	0
複合肥料	20-20-10	2001	2,100	2,100	0
複合肥料	12-24-24	2001	500	500	0
2001年度分合計			9,441	9,441	0

出典：「八」国農業省作成 2KR要請書 (PROGRAMME POUR L'AUGMENTATION DE LA PRODUCTION ALIMENTAIRE KR2, REQUETE KR2/2003)

4-1-3 販売後のフォローアップ体制

農業省が現在実施している肥料販売後のフォローアップの内容としては、小売り末端価格のモニタリングと、農民に対する肥料使用技術の普及及び肥料配布システム全体のフォローアップ業務がある。その概要は以下のとおり。

(1) 肥料小売末端価格のモニタリング

小売末端価格のモニタリングについては、各県、市町村において、それぞれのモニタリング担当者が定期的に市場を回り小売価格の調査を行っている。全国の肥料小売価格モニタリング担当者が月例会議を開催して調査結果を発表している。2003年の市場価格上昇については、財務省とも協議し、肥料の末端価格安定化対策の検討を実施した。

(2) 農民に対する肥料使用技術の普及

農民に対する肥料の利用技術を指導するため、全国の各市町村農業事務所(BAC)に技術普及員を配置しており、普及員が定期的に村落を巡回し、農民の諸問題解決のための活動を実施している。特に肥料使用については、肥料購入の申請から配布、利用技術に関する指導まで実施している。また、ODVAのプロジェクト地域においては、農業省のBAC普及員に加え、ODVAの村落担当普及員が各担当地域に居住して、農民に対する営農技術の改善指導を実施している。

(3) 肥料配布システム全体のフォローアップ

2KRプログラム室にフォローアップ担当部署を設置しており、2KR及び2KR見返り資金プロジェクトの全体的状況把握と課題抽出、対策案の検討、提言をまとめて、定期的に農業省次官に報告している。なお、これらの報告書は日本大使館との協議の際にも

提出された。農業省次官は、この報告書の提言を受け、2KR 肥料配布システム等の改善のための指示を関係各部局に行っている。

(4) モニタリング体制および計画

今後のモニタリング体制整備に関する 2KR プログラム室長のコメントの概要を以下に記す。

肥料の在庫が底をつき、計画した時期に肥料の入荷がない場合には、市場が逼迫し、末端価格上昇が発生することは 2003 年の例からも明らかである。現在の肥料配布体制では、このような緊急時には十分な対応ができない。また、これまで、農業省内部の担当者が不正を行うような事態を想定していなかったため、適切に対応できなかったことも事実である。このような想定外の事態により適切かつ迅速に対処し、その要因を改善することが今後のモニタリング体制構築の課題である。2KR プログラム室が持っている監督・検査機能を充実させ、不正防止対策に役立てる考えである。また、各 DDA から販売先リストを取得し、そのリストに基づく追跡調査及びフォローアップ体制を早急に確立する予定である。

「ハ」国では、地方分権政策に基づく行政改革を実施中であり、肥料配布機関が 2KR プログラム室から DDA に変更されて間もない。地方組織によっては、新しい配布システムについて十分に理解・認識されていない状況が見受けられる。これまで 2KR プログラム室が蓄積した肥料配布にかかる経験とノウハウをもとに、肥料配布のマニュアル化を進め、各地方組織の担当者に徹底し、より効果的な配布システムを確立することが求められている。

末端利用者・農民の状況及び課題を分析把握し、必要な対策を講ずることができる体制の構築が 2KR プログラム室に求められている。

2KR プログラム室がモニタリング体制構築の目的と必要性について十分理解していることが伺える。具体的なモニタリング体制構築にあたっては、日本側からの支援が重要と考えられる。

4-2 見返り資金の管理体制

4-2-1 管理機関の組織、人員、予算等

農業省は、2KR 事業の円滑な実施のため 1997 年に 2KR プログラム室を次官の下に設置している。人員構成は室長 1 名、室長代理 1 名、会計係 2 名、取引管理係 3 名、秘書 2 名、運転手 1 名の総勢 10 名である。

2KR プログラム室はすでに前項の 4-1-1 実施機関の組織、人員、予算等、において記述した通り、2KR 資機材調達の実施について中心的な役割を担っており、2002 年までは

国内における肥料の配布責任機関でもあった。しかし、配布体制については、2003年6月の地方分権政策によって各県農業支局(DDA)がその役割を担う事になった。

2KR プログラム室は引き続き、資機材調達と倉庫からの出庫管理、適切な配布管理のためのモニタリング、資金回収、見返り資金積み立て業務の中心を担っている。

見返り資金の積み立ておよび利用にかかわる機関は、2KR プログラム室、総務部会計係、農業省次官及び見返り資金積立銀行である。これらの見返り資金管理業務の最高責任者は農業大臣であるが、積み立て及び利用にかかる実務上の判断は農業省次官によって行われている。

なお、見返り資金管理にかかる各組織の予算は農業省予算の中に含まれており、各予算額を特定することはできない。

4-2-2 積み立て方法、積み立て体制

前項の図 4-1-3 肥料配布システム経路図において 2KR 資機材配布にかかる見返り資金の回収経路を示した。エンドユーザーが金融機関へ支払った肥料代金は、小切手で農業省の各県支局を通して 2KR プログラム室に集められる。2KR プログラム室では小切手の金額と内容を精査し、総務部を經由して次官室へと送付する。小切手は見返り資金積み立て銀行に送付され、見返り資金口座に積み立てられる。

過去6年間に積み立てられた見返り資金を表 4-2-1 に示す。

表 4-2-1 2KR 見返り資金の積み立て状況 (2003年9月26日現在)

年度	E/N 署名日	供与額 (円)	為替レート (対日本円)	積み立て義務額 (現地通貨)	積み立て実績額 (現地通貨)	積立率 (%)
1995	'96/1/9	4億	106.60	29,400,000.00	28,350,000.00	96.43
1996	'96/6/19	4億	109.72	30,573,899.00	24,893,475.00	81.42
1997	'97/12/23	4億	120.75	21,217,969.00	16,881,825.00	79.56
1999	'00/4/6	4億	104.75	30,690,340.00	24,799,837.00	80.80
2000	'01/4/17	3億	123.36	25,973,273.00	25,973,273.00	100.00
2001	'02/1/7	3億	132.66	27,279,719.00	27,279,719.00	100.00
合計	-	22億	-	165,135,200.00	148,178,129.00	89.73

出典：日本大使館提供資料

表 4-2-1 によると見返り資金は、2000年以降、積み立て義務額の100%を達成している。見返り資金の事務手続き等の管理は、2KR プログラム室で行っているが、資金口座の実質的な入出金管理は次官が行っている。見返り資金積み立てプロセスの概略を図 4-2-1 に示す。

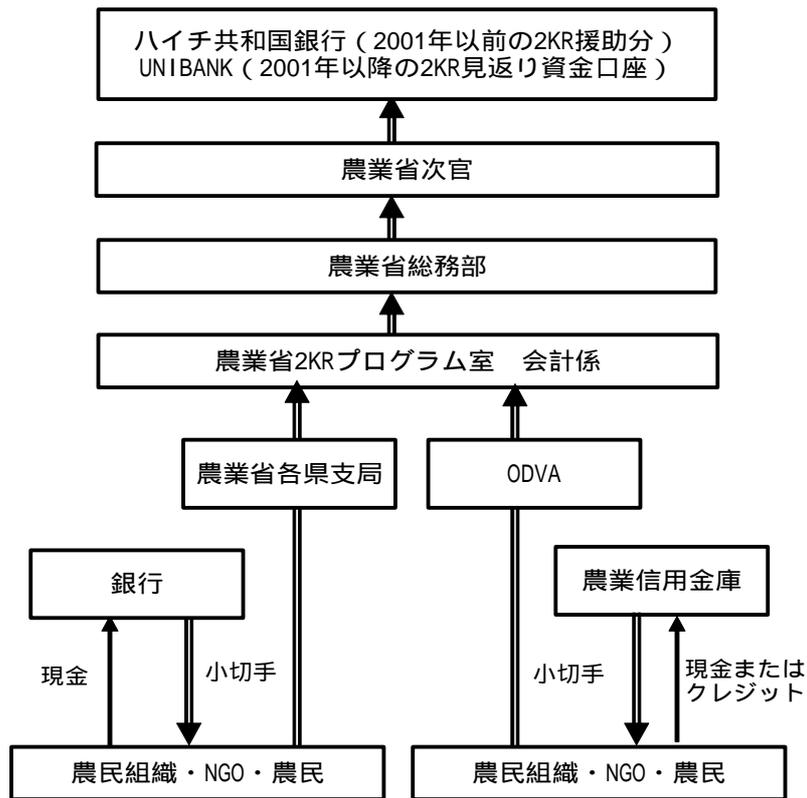


図 4-2-1 見返り資金積み立て経路

見返り資金の積立額やその内容に関する妥当性の評価は、政府の独立機関である高等会計検査院の指導・監査を受ける。民間の監査法人も存在するが、これまでに監査を受けた経験はない。また、要請した実績もない。

本調査団と「八」国実施機関の間で見返り資金の管理及び利用に関する以下の合意がなされた。

農業省は独立機関である高等会計検査院の指導のもとに見返り資金積み立てを行う。高等会計検査院との都合がつかない場合は国際的な資格を有する民間の監査会社を活用する。

農業省は見返り資金口座計算書を3ヶ月毎に日本国大使館に提出する。

農業省は「見返り資金使用計画」を日本国大使館に報告する。

4-2-3 見返り資金プロジェクトの選考と実施報告

これまでの見返り資金の利用実績を表 4-2-2 に示す。利用内容として農業省の行う灌漑事業の補填資金、2KR 資機材配布にかかるモニタリングと実施促進業務のための車輛購入、肥料在庫調整のための追加肥料購入に充てられている。

表 4-2-2 見返り資金の利用状況(1995 年度以降、2003 年 9 月 23 日現在)

資金利用承認日	使用金額(グルド)	見返り資金年度	プロジェクト名	実施責任機関	プロジェクト概要	現状
	3,000,000	1995 年度	北部地区小規模開発クレジット	農業省農務部(北部)	農村部での資機材小売所の設置、農業資機材へのアクセス改善	実施済
	2,000,000	1995 年度	北部地区小規模開発のための資機材小売所	農業省農務部(北部)		実施済
1997 年 4 月	5,778,125	1997 年度	北西部灌漑 400ha	農業省農務部(北部)	土地生産性向上 400ha	実施済
1997 年 6 月	9,735,200	1997 年度	肥料購入(2KR 1995 年と 1996 年分の間隙を埋めるため)	農業省農務次官	在庫不足を招かないため	実施済
1997 年 7 月	2,733,600	1997 年度	制度・組織支援(車輛 6 台調達、モニタリングと評価のため)	農業省農務次官	運営モニタリング	実施済
1998 年 7 月	12,238,875	1998 年度	肥料購入(2KR 1996 年と 1997 年分の間隙を埋めるため)	農業省農務次官	在庫不足を招かないため	実施済
2000 年 7 月	15,246,000	2000 年度	肥料購入(2KR 1997 年と 1998 年分の間隙を埋めるため)	農業省農務次官	在庫不足を招かないため	実施済
2001 年 5 月	24,758,000	2001 年度	肥料購入(2KR 1999 年と 2000 年分の間隙を埋めるため)	農業省農務次官	在庫不足を招かないため	実施済
2001 年 5 月	6,067,160	2000 年度	Lastic 平野農業灌漑計画	プロジェクト責任者	土地生産性向上 600ha	実施済
2002 年 6 月	10,024,000	2002 年度	肥料購入(2KR 2000 年と 2001 年分の間隙を埋めるため)	農業省農務次官	在庫不足を招かないため	実施済
2003 年 5 月	25,672,500	2003 年度	肥料購入(2KR 2001 年と 2002 年分の間隙を埋めるため)	農業省農務次官	在庫不足を招かないため	実施済
計	117,253,460					

出典：「八」国農業省作成 2KR 要請書、他

見返り資金プロジェクトの選考は次のようなプロセスを経て決定される。また、使用目的は基本的に 2KR 資機材調達事業をより効果的に実施するためのものを優先させている。

見返り資金プロジェクトは、基本的に各県支局長が各地域の要望をとりまとめ、農業省次官宛に提出する。

各要望内容を 2KR プログラム室がとりまとめ、利用計画を策定し次官に提出する。

次官がプロジェクト内容を検討し、優先順位をつけて計画案を策定する。この計画案に基づき 2KR プログラム室が見返り資金プロジェクトの要請書を作成する。

見返り資金プロジェクト要請書が農業省次官から農業大臣へ提出され、外務大臣を経由して日本大使館に見返り資金使用承認を要請する。

日本大使館は要請を受けた事業の目的や内容及び妥当性を評価する。

2KR プログラム室では見返り資金プロジェクトは適切に実施されたと評価している。

見返り資金プロジェクトの内容に関して、本調査団と 2KR プログラム室の間で以下の合意が成された。

「八」国側は、小農支援及び貧困削減に資するプロジェクトに見返り資金を優先的に使用する。

「八」国側は、同国が費用を負担し、見返り資金の管理及び使途に係わる外部監査を導入する。

以上の合意事項実現のため、2KR プログラム室は、モニタリング及び評価業務を適切に実施するために、評価業務活動に対する 2KR 見返り資金の利用が可能となるよう配慮を要望した。

4-2-4 外部監査体制

見返り資金プロジェクトの実施について、これまでは 2KR プログラム室が中心となって評価を実施してきた。また、独立機関である高等会計検査院の指導のもとに見返り資金積み立てを実施している。この体制に加え、「八」国は自らの費用で見返り資金の管理及び使途に係わる外部監査を導入する旨本調査団との間で合意した。

4-3 モニタリング・評価体制

4-3-1 日本側の体制

(1) 在ハイチ日本大使館の体制

在ハイチ日本大使館では、2KR を「八」国における経済協力支援の柱として位置づけ、最大の支援効果が得られるよう「八」国実施機関側との緊密な連携を図っており、定期的会合において 2KR 実施上の諸課題に関する情報交換と資料データの蓄積および実施機関に対する指導・助言を行っている。

(2) JICA の体制

「八」国には JICA 事務所は存在せず、隣国のドミニカ共和国にある JICA 事務所が兼轄している。「八」国の国内治安情勢が不安定であることと、支援自粛の国際協調等の理由から、現在は開発調査等の調査は行われていない。また、技術協力専門家の派遣は少なく、青年海外協力隊員は派遣されていない。現在実施されている協力案件としては、医療および教育に関連する草の根無償、食糧援助(KR)および 2KR のみである。

2KR に関する情報収集及び実施促進に関わる協議等については、これまで本邦からの出張によって JICS 職員が対応してきた。政府組織・機関の改革や変更内容、農業に

関連する諸計画や施政方針の変更等に関する最新の基本的情報が不足していることから、情報収集のためのシステムが必要である。現地に JICA の連絡窓口を設置し、「ハ」国側実施機関との緊密な連携による実施促進の体制構築も対策として考えられる。

4-3-2 当該国の体制

2KR プログラム室は、2KR 資機材の利用状況を把握するため、農村におけるモニタリング調査を農業経済・計画部と連携して実施している。調査内容は、肥料の末端小売価格、農民に対する肥料使用技術の普及状況、肥料配布システムの調査である。末端小売価格の調査については、各県、各市町村において、調査員が定期的に農村を巡回し、小売価格の調査を実施している。

また、見返り資金プロジェクトの実施状況調査を行い、各プロジェクトの効果に関する分析結果を定期的に農業省次官に報告している。

この報告をもとに、農業省次官は肥料の配給割り当て等の政策的判断を行う。

2KR プログラム室が中心となって実施しているモニタリング体制の概略を図 4-3-1 に示す。

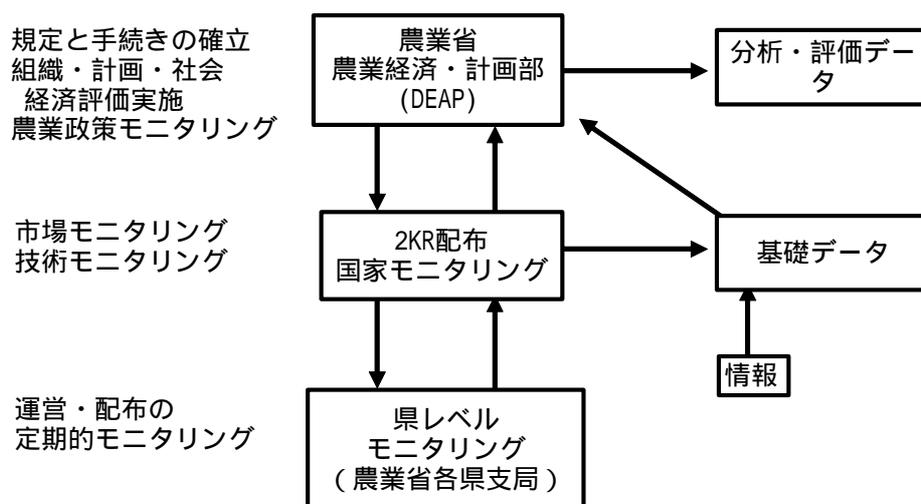


図 4-3-1 2KR プログラムの運営・モニタリングシステム

出典：2003年度2KR要請書

本調査団は、実施機関の現状のモニタリング体制では不十分であると判断し、今後の2KR 実施のための条件として、運営・配布におけるモニタリング体制の強化が必要である旨を伝えた。「ハ」国側実施機関は、調査団の申し入れを受け入れ、モニタリング体制を強化することに合意した。今後、構築するモニタリング体制の詳細については本調査団と実施機関が作成した会議議事録(ミニッツ)を参照のこと。

4-3-3 政府間協議会と 2KR 連絡協議会

2KR による資機材調達業務及び見返り資金プロジェクトの効果的実施のため、2KR が実施された年度に 1 回「八」国実施機関及び援助関係機関と日本国政府との間で 2KR 実施にかかる政府間協議（コミッティ）を実施している。

本調査団との協議において「八」国側は、コミッティの他に、四半期に 1 回、2KR 連絡会を開催することについて合意し、この連絡会においてコミッティと同様な事項と、新たにモニタリング体制及び進捗状況の報告、透明性の確保とステークホルダーとの意見交換状況等の事項について意見交換を実施する予定である。

4-3-4 広報及びステークホルダーに対する説明機会の確保

(1) 2KR 及び見返り資金プロジェクトの実施にかかる広報

2KR プログラム室は、E/N の調印や 2KR 資機材の「八」国への到着の機会にテレビ・新聞などのマスメディアを通してその状況を一般国民に知らせるため広報を行ってきた。

また、2KR の内容と状況を国民に理解してもらうことを目的として、2003 年 4 月より広報用ビデオを制作中である。2KR 資機材の調達、検収、配布および利用状況等、一連の業務の過程をビデオ制作会社に委託して撮影している。本調査時点である 2003 年 11 月現在、同ビデオは編集の最終過程にあり、2004 年の前半には完成予定である。完成後、2KR 広報用ビデオとして関係機関に配布すると同時に全国でテレビ放映を行って国民の理解を高めるための広報とすることを計画している。

(2) ステークホルダーに対する説明機会の確保

農業省と大手の農業資機材業者とは、肥料の調達・配布に関して競合関係にあり、これまで直接的な話し合いが行われおらず、業者から十分な理解と協力が得られていない。このような状態を改善するため、農業省の意向を説明し、情報を共有する機会を持つことを検討している。

2KR プログラム室は、日本との定期協議で話し合われた内容や決定事項を、2KR に直接的間接的に関係する組織、個人、NGO、他ドナー、農民団体、農民、民間企業等に対して説明する機会を持ち、2KR 実施プロセスの様々な段階への参加機会を与えることを本調査団との間で合意した。

説明機会の確保体制等その詳細については、省内の関係者間で検討した後、その実施方法等について今後日本との 2KR 協議の中で話し合う予定である。

第5章 資機材計画

5-1 要請内容の検討

「八」国が要請している品目・数量及びその対象地域・作物を表5-1に示す。

表5-1 要請品目・数量、対象地域と対象作物

	要請品目	最終要請数量 (当初要請数量)	対象県	対象作物
1	尿素 46%N	3,192.5 t (5,500 t)	西、アルティボニート、北、南	米及びトウモロコシ(酸性土壌)
2	硫安(18-46-0)	650.0 t (1,000 t)	アルティボニート、北、南、南東	米及びトウモロコシ(アルカリ性土壌)
3	NPK20-20-10	3,517.5 t (3,500 t)	西、アルティボニート、北、南、南東	米及びトウモロコシ
4	NPK16-10-20	2,500.0 t (2,500 t)	西、アルティボニート、南東、グランドンス	ヤムイモ、タマネギ、キャベツ、トマト
5	NPK12-24-24	1,200.0 t (2,100 t)	西、アルティボニート、北、南、グランドンス	インゲンマメ
6	NPK12-12-20	2,500.0 t (2,500 t)	西、北、南東、グランドンス	バナナ

(出典：MARNDR 回答)

「八」国の主要食用作物は、バナナ(プランタン含む)、米、キャッサバ、小麦、トウモロコシ、ヤムイモ、インゲンマメである。また、トマト、タマネギ、キャベツも副食として食されている。これらのうち、今回、国内生産をしており肥料を使用する、バナナ(プランタン含む)、米、トウモロコシ、ヤムイモ、インゲンマメ、トマト、タマネギ、キャベツの増産に必要な肥料を「八」国政府は、要請してきた。

農業生産計画として、MARNDRは「2001-2006年5カ年計画(Plan Quinquennal 2001-2006)」を2001年9月に策定しており、その中で、肥料使用の促進が組み込まれている。一方、農繁期報告として「農業セクター実行総括」を年度毎に作成しているが、活動内容及び投入資機材に関するレポートであり、生産量、栽培面積、単収等に関するデータはない。農家数及び農家規模に関する情報についても問い合わせたが、近年行った国勢調査結果は資金難のため発行に至っておらず、至近の国勢調査は20年以上前のものであり、クーデター時に紛失したためデータがないとの回答であった。施肥基準についても、現在、土壌分析を行っているところであり、完了していないためデータがないとのことである。先方は、調査団の要請に従い表5-2に示す2KR肥料の使用計画を策定したが、対象農家、対象栽培面積及び施肥基準については経験に基づく推定値をベースとしている。

表5-2 2KR肥料使用計画

尿素 46% N 稲作用(酸性土壌)

県名	対象農家数(戸)	対象農家規模(ha)	対象栽培面積(ha) a	目標単収(t/ha) b	目標生産量(t) c = a×b	施肥基準 d	必要数量(kg) e = a×d
アルティボニート	40,000	< 0.5ha	3,700	6	22,200	300	1,110,000
北	15,000	< 1ha	1,000	6	6,000	300	300,000
南	25,000	< 1ha	2,400	6	14,400	300	720,000
計	80,000		7,100		42,600		2,130,000

硫安 21% N 稲作用 (アルカリ性土壌)

県名	対象農家数(戸)	対象農家規模(ha)	対象栽培面積(ha) a	目標単収(t/ha) b	目標生産量(t) c = a×b	施肥基準 d	必要数量(kg) e = a×d
アルティボニート	20,000	< 0.5ha	300	6	1,800	600	180,000
北	5,000	< 1ha	100	6	600	600	60,000
南	10,000	< 1ha	100	6	600	600	60,000
計	35,000		500		3,000		300,000

NPK20-20-10 稲作用

県名	対象農家数(戸)	対象農家規模(ha)	対象栽培面積(ha) a	目標単収(t/ha) b	目標生産量(t) c = a×b	施肥基準 d	必要数量(kg) e = a×d
アルティボニート	60,000	< 0.5ha	4,000	6	24,000	300	1,200,000
北	20,000	< 1ha	1,100	6	6,600	300	330,000
南	35,000	< 1ha	2,500	6	15,000	300	750,000
計	115,000		7,600		45,600		2,280,000

尿素 46% N トムロコシ用 (酸性土壌)

地域名	対象農家数(戸)	対象農家規模(ha)	対象栽培面積(ha) a	目標単収(t/ha) b	目標生産量(t) c = a×b	施肥基準 d	必要数量(kg) e = a×d
西	15,000	< 1ha	350	3.8	1,330	250	87,500
アルティボニート	12,000	< 1ha	900	3.8	3,420	250	225,000
南	40,000	< 2ha	3,000	3.8	11,400	250	750,000
計	67,000		4,250		16,150		1,062,500

硫安 21% N トムロコシ用 (アルカリ土壌)

地域名	対象農家数(戸)	対象農家規模(ha)	対象栽培面積(ha) a	目標単収(t/ha) b	目標生産量(t) c = a×b	施肥基準 d	必要数量(kg) e = a×d
アルティボニート	8,000	< 1ha	200	3.8	760	500	100,000
北	5,000	< 1ha	200	3.8	760	500	100,000
南	10,000	< 2ha	150	3.8	570	500	75,000
南東	5,000	< 1ha	150	3.8	570	500	75,000
計	28,000		700		2,660		350,000

NPK20-20-10 トムロコシ用

地域名	対象農家数(戸)	対象農家規模(ha)	対象栽培面積(ha) a	目標単収(t/ha) b	目標生産量(t) c = a×b	施肥基準 d	必要数量(kg) e = a×d
西	15,000	< 1ha	350	3.8	1,330	250	87,500
アルティボニート	20,000	< 1ha	1,100	3.8	4,180	250	275,000
北	5,000	< 1ha	200	3.8	760	250	50,000
南	50,000	< 2ha	3,150	3.8	11,970	250	787,500
南東	5,000	< 1ha	150	3.8	570	250	37,500
計	95,000		4,950		18,810		1,237,500

NPK16-10-20 ヤムイモ用

地域名	対象農家数(戸)	対象農家規模(ha)	対象栽培面積(ha) a	目標単収(t/ha) b	目標生産量(t) c = a×b	施肥基準 d	必要数量(kg) e = a×d
西	10,000	< 1ha	500	9.4	4,700	550	275,000
南東	50,000	< 2ha	1,500	9.4	14,100	550	825,000
計	60,000		2,000		18,800		1,100,000

NPK16-10-20 タマネギ用

地域名	対象農家数(戸)	対象農家規模(ha)	対象栽培面積(ha) a	目標単収(t/ha) b	目標生産量(t) c = a×b	施肥基準 d	必要数量(kg) e = a×d
西	60,000	< 1ha	1,000	5	5,000	300	300,000
計	60,000		1,000		5,000		300,000

NPK16-10-20 キャベツ用

地域名	対象農家数(戸)	対象農家規模(ha)	対象栽培面積(ha) a	目標単収(t/ha) b	目標生産量(t) c = a×b	施肥基準 d	必要数量(kg) e = a×d
西	35,000	< 1ha	1,200	6	7,200	250	300,000
グランダンス	25,000	< 1ha	800	6	4,800	250	200,000
計	60,000		2,000		12,000		500,000

NPK16-10-20 トマト用

地域名	対象農家数(戸)	対象農家規模(ha)	対象栽培面積(ha) a	目標単収(t/ha) b	目標生産量(t) c = a×b	施肥基準 d	必要数量(kg) e = a×d
西	40,000	< 2ha	1,300	10	13,000	300	390,000
アルティボニート	20,000	< 1ha	700	10	7,000	300	210,000
計	60,000		2,000		20,000		600,000

NPK12-24-24 インゲンマメ用

地域名	対象農家数(戸)	対象農家規模(ha)	対象栽培面積(ha) a	目標単収(t/ha) b	目標生産量(t) c = a×b	施肥基準 d	必要数量(kg) e = a×d
西	20,000	< 1.5ha	800	2	1,600	300	240,000
アルティボニート	5,000	< 0.5ha	700	2	1,400	300	210,000
北	10,000	< 1ha	500	2	1,000	300	150,000
南	30,000	< 2ha	1,500	2	3,000	300	450,000
グランダンス	15,000	< 1ha	500	2	1,000	300	150,000
計	80,000		4,000		8,000		1,200,000

NPK12-12-20 パナナ用

地域名	対象農家数(戸)	対象農家規模(ha)	対象栽培面積(ha) a	目標単収(t/ha) b	目標生産量(t) c = a×b	施肥基準 d	必要数量(kg) e = a×d
西	30,000	< 2ha	1,000	20	20,000	1,000	1,000,000
北	10,000	< 1ha	400	20	8,000	1,000	400,000
南東	20,000	< 2ha	600	20	12,000	1,000	600,000
グランダンス	10,000	< 1.5ha	500	20	10,000	1,000	500,000
計	70,000		2,500		50,000		2,500,000

(出典：MARNDR 回答)

5-2 選定品目・数量とその判断基準

(ア) 品目の妥当性

要請されている尿素(46%N)は水に溶けやすい速効性の窒素質肥料である。窒素質肥料の中で窒素の成分含有率が最も高く、土壌を酸性化する副成分を含まない特徴がある。主成分の尿素態窒素は、土壌中でアンモニア態窒素(NH₄-N)に変化し、速やかに硝酸態窒素(NO₃-N)に変わって作物に吸収される。「八」国においては、主に酸性土壌における稲作及びトウモロコシ栽培に使用される計画である。

硫酸(21%N)も尿素同様、水に溶けやすい窒素質肥料で、土壌に吸着されやすく、作物にもよく吸収される。但し、尿素と違い、化学的には中性であり、作物に窒素が吸収された後土壌中に硫酸根が残るため、土壌を酸性化する。したがって、「八」国においては、主にアルカリ性土壌における稲作及びトウモロコシ栽培に使用される計画である。

NPK20-20-10は、カリ含有量が最も少なく、窒素、リン酸含有量の多い、「平下がり型」化成肥料で、作物全般の元肥として活用できる。「八」国においては、稲作及びトウモロコシ栽培に使用されている。

NPK16-10-20は、窒素、カリ含有量に比べて、リン酸含有量が低い「谷型」化成肥料である。カリ含有量が高いので、カリ要求量の高い根菜類、野菜類の施肥に適している。「八」国においても、イモ類、葉野菜の栽培に使用されている。

NPK12-24-24は、窒素含有量が低く、リン酸、カリ含有量が高い、「上がり平型」の化成肥料である。野菜跡地や窒素の残効が高い水田、キャッサバ、サツマイモなど窒素過多を嫌う作物の元肥向きである。また、空中窒素を養分窒素に変換できる窒素固定能力をもつマメ科作物に対しても用いられる。「八」国においては、主にインゲンマメの栽培に使用される計画である。

NPK12-12-20は、カリ含有量が最も高く、窒素、リン酸含有量が少ない「平上がり型」肥料である。穀類、豆類、野菜全般に活用できる。「八」国においては、バナナ栽培に使用される計画である。

先に述べたとおり、「八」国においては、土壌を考慮した施肥が研究されていない。NPK12-24-24の使用に関しては、カナダのNGOであるSOCODEVIから、「八」国の土壌に適していないのではないかという指摘もあった。土壌研究が完了していない現段階において、要請された肥料が「八」国土壌に適しているか判断することはできない。

(イ) 対象地域及び対象作物の妥当性

アルティボニート県の稲作、トウモロコシ、トマト、インゲンマメ栽培、
北県の稲作、トウモロコシ、インゲン豆、バナナ栽培、
南県の稲作、トウモロコシ、インゲンマメ栽培、
西県のトウモロコシ、ヤムイモ、タマネギ、キャベツ、トマト、インゲンマメ、バナナ栽培、
南東県のトウモロコシ、ヤムイモ、バナナ栽培、
グランダンス県のキャベツ、インゲンマメ、バナナ栽培、
を対象としている。

サイト調査において、西県においてトウモロコシ、タマネギ、キャベツ、トマト、インゲンマメ、バナナを栽培しているのを確認した。また、アルティボニート県については、「八」国の稲作中心地であり、サイト調査でも、広大な灌漑地で稲作を行っているのを確認している。インタビューしたどの農民からも肥料が不足している、2KR 肥料を増やしてほしいとの声が聞かれ、肥料需要が高いことが窺える。

対象作物は、表 5 - 1 に示すとおりであるが、先方が対象とした作物以外にも、ジャガイモ、ニンジン、ビート、ポワローネギ等の野菜に対して、農家は肥料を使用している。「八」国は、稲作に使用する尿素、硫安及び NPK20 - 20 - 10 については、灌漑稲作地であるアルティボニート県を優先させており、サイト調査においても稲作に使用されていることが確認された。なお、輸出作物であるコーヒー豆に対する使用に関しては、サイト調査でコーヒー栽培地域を訪問しなかったため実態は確認していないが、複数のハイチ人農学士にインタビューした結果、コーヒー栽培には化学肥料を使用しないとの回答を得た。理由として、化学肥料を投入することにより得られる収量とそれを販売することにより得られる収入が見合わないことを挙げていた。

県別の作物生産状況等のデータがないため、対象地域でどのような作物が栽培されているか、サイト調査を行っていない地域では確認することはできないが、今回のサイト調査、インタビュー結果及び過去の現地調査等から総合的に見ると、肥料は上記対象地域で、穀類、野菜及びバナナ栽培に使用されており、対象地域及び対象作物は妥当と判断する。

(ウ) 対象農民の妥当性

2000 年の IFAD の調査では、「八」国には、950,000 戸の農家があり、表 5 - 3 に示すとおり約 75% が耕地面積 2ha 以下の小規模農家であると分析している。2003 年度（平成 15）2KR の対象は 600,000 農家であり、農家全体の約 63%、小規模農家の 84% が対象となっている。対象農民は小規模農家であることから、妥当と判断する。

表 5-3 農家規模毎の耕地面積内訳

農家割合	耕地面積
15%	<1ha
60%	1 - 2 ha
15%	2 - 5 ha
8%	5 - 10 ha
2%	>10ha

(出典：「2001-2006 5 カ年計画 (Plan Quinquenal 2001-2006) 」)

(エ) 生産目標

表 5 - 2 に示した目標単収は、適切な施肥実施だけではなく、灌漑整備、集約化、防除、好天候等の条件が整うことにより、実現可能となる目標数値である。目標単収が達成されれば、「ハ」国全体として、表 5 - 4 に示す生産量を確保できる。計画上、2001 年消費量（出典：FAO ホームページ）の約 10%弱を 2KR 肥料を使用した作物が占めることとなる。

表 5-4 2KR 肥料による目標生産量（対消費量比）

	目標生産量 (t) a	2001 年消費量 (t) b	対消費量比 (%) a/b	備考
米	(籾) 45,600 (精米) 27,360	(精米) 337,000	8	籾 精米 : 60%
トウモロコシ	18,810	265,000	7	
ヤムイモ	18,800	197,000	10	
タマネギ	5,000	-	-	
キャベツ	12,000	-	-	
トマト	20,000	-	-	
インゲンマメ	8,000	95,000	8	
バナナ	50,000	570,000	9	

(オ) 民間セクターとの関係

大手民間肥料取り扱い業者 4 社 (Agrotechnique、Comag、Darbouco 及び Reinbold) を訪問した。いずれも MARNDR の肥料販売に対し何らかの不满を持っていた。以下に発言内容をまとめる。

< 否定的意見 >

大手民間業者の肥料セクターへの参入を妨げている。

- ・ 以前は、大手民間業者に対しても MARNDR は肥料を卸し販売していたが、近年農民団体及び小規模商人にしか卸し販売しなくなった。
- ・ 2KR の導入により、結果的に大手民間業者のビジネスを政府が取り上げたことになった。
- ・ 大手民間企業が肥料を販売できるのは、MARNDR の在庫がないときのみである。

MARNDR の助成割合が高すぎる。

- ・ MARNDR 肥料の卸し価格は、国際価格と 2.5 倍も違うため民間業者は太刀打ちできない。
- ・ 助成割合が高ければ高いほど、民間輸入業者の卸し販売価格との間に差ができ、助成肥料を民間業者と同じ価格で小売販売し、不当に利益を得ようとするものがでてくる。

MARNDR の配布体制は不十分である。

- ・ 1 袋あたり 250 ~ 290G グルド前後で仲買人に販売した助成肥料が、エンドユーザーレベルで 400 ~ 600Gourdes になっている。農民団体の仲介者、小規模商人等の仲買人が不当な利益を得ている。
- ・ 販売システムが複雑である。また、仲買人が MARNDR に賄賂を払わなければならないこともあり、その場合、その賄賂分が農民への販売価格に計上され、民間業者の一般価格に近い価格でエンドユーザーである農民は購入している。複雑な経路を経て入手しなければならない MARNDR 肥料よりも、民間業者が独自に輸入した肥料を求める農民もいる。

< 肯定的意見 >

2KR の導入により肥料は普及した。

・以前、肥料を使用していなかった地域にも肥料が届くようになった。

経済状態が悪化しているハイチにおいて農民を助ける助成システムは理解できる。

肯定的意見もあったが、すべての会社で否定的意見が述べられたことは、大手民間業者との関係がうまくいっていないことを表している。MARNDR の肥料の販売価格が国際市場に比べ断然安いという、その助成肥料に大手民間業者がアクセスできない点が大手民間業者の不平不満に繋がっているものと思われる。

(カ) 配布体制の妥当性

「(オ) 民間セクターとの関係」で述べたとおり、大手民間業者からは、助成肥料は不当な中間マージンが計上されて、農民に販売されているとのコメントがあった。また、インタビューした大手民間業者からだけではなく、FAO、USAID 及び NGO (SOCODEVI、CARITAS 等) から同様の指摘を受けている。2003 年 8 月に肥料販売を巡る収賄問題で DDAO 総務課長及び MARNDR 次官が逮捕・更迭されたことにより賄賂問題も終結していればよいが、恒常的に賄賂分が計上され助成肥料価格がエンドユーザー価格で跳ね上がっていたのであれば、配布体制に何らかの問題があったといわざるをえない。MARNDR では、この賄賂問題の原因を、助成肥料の流通量が不足していたためとしているが、2KR が実施されるか、「八」国予算を肥料購入にあてられるかどうかは不確定であることから、今後も「八」国の肥料消費量を賄うに十分な量を「八」国政府が供給できるかはわからない。そのような中、MARNDR 次官及び DDAO 総務課長の逮捕が抑止効果となっているとはいえ、十分な量の助成肥料を供給できなければ、賄賂を支払ってでも安い助成肥料を入手したいという者が出てくる可能性はある。また、賄賂を支払わないにしても、安い助成肥料を購入し、助成肥料の流通がなくなった時期に販売しようとする投機目的の購入者がいても不思議ではない。このようなことがおこれば、結果的にエンドユーザー（農民）レベルでの肥料価格が高騰することとなり、助成の意義がなくなってしまう。

なお、事実確認のため、サイト調査で MARNDR 肥料価格に関する調査を行った。インタビューした西島の農民のほとんどが、過去約 2 年間、アクセスが難しいために助成肥料を購入していなかった。市場にて商人にインタビューもしたが、MARNDR の肥料はアクセスが難しい上、仲介手数料をとられるから近年は購入していないとの回答であった。一方、インタビューしたアルティボニート県の農民は、組織的に農民グループとして MARNDR 肥料を購入していた。輸送費等がまちまちであり、グループ間において購入価格の違いはあったが、不当に高い価格で農民が助成肥料を購入しているという事実はなかった。

調査期間も短かったため、農民レベルで助成肥料が不当に高い価格で販売されていたという事実を確認することはできなかったが、大手民間業者、他ドナー等のさまざまな組織から同様の指摘があるということは、重く受け止めなければならない。二度と同様なことがおこらないようにするためには、助成肥料量を増やす、価格に占める助成割合を減らす、モニタリング体制を強化する等が考えられる。しかしながら、前述のとおり助成肥料量を増やすことは難しい。また、現に安価なために購入できる農民がいる中、MARNDR は助成割合を下げることも難しいと考えている。残るは、モニタリング体制の強化であるが、MARNDR はミニッツで記載しているとおりそのことに同意している。現在、ほとんどモニタリングを行っていない中、末端価格の調査にまでわたるモニタリングは、多大な労力を必要とするが、これが確実に実施され、機能しない限り、同様の問題が起こる可能性はある。

(キ) 施肥基準の妥当性

前述のとおり、現在、FAMV が土壌分析を行っているところであり、完了していないため基準値がない。

しかし、稲作については、台湾が ODVA を支援しており、品種改良、栽培技術指導等を行っている。そのレポートでは、ha あたり N:40~120kg、P₂O₅:20~60kg、K₂O:0~60kg を施肥量としている。MARNDR の施肥量 (尿素 N46% : 300kg / ha 又は硫安 N21% : 600kg / ha、NPK20 - 20 - 10 : 300kg / ha) を成分計算すると、N : 198kg (尿素の場合)、186kg (硫安の場合)、P₂O₅ : 60kg、K₂O : 30kg となり、N については、無駄が出ていることとなる。サイト調査でも、実際、アルティボニート県において、通常投入するのは ha あたり計約 540kg (尿素 : 約 180kg 弱、硫安 : 約 90kg 弱、NPK20 - 20 - 10 : 約 270kg 弱、すなわち N : 約 155kg、P₂O₅ : 約 54kg、K₂O : 約 27kg) という農家が多く、過剰に施肥している可能性はある。進行中の土壌分析結果が待たれる。

(ク) 在庫

調査時点で、ODVA の倉庫、MARNDR の倉庫に「八」国国庫で購入した肥料があった。これら肥料は 2003 年 10 月に到着したばかりであり、2004 年 1 月からの稲作に使用すると説明があった。同国において、安い MARNDR 助成肥料は人気が高く、適切に販売されれば、不良在庫となる可能性は低いと思われる。

なお、2KR で調達した肥料の在庫はない。調達後、約 3 ヶ月で完売された。

(ケ) 5 カ年計画との整合性

「八」国 MARNDR は、「2001 - 2006 年 5 カ年計画 (Plan Quinquennal 2001-2006)」を 2001 年 9 月に策定しており、その中で、国家の肥料販売への介入及びそれに対する日本の支援が触れられているが、制約要因として、以下の事項を挙げている。

必要量に対してプログラム資金が不足していること

見返り資金の積み立て義務額が FOB(本船渡し価格)の 3 分の 2 と厳密に決められていること

為替の変動及び見返り資金口座への入金が不定期であることがプログラム資金の管理を難しくしていること

利益分を徴収することなしで、2KR プログラムによるすべての財政的リスクを考慮することは資金の逃避を生み出す可能性があること

日本政府とハイチ政府の合意により、日本の会社しか入札に参加できないこと

土壌分析を行っていないため、土壌に適さない肥料タイプを使用者は使わざるをえないこと

MARNDR の普及活動体制が不十分であること

品質検査のシステムが欠如していること

、 については、改善が難しい。 については、日本側は柔軟に対応しており、2002 年度「八」国向け 2KR では FOB の 1/2 が義務額となった。 は「八」国側の見返り資金積み立て体制、 は「八」国側の肥料価格の設定の問題である。 については前述のとおり、現在進行中であり、 についても地方分権化の実施により地方における活動体制を強化しているところである。 の品質検査については、過去行っていたが、現在資金不足から行っていない。

同計画において、政府の肥料価格は、徐々に助成割合を少なくしていくものとして考えられており（表 5-5 参照）否定的な見解は述べられていないが、以上 8 点を制限要因としてとりあげており、問題点が「八」国側でも浮き彫りになっている。「八」国政府としても改善する努力はしているものの、政治不安定のため、資金繰りがうまくいかず捗っていない。また、表 5-5 に示す肥料助成計画であるが、価格に占める助成割合を毎年削減する予定でいたが、1999 年のイネに対する病気及びハリケーンの被害のため、現在でも 50～60%を助成しており、第一段階である 30%を適用するにいたっていない。しかしながら、MARNDR は環境さえ整えば、同計画を実施する用意はあるとのことであった。

表 5-5 肥料助成計画目標

	1998 - 1999	1999 - 2000	2000 - 2001	2001 - 2002	2002 - 2003
消費量 (t)	35,000	40,000	47,000	55,000	65,000
需要量カバー率 (%)	17,5	20	23,5	27,5	32,5
価格に占める助成割合	30	20	10	5	0

（出典：「肥料及び農業資機材の現金化プログラム（2KR）分析及び提案(Programme de Monétisation d'Engrais et de Matériels Agricoles (KR2) Analyse et propositions)」）

（コ）数量の妥当性

施肥基準がないため、技術的に数量を検討することは難しい。しかし、「八」国における肥料の需要は高く、現在の助成制度を続ける限り不良在庫が発生することは考えられない。「八」国における肥料の流通量は全体の統計がないため、正確な数値は不明であるが、2KR 調達量、見返り資金調達量、国庫調達量及び民間流通量は表 5-6 に示すとおりであり、それらを合計すると、「八」国全体の流通量に匹敵すると思われる。2003 年は、2002 年度 2KR の実施が遅かったため、2KR 調達肥料は流通しなかった。そのため、肥料不足となり、それが逆に、民間企業の活動を生み出している。しかしながら、肥料の民間流通価格は高く、MARNDR の販売肥料は安く設定していることから、二重の価格が存在することになり、前述のとおり配布体制に混乱をきたしたと思われる。

「八」国において肥料の需要が高いことは疑いないが、施肥基準がなく技術的検討ができないこと、また配布体制の問題、民間企業との関係もあることから、数量の妥当性を判断することは難しい。

表 5-6 「八」国肥料流通量

年	2KR 調達量 (t)	見返り資金調達量 (t)	国庫調達量 (t)	民間流通量* (t)	合計 (t)
1998	10,500	8,000	0	-	-
1999	13,192.6	0	0	-	-
2000	18,318.3	7,000	0	-	-
2001	15,756	13,954	0	0	29,710
2002	18,813	3,167	8,549	0	30,529
2003	0	4,840	7,669	7,000	19,509
2004	7,942	未定	未定	未定	

*大手民間輸入会社からの聞き取りによる。

（出典：MARNDR 回答）

上述のとおり、さまざまな視点から検討を行ったが、栽培研究不足により肥料種類及び施肥基準の妥当性が検討できない、民間セクターの活動を阻害している可能性がある、透明性のある配布体制が確立されていない等の問題がある。しかしながら、表5-6に示すとおり「八」国流通肥料に2KR肥料が占める割合が大きく、「八」国助成肥料の流通量が少なくなれば、配布における問題が再発する可能性もある。したがって、援助の実施に関しては慎重に検討する必要がある。

5-3 調達計画

5-3-1 スケジュール案

肥料の到着時期は、施肥時期にあわせた時期が望ましい。コメ、トウモロコシ、インゲンマメ、ヤムイモ、バナナの作付暦は図5-1に示すとおりである。野菜は、4月～7月、8月～11月、12月～3月の三期栽培を行っている。「八」国において最も需要の高い時期は一期作目の施肥時期である2～3月である。一期作目程高くないが二期作目の需要も7月から高まり需要はあるが、最も望ましい到着時期はMARNDRの準備期間及び販売期間を考慮すると、11月～12月である。

作物名	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
米	—	□	—	◎	◇					△	○	□	
トウモロコシ	□	□	—	◎								○	半湿気地域1期目 灌漑平野1期目 湿気が多い平野1期目
					○	□	□	□	◎				半湿気地域2期目
					○	□	□	□	◎				灌漑平野2期目 湿気が多い平野2期目
	◎								○	□	□		湿気が多い山岳地域1期目
				○	□	□	□	◎					湿気が多い山岳地域2期目
		□	□	◎								○	乾燥平野
インゲンマメ	—	◎									○	□	湿気が多い山岳地域1期目
				○	□	□	◎						湿気が多い山岳地域2期目
								○	□	□	◎		湿気が多い平野1期目
					○	□	□	◎					湿気が多い平野2期目
								○	□	◎			灌漑平野1期目
		◎							○	□	□		灌漑平野2期目
ヤムイモ		□	—	□	—	—	◎			△	○	□	
												◎	
バナナ		□ F6	—	□ F6	—	—	◎	◎	◎	△	○	□ F6	

凡例； 耕起： 播種/植付： 施肥： 防除： 収穫： 脱穀：

図5-1 作物別栽培カレンダー

5-3-2 調達先国、原産地国

肥料について、「八」国はこれまで肥料の調達適格国として、開発援助委員会(DAC)諸国に加え、メキシコ、トリニダード・トバゴを挙げてきた。一方、「八」国の一般市場では、ドミニカ共和国製の肥料が流通しており、国家予算及び見返り資金を使用して「八」国が独自に調達する肥料もドミニカ共和国製である。しかし、農民からは、ドミニカ共和国製の肥料は2KR調達肥料に比べ肥効が落ちるとの意見が寄せられている。ドミニカ共和国製の肥料も、2KRで調達している肥料と同量の有効成分を含んでいるはずであるが、現在まで「八」国においてドミニカ共和国製の肥料の品質検査を行ったことがないため、実態はわからない。MARNDRは、肥効が違うという農民の意見が多いことから、独自に調達しているドミニカ製の肥料についても、品質検査を行い、成分含有量が不十分であることが判明すれば、メーカー側に改善を求める方向でいる。今後、MARNDRとしては、品質に若干の不安はあるものの、「八」国で一般的に使用されている肥料であり、より安価に調達できる可能性があるのなら、ぜひドミニカ共和国を調達適格国として加えたいとの意向である。

品質の問題はあるものの、2KR実施の際は、船積み前の品質検査等を導入することにより粗悪な肥料が納入されるのを抑制することもできる。「八」国は肥料が不足しており、より廉価で大量の調達が求められることから、調達適格国はDAC諸国、メキシコ、トリニダード・トバゴ及びドミニカ共和国が望ましいと判断する。

第6章 結論

6-1 団長総括

(1)問題意識

(ア)新たな取り組み

今次調査団は、従来の現地調査（約3年に1度）が将来の供与を検討するための資料収集を中心とした調査（調査結果はあくまで2KRの供与を判断する基礎資料）であったのに対し、平成15年度より本調査団の派遣なしには供与の可能性はないこと、調査団が平成15年度供与の可否につき調査結果を基に判断すること、といった点で新たな取り組みであった。

また、今次調査団の報告が、平成15年度の2KRの供与判断に資されるため、報告書の結論を明確にするため、「2KR調査表9.本年度の供与の可否」で調査団としての明確な判断を下した。

(イ)問題意識

「八」国において2KRの実施を検討するにあたり、考慮すべきこととして次の2点が挙げられる。第一に、国土の2/3以上が傾斜度20度以上の山岳部であり、かつ農地としての利用に適した年間降雨量800mm以上の地域が国土全体の20%に過ぎないなか、食糧自給率を向上するために、山岳地を含む本来耕作に適さない土地まで耕地として開発していることである。従い、「八」国の食糧自給を達成するためには、更なる耕地面積の拡大を図るより肥料等の農業資機材投入による単収増加を図ることがより効果的であると判断される。但し、山岳地 - 大消費地間の農業資機材の流通経路は整備されていないため、農業資機材の投入効果が最も高いのはアルティボニート県の灌漑地域となっており、「八」国政府は農業水利インフラ整備事業を公共投資プログラムにおける優先事業として位置づけている。

第二に、「八」国では政府による肥料販売価格の助成制度が採用されていることである。現在、「八」国では農家が肥料を購入し収穫量を上げることにより、農家の生活レベルを向上させることを目的として、2KRにより調達する肥料、見返り資金により調達する肥料および政府予算で調達する肥料に運賃保険料込価格(CIF)価格の55%の助成を実施している。このため、民間流通業者が輸入する肥料が价格的に競合できず、実質的に政府が国内の肥料の流通を寡占している。但し、政府が同助成制度を採用する以前は、特定の民間輸入業者により肥料の流通が独占されており、販売価格が高く、肥料を購入できる農家数が限られていたとの指摘があったため、今次調査では、政府による肥料販売価格の助成制度の内容・効果を確認し、2KRによる肥料調達が「八」国の目指す「肥料購買促進」に資するかを判断することが重要であった。

(2) 調査方針

以上を踏まえ、調査方針は以下のとおりとした。

農業の現状及び 2KR の実施体制を正確に調査する。

現状に基づいた公正な分析をおこなう。

日本国民及び「八」国民に対する説明責任を重視し、客観的なデータを可能な限り収集する。

見返り資金の積み立て状況を確認する。

透明性の確保。

調査団より、「八」国関係者に「今次調査の外部公開」を申し入れ了解を取り付けた。従って、本報告書は、所用の手續を了し次第、公表することとなる。

(ウ) 調査手法

「2KR 実施の計画手法にかかる基礎研究」をもとに、各章について次のような調査手法を採用した。

第 2 章及び第 3 章においては、可能な限り広範なグループに対するインタビューと統計数字による裏付け収集（多数意見の聴取と実績重視）

第 4 章においては、過去及び現在の実施体制を踏まえ現実的の実施体制の把握とその問題点の明確化（現状を踏まえた現実的なアプローチ）

第 5 章においては、要請書をベースに今次調査団の調査を踏まえ、調査期間中に被援助国側と要請品目・数量、ターゲットグループ、対象地域についての再度の協議を通じて、資機材計画を策定[妥当性のある資機材配布とする]。

(3) 供与の必要条件

2002 年 12 月「抜本的な見直し方針」発表に伴い、外務省はこれを担保するものとして、平成 15 年度 2KR 供与の判断に際し、今次調査団において「供与の必要条件」として次の 3 条件を提示した。

(ア) 見返り資金の公正な管理、運用のための外部監査の義務付けと見返り資金の小農支援事業、貧困対策事業への優先的な使用。

(イ) モニタリング及び評価の充実のための被援助国側と日本側関係者の四半期に 1 度の意見交換会の制度化。

(ウ) 現地ステークホルダー（農民、農業関連事業者、NGO 等）の 2KR への参加機会の確保。

以上 3 つの条件について、「八」国農業・天然資源・農村開発省に申し入れ、了解を取り付けた。

(4)ハイチへの供与に係る判断

2KR 調査評価表

1	国名	ハイチ
2	要請資機材カテゴリー	肥料、灌漑ポンプ
3	基礎情報	
	FAO 食糧不足認定国である。(*1)	
	国際収支または財政が赤字である。	
	無償援助基準国である。(*2)	
	基礎食糧の自給が達成されていない。	
4	要請資機材の必要性 (ニーズ)と効果	
	要請資機材の投入は、被援助国政府の農業開発政策 (計画)に適合している。	
	要請資機材に対する需要が認められる。	
	これまでの 2KR 供与による効果が認められる。	
	被援助国政府および裨益農家 (農業企業体)より本プログラムは高く評価されている。	
5	資機材の管理	
	被援助国政府機関による管理 配布体制が構築されている。	
	上記管理 配布体制が健全に機能している。	×
	調達資機材のモニタリングを実施している。	
	調達資機材在庫がない (在庫はあるが配布計画があり不良在庫とならない状況も含む)。	
6	見返り資金積み立てについて	
	見返り資金の積み立てが良好である。	
	見返り資金積立および管理体制が構築されている。	
	上記管理体制が健全に機能している。	
	積み立てた見返り資金を有効活用し、広報に努めている。	
	外部監査を既に導入しているか導入する計画である。	
7	プログラム管理・広報	
	2 国政府間でコミッティを開催している (年 1 回)。	
	今後連絡協議会を実施することに同意している (原則 4 半期に 1 回)。	
	2KR 資機材の広報活動をしている。	
	ステークホルダーに対する参加機会を確保することに同意している。	
8	その他	
	民間市場の阻害は認められない。	×
	小農支援または貧困対策の配慮がなされている。	
9	本年度の供与の可否	×

注：(*1) 過去 2 年間 (2001 年または 2002 年) の FAO 食糧不足認定国

(*2) US\$1,445 以下

記入要領

評価基準

評価項目を十分満たしている。	
評価項目を十分満たしていないが、改善の方策をとっている。	
評価項目を満たしていない。	×

[注] 「評価一覧表」は「食糧増産援助評価の手引き」(平成 4 年外務省作成)をもとに今次調査団が新規に作成したもの。

(エ) 供与の可否

調査団は、平成 15 年度における食糧増産援助の「八」国に対する供与は、上記評価一覧表で明らかとなっており「本年度は望ましくない」と判断する。

その根拠は報告書各章に詳細記述したとおりであるが、右判断に至った主要ポイントは以下の通りである。

農業資機材へのアクセス

表 5-6 に示すとおり、「八」国国内流通肥料において 2KR 肥料は大きな割合を占めているが、「八」国政府や NGO の支援が十分に届かない地域では農民が肥料を購入するための技術的・経済的環境が整っていない。結果、依然として農民の肥料への依存度は低く、2KR 肥料は貧農地域において裨益していない。また、現時点では同地域の農家による農業資機材の購入・利用を促進するための具体的計画はなく、肥料販売価格の助成制度のみでは上記の促進効果が裨益する農家は限られると判断される。

実施能力と実施体制

「八」国では 2003 年 6 月の地方分権・分散化に伴い、農民団体、農民、NGO、民間企業等に肥料を販売する主体が農業本省から各県支局（以下、DDA）に移管されたが、上記の変更を知らない農家がいたことを背景に、農業省内で肥料販売に係る収賄事件が発生している。上記の不正が発生する原因として、1) 「八」国では政府が肥料の価格を助成し中間業者等に販売しているため、民間業者が輸入する肥料の価格との間に乖離が生じており、実質的に農業省が肥料の流通をほぼ独占している形になっているが、国内の肥料の在庫がなくなると農家は民間業者が輸入した高価な肥料を購入するしかなくなるため、在庫が豊富な段階から賄賂を支払ってでも政府が流通させている（助成制度が反映された）肥料の購買を望むという図式が存在していること、2) 4-1-2 配布・販売方法に記載したとおり、肥料の流通システムが複雑な上、購入手続きが煩雑であるため農業省関係者が不正を働いても発覚し難いこと、3) 2003 年 6 月から権限が移管された各 DDA は旧態の制度の名残である小規模農家に直接販売する肥料の割り当てを有しており、販売にあたり利益を上乗せできる要素が存在すること等が推察される。農業省の説明では、上記の収賄事件は極めてまれであり、再発の可能性はないとのことであるが、現時点では各 DDA の活動を中央政府が監視する体制は不十分であり、「八」国側に監視の実績について説明を求めても回答がなかったことを鑑みると、肥料価格の助成制度を取りやめるか、肥料販売価格の監視等の農業本省の監督権限・能力を大幅に改善しない限り DDA を含む農業省関係者の一部が不正を引き起こす状況は改善されないと思料する。

要請品目・数量算定の根拠

調査の結果、1) 2003 年に農業センサスが完了したが結果が未公表のため、2KR 要請資機材の要請根拠である対象農民数、対象面積等が推定でしかないこと、2) 国家として施肥

規準が設定されておらず、要請数量設定根拠である施肥基準として活用できる資料として1980年にハイチ大学学生が執筆した卒業論文しかないこと等「八」国が2KR要請を作成する体制、農業政策策定の根拠が脆弱であることが確認された。

6-2 留意事項

(1) 資機材流通体制の強化による小農支援の推進

消費地から離れた地域の農家は地理的・技術的・経済的理由から農業資機材への依存度が低い。特に、生産地 消費地間の流通インフラが発達していない地域では生産物を市場に流通させることが困難なため自給自足的な営農形態から脱却できないと思料される。「八」国では食糧増産を図るにあたり、農業資機材の投入による単収増加が効果的であるため、見返り資金の使用目的を肥料の追加調達に充てるのではなく、消費地から離れた地域の農家が農業資機材を購入することを容易にするための基盤整備および施肥技術向上に資する計画の策定・実施に注力することが望まれる。

(2) 肥料助成制度の改善

「八」国政府は小規模農家が肥料を購入できることを目的に肥料のCIF販売の55%を助成しているが、結果として民間輸入業者が競合できず、政府が肥料流通を寡占した状態となっている。今次調査の結果、助成制度の採択により肥料の購入が可能となった農家がいるとのコメントもあり、助成制度の目的そのものは否定されるものではないが、肥料の流通・販売システムが複雑・煩雑であり、現時点では農業省が末端の販売価格を詳細に確認することができないため、同助成制度が悪用される可能性は否定できない。

また、政府が調達する肥料は国内需要を全て満たすことができないため、政府が現在の助成比率を維持したまま国内の肥料需要を恒久的に満足させるには相当な努力が必要と思料される。

従い、現在の助成制度の比率を民間輸入業者が競合できる程度に改善することで国内の肥料需要を満たした上で、政府が助成する肥料の販売先、販売価格、利用者、施肥量等を詳細に確認する体制を整備することで助成制度の効果を最大限に図ることが望まれる。

別添資料

**PROCÈS-VERBAL DES RÉUNIONS RELATIVES A L'ÉTUDE SUR L'AIDE
POUR L'AUGMENTATION DE LA PRODUCTION ALIMENTAIRE (KR2)
L'ANNÉE FISCALE 2003 EN RÉPUBLIQUE D'HAÏTI**

CONVENU ENTRE

**LE MINISTÈRE HAÏTIEN DE L'AGRICULTURE, DES RESSOURCES
NATURELLES ET DU DÉVELOPPEMENT RURAL
ET L'AGENCÉ JAPONAISE DE COOPÉRATION INTERNATIONALE**

En réponse à la requête introduite par le gouvernement de la République d'Haïti, le gouvernement du Japon a décidé d'exécuter une étude sur l'aide financière non-remboursable pour l'augmentation de la production alimentaire (ci-après désignée « KR2 ») pour l'année fiscale 2003 et a confié l'exécution de l'étude à l'Agence Japonaise de Coopération Internationale (ci-après désignée la « JICA »).

La JICA a envoyé en République d'Haïti une mission d'étude dirigée par M. HAYASHI Masayuki, 4^{ème} Division de la gestion des projets du Département de la gestion de l'aide financière non-remboursable pour la période d'étude allant du 23 novembre au 05 décembre 2003 (ci-après désignée « la Mission »).

La Mission a eu une série de réunions de discussions avec les autorités haïtiennes concernées (ci-après désignée « la partie haïtienne ») et a conduit des études sur le terrain dans les zones cibles de l'étude.

Comme résultats de ces réunions de discussions et études sur le terrain, les deux parties ont convenu des points mentionnés dans l'Appendice ci-joint.

Fait à Port-au-Prince le 27 novembre 2003

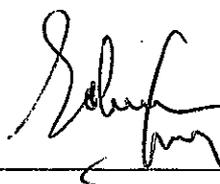
林 将 幸

M. HAYASHI Masayuki

Chef de mission

Mission d'étude sur l'aide pour
l'augmentation de la production
alimentaire (KR2) l'année fiscale 2003

Agence Japonaise de Coopération
Internationale



M. Edriss GONEL

Directeur général

Ministère de l'Agriculture, des Ressources
Naturelles et du Développement Rural

République d'Haïti



APPENDICE

1. Procédure de KR2

- 1.1 La Mission a expliqué à la partie haïtienne les objectifs et la procédure de KR2 comme mentionné dans l'Annexe-I. La partie haïtienne l'a compris.
- 1.2 La partie haïtienne prendra les mesures nécessaires mentionnées dans l'Annexe-I en vue de la mise en oeuvre régulière de KR2.

2. Système d'exécution de KR2

2.1 Agence responsable de l'exécution

Le Ministère de l'Agriculture, des Ressources Naturelles et du Développement Rural de la République d'Haïti (ci-après désignée « le MARNDR ») est l'agence responsable de l'exécution de KR2.

2.2 Système de distribution

- a. Avant le débarquement des intrants et matériels agricoles de KR2 au port de Port-au-Prince, le MARNDR, les Directions Départementales Agricoles (ci-après désignée « la DDA ») couvrant les zones cibles de KR2 et l'Organisme de Développement de la Vallée de l'Artibonite (ci-après désignée « l'ODVA ») tiennent une réunion et, sur la base des besoins exprimés par département cible dans la requête et de la quantité totale des approvisionnements, décident la répartition par département cible des intrants et matériels agricoles de KR2. Chaque DDA à laquelle est réparti un quota d'intrants et matériels agricoles destiné à la vente directe aux petits exploitants établit, sur la base des approvisionnements par département, une liste des acquéreurs éventuels des intrants et matériels agricoles avec la quantité admise par acquéreur. Cette liste comprend la quantité d'intrants et matériels agricoles destinée à la vente directe aux petits exploitants. Mais cette liste n'est pas envoyée au MARNDR. L'ODVA qui n'effectue pas la vente directe aux petits exploitants établit une liste des acquéreurs éventuels des intrants et matériels agricoles avec la quantité admise par acquéreur et l'envoi au Bureau de Crédit Agricole (ci-après désigné « le BCA »).
- b. Les intrants et matériels agricoles de KR2 sont transportés et déposés au dépôt du MARNDR et/ou à tout autre dépôt situés à Port-au-Prince, résultant d'un contrat passé entre le MARNDR et une firme. Ceux qui sont destinés à l'ODVA sont transportés et déposés d'abord au dépôt du MARNDR et par la suite au dépôt de l'ODVA.

2-2-1. Au cas où les exploitants et autres résidant en dehors de la zone ODVA acquièrent les intrants et matériels agricoles

- a. Les exploitants, organisations paysannes, ONG, opérateurs privés, etc. (ci-après désignés « les exploitants et autres ») soumettent pour le règlement un chèque à la DDA concernée et reçoivent en échange l'original et une copie du Bon de distribution. Ce dernier consiste en un (01) original et trois (03) copies. La deuxième copie est conservée à la DDA pour archivage et la troisième copie est envoyée avec le chèque à la structure des opérations du bureau KR2 au MARNDR.
- b. Les exploitants et autres se présentent à la structure des opérations du bureau KR2 et présentent l'original et une copie du Bon de distribution et la carte



d'identification fiscale. La structure des opérations procède au contrôle de l'identité de la personne et de son lieu de résidence par rapport aux informations données dans le Bon de distribution, vérifie si la quantité totale cumulée des demandes faites dans le passé soit, en incluant la demande déposée par la personne en question, dans les limites du quota attribué par département. C'est seulement après la vérification de ces deux points que la structure des opérations du bureau KR2 délivre aux exploitants et autres un Bon de livraison et demande à la comptabilité de délivrer un reçu de chèque.

- c. Sur la demande de la structure des opérations du bureau KR2, la comptabilité du bureau KR2 délivre un reçu de chèque aux exploitants et autres.
- d. Les exploitants et autres présentent le reçu de chèque et le Bon de livraison au dépôt du MARNDR ou au dépôt avec lequel le MARNDR aura passé un contrat et reçoivent en échange les engrais.
- e. Le MARNDR envoie les chèques à une banque et cette dernière fait le dépôt aux comptes de fonds de contrepartie.
- f. Au cas où le montant déposé dans les comptes de fonds de contrepartie dépasse le montant obligatoire, le surplus est déposé via le Ministère des Finances aux comptes antérieurs de fonds de contrepartie.

2-2-2. Au cas où les DDA acquièrent les intrants et matériels agricoles destinés à la vente directe aux petits exploitants

- a. Chaque DDA qui veut acquérir les intrants et matériels agricoles destinés à la vente directe aux petits exploitants se présente à la structure des opérations du bureau KR2 pour déposer une demande pour la quantité d'intrants et de matériels agricoles désirée.
- b. La structure des opérations du bureau KR2 vérifie que la quantité de la demande de la DDA ne dépasse pas le quota fixé conformément au paragraphe 2.2.a. et par la suite délivre en faveur de la DDA un pro forma portant le montant correspondant à la quantité d'intrants et matériels agricoles demandée.
- c. La DDA présente le pro forma au Ministère des Finances.
- d. Le Ministère des Finances délivre un chèque au montant équivalent à celui du pro forma et le donne à la DDA.
- e. La DDA établit à son propre nom un Bon de distribution identique à celui décrit au paragraphe 2.2.1.a.. La DDA conserve la deuxième copie pour archivage et envoie la troisième copie avec le chèque à la structure des opérations du bureau KR2 du MARNDR.
- f. La DDA présente l'original et une copie du Bon de distribution à la structure des opérations du bureau KR2 du MARNDR.
- g. La structure des opérations du bureau KR2 du MARNDR délivre un Bon de distribution à la DDA et demande à la comptabilité du bureau KR2 de délivrer un reçu de chèque.
- h. Sur la demande de la structure des opérations du bureau KR2, la comptabilité du bureau KR2 délivre à la DDA un reçu de chèque.
- i. La DDA présente le reçu de chèque et le Bon de livraison au dépôt du

(M) 

MARNDR ou au dépôt avec lequel le MARNDR aura passé un contrat et reçoit en échange les intrants et matériels agricoles.

- j. Le MARNDR envoie les chèques à une banque et cette dernière fait le dépôt aux comptes de fonds de contrepartie.
- k. Au cas où le montant déposé dans les comptes de fonds de contrepartie dépasse le montant obligatoire, le surplus est déposé via le Ministère des Finances aux comptes antérieurs de fonds de contrepartie.

2-2-3. Au cas où les exploitants et autres résidant dans la zone ODVA acquièrent les intrants et matériels agricoles

- a. L'ODVA envoie la liste mentionnée dans le paragraphe 2.2.a. au BCA.
- b. Les exploitants et autres résidant dans la zone ODVA vérifient auprès du BCA la quantité d'intrants et matériels agricoles qu'ils peuvent acquérir. Par la suite, ils déposent le montant correspondant à la quantité admise au compte bancaire du BCA.
- c. La banque délivre aux exploitants et autres une Fiche de dépôt.
- d. Le BCA se procure d'une liste des dépositaires auprès de la banque et, à la présentation de la Fiche de dépôt de la part des exploitants et autres figurant sur ladite liste, délivre un Bon de livraison des intrants et matériels agricoles aux exploitants et autres.
- e. Les exploitants et autres se présentent au dépôt de l'ODVA et reçoivent des intrants et matériels agricoles en échange du Bon de livraison.
- f. Le BCA procède au transfert du montant total des dépôts opérés par les exploitants et autres au compte du fonds de contrepartie.
- g. Au cas où le montant déposé dans le compte de fonds de contrepartie dépasse le montant obligatoire, le surplus est déposé via le Ministère des Finances aux comptes antérieurs de fonds de contrepartie.

2-2-4. La Mission a demandé à la partie haïtienne d'arrêter l'opération de vente d'engrais faite par les DDA pour leur permettre de se concentrer à la direction et au contrôle de la situation de vente opérée par les exploitants et autres, vu l'assignation de la fonction de contrôle des activités des exploitants et autres, faisant suite à la déconcentration mise en application en juin 2003 et à cause de l'insuffisance dans le système d'étude des prix des intrants et matériels agricoles. La partie haïtienne a expliqué à la Mission la difficulté d'arrêter dans un court délai la vente d'engrais par les DDA, mais que la partie haïtienne est prête à consacrer ses efforts afin de mettre en place un système permettant aux DDA de se désengager à l'avenir des activités de commercialisation d'engrais.

3. Zones cibles, cultures cibles et articles

- 3.1 Les cultures cibles de KR2 pour l'année fiscale 2003 sont le riz, le maïs, le haricot, la banane, l'oignon, le chou, la tomate et l'igname.
- 3.2 Sur la base des prévisions des emblavures des cultures cibles pour la campagne 2004, la partie haïtienne a justifié les zones cibles et la quantité d'intrants et matériels demandés, comme il est montré dans l'Annexe-II. La partie haïtienne a réitéré sa demande pour l'aide financière non-remboursable du Japon qui lui



permettra d'acquérir les intrants et matériels dont la quantité est mentionnée ci-dessous, dans le but de satisfaire les besoins des zones cibles de KR2/AF2003 :

Urée (46%)	3.192,5t
Sulfate d'ammonium (21%N)	650,0t
NPK (20-20-10)	3.517,5t
NPK (16-10-20)	2.500,0t
NPK (12-24-24)	1.200,0t
NPK (12-12-20)	2.500,0t

« N.B. » La partie haïtienne a expliqué à la Mission que le nombre d'exploitations, la superficie cible et le dosage recommandé mentionnés dans l'Annexe-II sont basés sur les estimations, à cause de l'absence des résultats du recensement national et de l'inachèvement des recherches en cours sur les normes de dosage et par le fait que les normes de dosage actuellement appliquées sont basés sur un mémoire de sortie publié en juillet 1981 (« Les engrais chimiques - Commercialisation et utilisation en Haïti » ; Université d'Etat d'Haïti, Faculté d'Agronomie et de Médecine Vétérinaire ; par Odel ELEAZARD).

Les deux parties ont confirmé que la nature et la quantité d'intrants et matériels agricoles mentionnés dans l'Annexe-II constituent le contenu final de la requête de KR2 pour l'année fiscale 2003.

4. Fonds de contrepartie

- 4.1 La partie haïtienne a confirmé l'importance de la gestion correcte du fonds de contrepartie et de son utilisation appropriée et a expliqué les points suivants concernant le système de constitution et d'utilisation du fonds de contrepartie :
 - a. Le MARNDR prend en charge la constitution du fonds de contrepartie sous la responsabilité de son Ministre ;
 - b. Le MARNDR envoie tous les trois mois à l'Ambassade du Japon en Haïti le tableau récapitulatif de la situation de dépôt du fonds de contrepartie ;
 - c. Le MARNDR envoie à l'Ambassade du Japon en Haïti un plan d'utilisation du fonds de contrepartie.
- 4.2 La partie haïtienne a donné son accord à l'utilisation prioritaire du fonds de contrepartie pour des projets d'appui aux petits exploitants et de réduction de la pauvreté.
- 4.3 La partie haïtienne a consenti à introduire à ses propres dépens l'audit sur la gestion et l'utilisation du fonds de contrepartie. L'audit sera réalisé par la Cour Supérieure des Comptes et du Contentieux Administratif (CSCCA), Institution d'Etat indépendante. Au cas où cette Institution ne serait pas disposée à assurer l'audit, une entreprise privée d'audit ayant une qualification internationale serait utilisée.

5. Suivi et évaluation

- 5.1 La Mission a indiqué comme l'une des conditions de la mise en oeuvre de KR2 la nécessité de renforcer le système de suivi. La partie haïtienne a accepté la demande de la Mission.
- 5.2 Les deux parties ont convenu de ce qui suit comme le système de suivi sur le système d'exécution de KR2 et ses impacts :

(M) R

- a. Chaque DDA impose comme une obligation à tous les organisations paysannes, opérateurs privés, ONG, etc. (ci-après désignés « organisations paysannes et autres ») qui redistribuent les intrants et matériels agricoles aux tierces personnes de publier à travers les média et autres moyens le prix de vente de ces intrants et matériels agricoles.
 - b. Chaque DDA suit l'opération de ces organisations paysannes et autres pour vérifier si le prix de vente publié conformément au paragraphe a. ne dépasse pas le prix de vente au détail préfixé en tenant compte des subventions.
 - c. Chaque DDA impose comme une obligation aux organisations paysannes et autres qui redistribuent les intrants et matériels agricoles d'enregistrer le nom, la localité d'habitation, la superficie cultivée, les cultures pratiquées et les engrais utilisés (nature, quantité et prix d'achat) de ces tierces personnes acquéreuses et de soumettre, dans le meilleur délai après la vente de tous les intrants et matériels agricoles acquis par ces organisations paysannes et autres, le résultat à la DDA respective.
 - d. Chaque DDA procède à l'interview auprès des tierces personnes acquéreuses des intrants et matériels agricoles, dans les meilleurs délais après avoir reçu les comptes-rendus décrits dans le paragraphe c., pour vérifier l'absence d'écart entre le prix d'achat et les prix mentionnés dans les paragraphes a. et c.
 - e. Chaque DDA procède à l'abrogation du droit de participation aux achats des intrants et matériels agricoles vis-à-vis des organisations paysannes et autres qui ont revendu les intrants et matériels agricoles à un prix supérieur à celui préfixé en tenant compte des subventions et/ou qui ne se sont pas acquittés de l'obligation décrite dans le paragraphe c.
 - f. Chaque DDA établit une liste récapitulative de toutes les organisations paysannes et autres faisant l'objet d'une mesure d'abrogation du droit de participation aux achats d'intrants et matériels agricoles avec une précision sur leur identité, le prix désigné, le prix de vente, la période d'abrogation du droit, etc.
 - g. Chaque DDA présente au MARNDR les résultats du suivi recueilli suite aux opérations décrites ci-dessus aux paragraphes a. à f. et le MARNDR procède à l'enregistrement et à l'analyse des impacts de KR2 sur la base de ces compte-rendus.
 - h. La structure des opérations du bureau KR2 du MARNDR vérifie si les DDA vendent directement les intrants et matériels agricoles aux petits exploitants aux prix appropriés en tenant compte des subventions.
- 5.3 La partie haïtienne a admis d'instituer des réunions de concertation avec la partie japonaise au moins quatre (04) fois par an (y compris le comité consultatif annuel) pour le suivi de l'état de distribution et d'utilisation des intrants et matériels agricoles KR2.
- 5.4 La partie haïtienne a expliqué à la Mission la difficulté d'assurer le suivi de tous les acquéreurs des intrants et matériels agricoles KR2 qui les ont acquis à travers les opérateurs privés et s'est engagée à assurer néanmoins le taux de couverture de 75%.
- 5.5 La partie haïtienne a donné son accord sur la participation accrue des différents



acteurs directement et indirectement impliqués (ONG, bailleurs de fonds, organisations paysannes, exploitants, opérateurs privés) aux différentes étapes du processus de la mise en oeuvre de KR2.

6. Divers

- 6.1 La partie haïtienne a consenti que le rapport de la présente étude soit rendu public au Japon.
- 6.2 La partie haïtienne a exprimé à la Mission son souhait de recevoir la version française du rapport de la présente étude.

Handwritten signature and initials in the bottom left corner.

ANNEXE - I

La Coopération Financière Non-Remboursable du Japon pour l'augmentation de la production alimentaire

1. Coopération pour l'augmentation de la production alimentaire (KR2)

1) Principaux objectifs du KR2

De nombreux pays en voie de développement souffrent encore actuellement d'une insuffisance alimentaire chronique. La diminution de la production agricole, due à des conditions climatiques et aux insectes nuisibles, constitue également un problème grave. Pour trouver une solution fondamentale aux problèmes de l'insuffisance alimentaire, les pays en voie de développement sont obligés de faire tous leurs efforts autonomes qui visent à augmenter la production alimentaire.

Afin de soutenir les pays en voie de développement dans leurs efforts pour atteindre une production alimentaire suffisante, le Gouvernement du Japon accorde depuis 1977 une coopération financière non-remboursable pour l'augmentation de la production alimentaire (appelée communément "l'aide KR2").

L'aide KR2 a pour but de fournir des engrais, des machines et des équipements agricoles ainsi que d'autres, afin de soutenir les programmes d'augmentation de la production alimentaire dans les pays en voie de développement désireux de parvenir à l'autosuffisance alimentaire.

2) Fonds de contrepartie

Un pays bénéficiaire de l'aide KR2 doit ouvrir un compte bancaire dans une banque et déposer, en monnaie locale, le montant de la moitié de la valeur FOB des équipements et des matériels fournis dans un délai de 4 ans à partir de la date d'entrée en vigueur de l'E/N (Echange de Notes). La monnaie ainsi déposée est appelée "fonds de contrepartie KR2" et sera utilisée pour les projets de développement socio-économique du pays, y compris projets de développement agricole, sylvicole et/ou de la pêche et projets d'augmentation de la production alimentaire dans le pays bénéficiaire. L'aide KR2 présente par conséquent deux avantages : la fourniture directe et gratuite d'intrants agricoles et la mise en place d'un fonds pour soutenir les activités nationales de développement.

2. Pays éligibles pour l'aide KR2

Tous les pays en voie de développement accomplissant des efforts pour l'augmentation de la production alimentaire en vue d'atteindre l'autosuffisance alimentaire sont potentiellement éligibles pour bénéficiaire de l'aide KR2.

(M) R

Les facteurs suivants sont pris en considération lors de la sélection d'un pays bénéficiaire :

- 1) Situation de l'offre et de la demande en denrée essentielle et intrants agricoles dans le pays en question,
- 2) Existence d'un plan déterminé pour l'augmentation de la production alimentaire,
- 3) Rapport sur les intrants agricoles fournis dans le cadre d'une aide japonaise dans le passé.

3. Procédure et programme d'exécution standard de l'aide KR2

La procédure standard de l'aide KR2 se déroule de la manière indiquée ci-dessous :

- 1) Requête (effectuée par un pays potentiellement bénéficiaire)
- 2) Etude de la requête (analyse de la requête, une étude en site, les résultats de cette étude dans un rapport à élaborer)
- 3) Evaluation et approbation (la pertinence et l'argument de la requête doivent être examinés et approuvés par le Gouvernement du Japon)
- 4) Echange de Notes (les deux gouvernements concernés doivent signer l'E/N)
- 5) Recommandation d'un agent de services pour la gestion de la fourniture par la JICA
- 6) Conclusion d'un contrat concernant le service pour la gestion de la fourniture avec l'agent et la vérification de ce contrat
- 7) Soumission et contrat avec le fournisseur
- 8) Vérification du contrat
- 9) Exécution et paiement
- 10) Confirmation de l'arrivée des produits

Les détails de chacune des étapes ci-dessus sont précisés ci-après.

3-1. Requête pour l'aide KR2

Pour bénéficier de l'aide KR2, un pays bénéficiaire doit soumettre une requête au Gouvernement du Japon. La soumission de la requête pour l'aide KR2 est effectuée en répondant au questionnaire KR2 (Formulaire de requête KR2) qui est envoyé tous les ans au préalable aux pays potentiellement bénéficiaire par le gouvernement japonais.

3-2. Etude, évaluation et approbation

L'Agence Japonaise de Coopération Internationale (JICA) envoie une mission d'étude préliminaire aux pays qui pourraient être pays bénéficiaires de l'aide KR2 pour l'année fiscale. L'étude inclue :

- 1) Confirmation de l'arrière-plan, des objectifs et des effets comptés du projet



- 2) Evaluation de la pertinence du projet dans le cadre de l'aide KR2
- 3) Recommandation des composantes du projet
- 4) Estimation des coûts du projet
- 5) Elaboration d'un rapport

Une importance particulière est accordée aux points suivants lors de l'étude d'une requête :

- 1) Objectifs d'utilisation des intrants agricoles demandés
- 2) Plan de distribution des intrants agricoles demandés
- 3) Système d'audit externe sur le fonds de contrepartie
- 4) Organisation de réunions de liaison
- 5) Consultation avec les intéressés de l'aide KR2

Le Gouvernement du Japon évalue le projet afin de déterminer s'il est pertinent dans le cadre de l'aide KR2, sur la base du rapport élaboré par la JICA et les résultats de l'évaluation sont ensuite soumis au Conseil des ministres pour approbation.

Après l'approbation par le Conseil des ministres, le projet est officialisé par l'Echange de Notes (E/N) conclu entre le Gouvernement du Japon et le Gouvernement du pays bénéficiaire.

3-3. Méthode de l'approvisionnement et procédure après l'E/N

Les détails de la procédure après la signature de l'E/N jusqu'au paiement sont les suivants :

- 1) Détails de la procédure

Les détails de la procédure pour l'approvisionnement en produits dans le cadre de l'aide KR2 seront approuvés par les représentants autorisés des deux gouvernements concernés au moment de la signature de l'E/N.

Les points essentiels de l'approbation sont les suivants :

- a) La JICA se charge d'accélérer l'exécution de l'aide KR2.
 - b) Le gouvernement bénéficiaire approvisionnera en produits conformément aux "Directives applicables aux procédures de l'approvisionnement dans le cadre de l'aide du Japon pour l'augmentation de la production alimentaire" de la JICA.
 - c) Le dossier d'appel d'offres et les rapports d'évaluation détaillée seront examinés par la JICA.
- 2) Points essentiels des "Directives applicables aux services relatifs à la direction de l'approvisionnement dans le cadre de l'aide du Japon pour l'augmentation de la production alimentaire"
 - a) Agent chargé de diriger la fourniture

(M) 

L'agent chargé de diriger la fourniture (ci-après dénommé "l'Agent") est l'agent qui effectue des services suivants pour le bénéficiaire (ci-après dénommés "les Services") : diriger les procédures de fourniture des produits et superviser les tâches à être entreprises par le fournisseur avec lequel un contrat a été conclu. L'Agent a le devoir de veiller à ce que l'aide KR2 soit exécutée sans aucuns encombres en appliquant son expertise technique ; il doit demeurer impartial et neutre à l'égard du fournisseur d'une part et gagner la confiance du bénéficiaire d'autre part.

b) Contrat avec l'Agent

Selon la recommandation de la JICA, le bénéficiaire conclura un contrat avec l'Agent pour les Services à fournir tels qu'ils sont décrits dans le paragraphe c) ci-dessous. L'Agent fournira les Services au nom du bénéficiaire après vérification du contrat par le Gouvernement du Japon.

c) Les Services à fournir sont les suivants :

- 1) Préparer le dossier d'appel d'offres nécessaires à l'exécution de l'appel d'offres, avec l'entière confirmation de l'avis du bénéficiaire sur les méthodes de fourniture, les contrats avec le fournisseur et les conditions d'éligibilité des soumissionnaires ;
- 2) S'assurer que l'appel d'offres se déroule de manière équitable et appropriée ;
- 3) Superviser et conseiller le fournisseur de manière adéquate ;
- 4) Assister de rédiger des rapports sur le fonds de contrepartie.

d) Vérification du contrat

Le contrat dûment signé n'entrera en vigueur qu'après avoir été vérifié par le Gouvernement du Japon conformément à l'E/N. Avant la vérification du contrat par le Gouvernement du Japon, la JICA examinera le contrat.

e) Période d'exécution

Le contrat stipulera clairement la période d'exécution des Services. La période d'exécution ne devra pas excéder la date limite de validité de l'aide KR2 telle qu'elle est stipulée dans l'E/N.

f) Prix contractuel

Le montant total du contrat ne sera pas supérieur au montant de l'aide KR2 figurant dans l'E/N.

g) Paiement

Dès la signature de l'E/N, le bénéficiaire conclura un arrangement bancaire avec une banque agréée du Japon afin de procéder au règlement

(14)



conformément au contrat dûment vérifié. Conformément à l'E/N, le contrat stipulera que : "Le paiement sera effectué en Yens japonais par l'intermédiaire de la banque agréée du Japon en vertu d'une autorisation de paiement (A/P) émise par le Gouvernement du pays bénéficiaire ou son autorité désignée." Le paiement sera effectué selon les normes établies par le Gouvernement du Japon.

3) Points essentiels des "Directives applicables aux procédures de la fourniture dans le cadre de l'aide du Japon pour l'augmentation de la production alimentaire"

a) Méthode de fourniture

La coopération financière non-remboursable doit être utilisée en tenant dûment compte des principes d'économie et efficacité, sans discrimination entre les fournisseurs potentiels des produits. La JICA considère par conséquent que l'appel d'offres compétitif constitue la meilleure application de ces principes.

b) Type de contrat

Le contrat doit être conclu sur la base d'un prix forfaitaire.

c) Ampleur du contrat

L'ampleur du contrat doit être déterminée dans le but d'obtenir la concurrence la plus large possible.

d) Annonce publique

L'avis d'appel d'offres sera publié au moins dans un journal en circulation dans le pays bénéficiaire (ou dans les pays voisins) ou au Japon et dans le journal officiel du pays bénéficiaire, le cas échéant.

e) Dossier d'appel d'offres

Les droits et obligations du Gouvernement du pays bénéficiaire vis-à-vis des soumissionnaires pour l'approvisionnement en produits du projet, sont régis par le dossier d'appel d'offres présenté par le gouvernement bénéficiaire. Le dossier d'appel d'offres doit être rédigé de manière à permettre et à encourager les soumissions compétitives. Il devra décrire le plus précisément possible les produits à fournir, les qualifications requises pour le soumissionnaire, les pays éligibles pour la fourniture, l'ampleur des contrats, le lieu et la date de livraison, l'assurance, le transport, les cautions et garanties ainsi que toutes les autres modalités y afférentes.

f) Intervalle entre l'appel d'offres et la soumission

En général, un intervalle ne dépassant pas 30 jours à partir de la date de

(17)

gd

l'avis d'appel d'offres devra être prévu.

g) Ouverture des plis

Les offres seront ouvertes publiquement dans le pays bénéficiaire ou au Japon où les représentants des soumissionnaires pourront assister comme témoins.

h) Evaluation des offres

L'évaluation des offres sera conforme aux modalités stipulées dans le dossier d'appel d'offres. Les soumissions conformes aux spécifications techniques ainsi qu'aux autres stipulations du dossier d'appel d'offres seront jugées sur la base du prix soumis et le soumissionnaire qui a proposé l'offre la moins disante sera désigné comme adjudicataire. Le rapport d'évaluation détaillée de la soumission indiquant les raisons de l'acceptation ou du rejet des soumissions, sera élaboré par le pays bénéficiaire.

i) Rejet des offres

L'ensemble des offres ne pourra pas être rejeté, ni de nouvelles soumissions proposées avec les mêmes spécifications aux seules fins d'obtenir des prix inférieurs lors de nouvelles soumissions, à l'exception dans le cas où l'offre la moins disante serait supérieure aux coûts estimés. Le rejet de toutes les offres peut se justifier uniquement lorsque les offres ne sont pas conformes au dossier d'appel d'offres.

j) Adjudication du contrat

Le contrat sera adjugé, dans la période spécifiée pour la validité de l'offre, au soumissionnaire qui, conformément aux conditions et spécifications du dossier d'appel d'offres, aura soumis l'offre la moins disante.

k) Reliquat

En cas d'apparition d'un reliquat entre le montant alloué de l'aide KR2 et le prix de l'adjudicataire, ledit reliquat sera utilisé pour l'achat de quantités supplémentaires de produits, après consultation avec le Gouvernement du Japon.

l) Vérification des contrats

Les contrats du projet entreront en vigueur après leur vérification par le Gouvernement du Japon. Le Gouvernement du pays bénéficiaire devra soumettre pour vérification au Gouvernement du Japon deux originaux des contrats signés.

m) Paiement

(M) 

Le paiement de chacun des contrats sera effectué au moment de l'expédition des produits contre présentation des documents d'expédition, conformément à l'Autorisation de Paiement (A/P) délivrée séparément pour chaque contrat par le Gouvernement du pays bénéficiaire ou son représentant autorisé immédiatement après la vérification de chacun des contrats.

4. Dispositions à prendre par le pays bénéficiaire

Le Gouvernement du pays bénéficiaire devra prendre les dispositions suivantes :

- 1) Assurer le déchargement et le dédouanement rapides dans les ports débarquement du pays bénéficiaire ainsi que le transport intérieur immédiat des produits fournis dans le cadre de l'aide KR2,
- 2) Exonérer les ressortissants japonais des droits de douanes, taxes intérieures et autres levées fiscales qui pourraient être imposés dans le pays bénéficiaire en relation avec la fourniture des produits et des services conformément aux contrats vérifiés,
- 3) Assurer que les produits fournis dans le cadre de l'aide KR2 contribuent effectivement à l'augmentation de la production alimentaire pour stabiliser et développer éventuellement l'économie du pays,
- 4) Prendre en charge toutes les dépenses, autres que celles couvertes par l'aide KR2,
- 5) Maintenir et utiliser de manière appropriée et effective les produits fournis dans le cadre de l'aide KR2
- 6) Introduire le système d'audit externe sur le fonds de contrepartie,
- 7) Donner la priorité aux projets pour les exploitants agricoles de petite taille et pour la réduction de la pauvreté lors de l'utilisation du fonds de contrepartie, et
- 8) Surveiller et évaluer la progression de l'aide KR2 et soumettre annuellement un rapport au Gouvernement du Japon.

5. Comité consultatif

5-1. Objectif de l'établissement du comité consultatif

Le Gouvernement du Japon et le Gouvernement du pays bénéficiaire établiront un comité consultatif (ci-après dénommé "Comité") afin de discuter sur n'importe quel sujet, incluant le recouvrement du fonds de contrepartie et son utilisation, en vue de l'exécution efficace dans le pays bénéficiaire. Le Comité sera organisé, en principe, dans le pays bénéficiaire au moins une fois par an.



5-2. Membres du Comité

1) Membres principaux

Les membres principaux doivent être les représentants du Gouvernement du pays bénéficiaire et du Gouvernement du Japon (Ministère des Affaires Etrangères du Japon ou Ambassade du Japon). Le nombre de représentants de chaque gouvernement ne sera pas limité et il n'est pas nécessaire être égal (le représentant de l'organisme d'exécution du projet dans le pays bénéficiaire doit être considéré comme membre).

2) Président

Le président du Comité doit être nommé et représentant du Gouvernement du pays bénéficiaire.

5-3. Autres participants

1) JICA

Le représentant de la JICA (Siège de la JICA ou Bureau de la JICA dans le pays bénéficiaire) sera invité au Comité en tant qu'observateur et assistera le Gouvernement du Japon pour favoriser l'exécution efficace de l'aide KR2.

2) JICS (Japan International Cooperation System)

Le représentant du JICS sera invité au Comité pour fournir les services consultatifs au Gouvernement du pays bénéficiaire et travailler en tant que Secrétariat du Comité dont le rôle sera suivant : collecter les informations relatives à l'aide KR2, préparer les matériaux pour les discussions et élaborer le compte-rendu de la réunion du Comité.

5-4. Termes de Référence du Comité

Les sujets à discuter dans le Comité sont les suivants :

- 1) Discuter sur le progrès de la distribution et de l'utilisation des produits achetés par le pays bénéficiaire dans le cadre de l'aide KR2,
- 2) Evaluer l'effet de l'utilisation des produits dans le pays bénéficiaire pour la production de l'alimentation de base,
- 3) En cas de problèmes (en particulier, le retard de la distribution et de l'utilisation de produits et le recouvrement du fonds de contrepartie), des opinions seraient échangées pour résoudre de tels problèmes ainsi qu'un rapport de progrès de l'exécution de contre-mesures par le Gouvernement du pays bénéficiaire et des suggestions par le Gouvernement du Japon seraient données dans le Comité.
- 4) Confirmer et reporter le recouvrement du fonds de contrepartie,
- 5) Echanger des points de vue sur l'utilisation efficace du fonds de contrepartie,

① JL

- 6) Discuter sur les relations publiques des projets financés par le fonds de contrepartie,
- 7) Autres

6. Réunion de liaison

6-1. Objectif de l'établissement de la Réunion de liaison

Le Gouvernement du Japon et le Gouvernement du pays bénéficiaire établiront une réunion de liaison afin de discuter sur n'importe quel sujet, incluant le recouvrement du fonds de contrepartie et son utilisation, en vue de l'exécution efficace dans le pays bénéficiaire. Cette Réunion de liaison sera organisée, en principe, dans le pays bénéficiaire au moins trois fois par an.

6-2. Termes de Référence de la Réunion de liaison

Les sujets à discuter dans la Réunion de liaison sont les suivants :

- 1) Discuter sur le progrès de la distribution et de l'utilisation des produits achetés par le pays bénéficiaire dans le cadre de l'aide KR2,
- 2) Evaluer l'effet de l'utilisation des produits dans le pays bénéficiaire pour la production de l'alimentation de base,
- 3) En cas de problèmes (en particulier, le retard de la distribution et de l'utilisation de produits et le recouvrement du fonds de contrepartie), des opinions seraient échangées pour résoudre de tels problèmes ainsi qu'un rapport de progrès de l'exécution de contre-mesures par le Gouvernement du pays bénéficiaire et des suggestions par le Gouvernement du Japon seraient données dans la réunion de liaison,
- 4) Confirmer et reporter le recouvrement du fonds de contrepartie,
- 5) Echanger des points de vue sur l'utilisation efficace du fonds de contrepartie,
- 6) Discuter sur les relations publiques des projets financés par le fonds de contrepartie,
- 7) Autres

A handwritten signature consisting of a circled 'M' followed by a stylized signature.

ENGRAIS

Urée 46% N pour la riziculture (sols acid)

Zone	Nombre d'exploitation	Taille d'exploitation (ha)	Surface de cultures cibles (ha) a	Rendement visé (t/ha) b	Productions visées (t) c = a.b	Dosage recommandé (kg/ha) d	Besoins (kg) e = a.d
Artibonite	40,000	< 0.5ha	3,700	6	22,200	300	1,110,000
Nord	15,000	< 1ha	1,000	6	6,000	300	300,000
Sud	25,000	< 1ha	2,400	6	14,400	300	720,000
Total	80,000		7,100		42,600		2,130,000

Sulfate d'ammonium 21% N pour la riziculture (sols alcalin)

Zone/région	Nombre d'exploitation	Taille d'exploitation	Surface de cultures cibles (ha) a	Rendement visé (t/ha) b	Productions visées (t) c = a.b	Dosage recommandé (kg/ha) d	Besoins (kg) e = a.d
Artibonite	20,000	< 0.5ha	300	6	1,800	600	180,000
Nord	5,000	< 1ha	100	6	600	600	60,000
Sud	10,000	< 1ha	100	6	600	600	60,000
Total	35,000		500		3,000		300,000

NPK20-20-10 pour la riziculture

Zone	Nombre d'exploitation	Taille d'exploitation (ha)	Surface de cultures cibles (ha) a	Rendement visé (t/ha) b	Productions visées (t) c = a.b	Dosage recommandé (kg/ha) d	Besoins (kg) e = a.d
Artibonite	60,000	< 0.5ha	4,000	6	24,000	300	1,200,000
Nord	20,000	< 1ha	1,100	6	6,600	300	330,000
Sud	35,000	< 1ha	2,500	6	15,000	300	750,000
Total	115,000		7,600		45,600		2,280,000

Urée 46% N pour la culture du maïs (sols acid)

Zone	Nombre d'exploitation	Taille d'exploitation (ha)	Surface de cultures cibles (ha) a	Rendement visé (t/ha) b	Productions visées (t) c = a.b	Dosage recommandé (kg/ha) d	Besoins (kg) e = a.d
Ouest	15,000	< 1ha	350	3.8	1,330	250	87,500
Artibonite	12,000	< 1ha	900	3.8	3,420	250	225,000
Sud	40,000	< 2ha	3,000	3.8	11,400	250	750,000
Total	67,000		4,250		16,150		1,062,500

Sulfate d'ammonium 21% N pour la culture du maïs (sols alcalin)

Zone	Nombre d'exploitation	Taille d'exploitation (ha)	Surface de cultures cibles (ha) a	Rendement visé (t/ha) b	Productions visées (t) c = a.b	Dosage recommandé (kg/ha) d	Besoins (kg) e = a.d
Artibonite	8,000	< 1ha	200	3.8	760	500	100,000
Nord	5,000	< 1ha	200	3.8	760	500	100,000
Sud	10,000	< 2ha	150	3.8	570	500	75,000
Sud-Est	5,000	< 1ha	150	3.8	570	500	75,000
Total	28,000		700		2,660		350,000

ENGRAIS

NPK20-20-10 pour la culture du maïs

Zone	Nombre d'exploitation	Taille d'exploitation (ha)	Surface de cultures cibles (ha) a	Rendement visé (t/ha) b	Productions visées (t) c = a.b	Dosage recommandé (kg/ha) d	Besoins (kg) e = a.d
Ouest	15,000	< 1ha	350	3.8	1,330	250	87,500
Artibonite	20,000	< 1ha	1,100	3.8	4,180	250	275,000
Nord	5,000	< 1ha	200	3.8	760	250	50,000
Sud	50,000	< 2ha	3,150	3.8	11,970	250	787,500
Sud-Est	5,000	< 1ha	150	3.8	570	250	37,500
Total	95,000		4,950		18,810		1,237,500

NPK16-10-20 pour la culture de l'igname

Zone	Nombre d'exploitation	Taille d'exploitation (ha)	Surface de cultures cibles (ha) a	Rendement visé (t/ha) b	Productions visées (t) c = a.b	Dosage recommandé (kg/ha) d	Besoins (kg) e = a.d
Ouest	10,000	< 1ha	500	9.4	4,700	550	275,000
Sud-Est	50,000	< 2 ha	1,500	9.4	14,100	550	825,000
Total	60,000		2,000		18,800		1,100,000

NPK16-10-20 pour la culture de l'oignon

Zone	Nombre d'exploitation	Taille d'exploitation (ha)	Surface de cultures cibles (ha) a	Rendement visé (t/ha) b	Productions visées (t) c = a.b	Dosage recommandé (kg/ha) d	Besoins (kg) e = a.d
Ouest	60,000	< 1ha	1,000	5	5,000	300	300,000
Total	60,000		1,000		5,000		300,000

NPK16-10-20 pour la culture du chou

Zone	Nombre d'exploitation	Taille d'exploitation (ha)	Surface de cultures cibles (ha) a	Rendement visé (t/ha) b	Productions visées (t) c = a.b	Dosage recommandé (kg/ha) d	Besoins (kg) e = a.d
Ouest	35,000	< 1ha	1,200	6	7,200	250	300,000
Grande Anse	25,000	< 1ha	800	6	4,800	250	200,000
Total	60,000		2,000		12,000		500,000

NPK16-10-20 pour la culture du tomate

Zone	Nombre d'exploitation	Taille d'exploitation (ha)	Surface de cultures cibles (ha) a	Rendement visé (t/ha) b	Productions visées (t) c = a.b	Dosage recommandé (kg/ha) d	Besoins (kg) e = a.d
Ouest	40,000	< 2ha	1,300	10	13,000	300	390,000
Artibonite	20,000	< 1ha	700	10	7,000	300	210,000
Total	60,000		2,000		20,000		600,000

(12) 

ENGRAIS

NPK12-24-24 pour la culture de l'haricot

Zone	Nombre d'exploitation	Taille d'exploitation (ha)	Surface de cultures cibles (ha) a	Rendement visé (t/ha) b	Productions visées (t) c = a.b	Dosage recommandé (kg/ha) d	Besoins (kg) e = a.d
Ouest	20,000	< 1.5ha	800	2	1,600	300	240,000
Artibonite	5,000	< 0.5ha	700	2	1,400	300	210,000
Nord	10,000	< 1ha	500	2	1,000	300	150,000
Sud	30,000	< 2ha	1,500	2	3,000	300	450,000
Grande Anse	15,000	< 1ha	500	2	1,000	300	150,000
Total	80,000		4,000		8,000		1,200,000

NPK12-12-20 pour la culture de la banane

Zone	Nombre d'exploitation	Taille d'exploitation (ha)	Surface de cultures cibles (ha) a	Rendement visé (t/ha) b	Productions visées (t) c = a.b	Dosage recommandé (kg/ha) d	Besoins (kg) e = a.d
Ouest	30,000	< 2ha	1,000	20	20,000	1,000	1,000,000
Nord	10,000	< 1ha	400	20	8,000	1,000	400,000
Sud-Est	20,000	< 2ha	600	20	12,000	1,000	600,000
Grande Anse	10,000	< 1.5ha	500	20	10,000	1,000	500,000
Total	70,000		2,500		50,000		2,500,000

Engrais	Quantité demandée
Urée 46% N	3,192.5 t
Sulfate d'ammonium 21% N	650.0 t
NPK20-20-10	3,517.5 t
NPK16-10-20	2,500.0 t
NPK12-24-24	1,200.0 t
NPK12-12-20	2,500.0 t

(M) JL

ハイチ共和国食糧増産援助現地調査協議議事録

ハイチ共和国（以下「ハ」国）政府の要請を受け、日本政府は2003年度食糧増産援助（以下「2KRJ」）に関する調査実施を決定し、国際協力機構（以下「JICA」）に右調査の実施を委託した。

JICAは無償資金協力部業務4課 林 将幸を団長とし、2003年11月23日から12月5日までを調査日程とする調査団（以下「調査団」）を「ハ」国に派遣した。

調査団は「ハ」国政府関係者（以下「ハ」国側）と協議を行うとともに、調査対象地域のサイト調査を行った。

右協議及びサイト調査の結果、双方は添付文書に示した主要事項について確認した。

ポルトプランス、2003年11月27日

林 将幸
国際協力機構調査団長

Edriss GONEL
農業・天然資源・農村開発省次官

添付文書

1. 2KR の手続き

- 1-1. 「ハ」国側は付属書 I（和文でハ添付しない）に示す通り調査団が説明した 2KR の目的及び手続きを理解した。
- 1-2. 「ハ」国側は 2KR の円滑な実施のため、付属書 I に示す必要な措置を取る。

2. 2KR 実施体制

2-1. 実施責任機関

農業・天然資源・農村開発省（以下「MARNDR」）を 2KR の実施責任機関とする。

2-2. 配布システム

- a. MARNDR および 2KR 対象各県支局（以下、DDA）およびアルティボニートバレー開発機構（以下、ODVA）は、資機材がポルトプラン스에荷揚げされる前の段階で会合を開き、要請書に記載された各県必要数量の内訳および調達資機材の数量に基づき各対象県毎の調達数量を決定する。決定された各県毎の調達数量に基づき、小規模農家に直接販売する資機材の割り当てを受けている各 DDA は資機材販売対象者、販売数量および自らが販売する資機材の数量が記載された一覧表を作成する。しかし右リストは MARNDR には送付されない。小規模農家へ資機材を直接販売しない ODVA は資機材販売対象者および販売数量の一覧表を作成し、農業信用金庫（以下、BCA）に送付する。
 - b. 調達資機材はポルトプラン스에所在する MARNDR 所有の倉庫および MARNDR が交わした契約に基づきその他の倉庫に搬入・保管される。しかし、ODVA へ分配される資機材については一旦 MARNDR の倉庫に搬送された後、ODVA の倉庫に搬入・保管される。
- 2-2-1. ODVA 担当地域以外の農民等が資機材を購入する場合
- a. 各県の農民、農民団体、NGO、民間企業等（以下、農民等）は支払小切手を各 DDA に提出し、資機材配布状の原本および写 1 を受領する。資機材配布状は原本 1 部、写 3 部で構成され、写 2 は DDA の会計ファイルに保管され、写 3 は支払い小切手と共に MARNDR の 2KR 事務所業務班に送付される。
 - b. 農民等は 2KR 事務所業務班に出頭し、資機材配布状の原本、写 1、納税者カードを提出する。2KR 事務所業務班は、出頭した人物とその居住地が資機材配布状に記載された内容と同一であること、資機材送付状に記載された資機材の数量を含む過去の累計が各県に割り当てられた資機材の総量を超えないことを確認し、右 2 点が確認された時のみ、農民等に対し資機材引き取り書を発行し、2KR 事務所会計班に支払小切手受領書の発行を依頼する。
 - c. 2KR 事務所業務班から依頼を受けた 2KR 事務所会計班は農民等に対し支払小切

手受領書を発行する。

- d. 農民等は支払小切手受領書と資機材引き取り書を MARNDR 所有の倉庫もしくは MARNDR が契約を結んだ倉庫に提出し、資機材を受領する。
- e. MARNDR は小切手を銀行に送付し、銀行は資機材の代金を複数ある見返り資金口座に振り込む。
- f. 積立金額が見返り資金積立義務額を超えた場合、その余剰金は財務省を經由して過去の見返り資金口座に振り込まれる。

2-2-2. DDA が小規模農家に直接販売する資機材を購入する場合

- a. DDA は自らが小規模農家へ直接販売する資機材を引き取るにあたり、2KR 事務所業務班に出頭し、購入を希望する資機材の数量を申請する。
- b. 2KR 事務所業務班は申請された購入希望数量が上記 2-2. a. で決定された各対象県毎の調達数量を超えていないことを確認した後、DDA に対し右数量に該当した代金が記載された請求書を発行し、DDA に手交する。
- c. DDA は財務省に出頭し、請求書を提出する。
- d. 財務省は請求書の金額と同額の支払小切手を発行し、DDA に手交する。
- e. DDA は上記 2-2-1.a. と同じ資機材配布状を作成し、写 2 を DDA の会計ファイルに保管し、写 3 を支払い小切手と共に MARNDR の 2KR 事務所業務班に送付する。
- f. DDA は MARNDR の 2KR 事務所業務班に資機材配布状の原本及び写 1 を提出する。
- g. MARNDR の 2KR 事務所業務班は DDA に対し資機材引き取り書を発行し、2KR 事務所会計班に支払小切手受領書の発行を依頼する。
- h. 2KR 事務所業務班から依頼を受けた 2KR 事務所会計班は DDA に対し支払小切手受領書を発行する。
- i. DDA は支払小切手受領書と資機材引き取り書を MARNDR 所有の倉庫もしくは MARNDR が契約を結んだ倉庫に提出し、資機材を受領する。
- j. MARNDR は支払小切手を銀行に送付し、銀行は資機材の代金を複数ある見返り資金口座に振り込む。
- k. 積立金額が見返り資金積立義務額を超えた場合、その余剰金は財務省を經由して過去の見返り資金口座に振り込まれる。

2-2-3. ODVA 担当地域の農民等が資機材を購入する場合

- a. ODVA は上記 2-2. a. に記載されたリストを BCA に送付する。
- b. ODVA 担当地域に所在する農民等は BCA にて自らが購入可能な資機材の数量を確認した後、BCA の銀行口座に該当する代金を入金する。

- c. 銀行は農民等に対し、振り込み証明書を発行する。
- d. BCA は銀行から振り込み証明書発行者リストを入手し、同リストに記載のある農民等から振り込み通知書の提示を受けた場合、農民等に対し資機材引き取り書を発行する。
- e. 農民等は ODVA の倉庫に出向き、資機材引き取り書と引き換えに資機材を受領する。
- f. BCA は農民等から入金された資機材代金を見返り資金口座に振り込む。
- g. 積立金額が見返り資金積立義務額を超えた場合、その余剰金は財務省を經由して過去の見返り資金口座に振り込まれる。

2-2-4. 調査団は「ハ」国側に対し、2003年6月に執行された地方分権・分散化に伴い各 DDA は農民等の活動を監視する役割を担ったことおよび各 DDA が販売した資機材の価格を調査する制度が未整備なことから、肥料販売業務を取りやめ、農民等の資機材販売状況の指導・監督に集中すべきである旨申し入れた。「ハ」国側は調査団に対し、DDA が肥料販売を早急に取りやめることは困難であるが、将来的に DDA が資機材販売業務に携わらない制度を構築する方向で努力する旨回答した。

3. 対象地域、作物及び品目

- 3-1. 2003年度 2KR 対象作物は、米、トウモロコシ、インゲン豆、バナナ、玉ネギ、キャベツ、トマト、ヤム芋とする。
- 3-2. 「ハ」国側は付属書Ⅱに示す通り、農業年度 2004 年の対象作物の作付計画に基づき、対象地域と要請資機材数量について説明した。「ハ」国側は 2003 年度 2KR 対象地域の必要量を満たす目的で、日本政府に対し以下の通り資機材の調達に必要な無償資金協力を要請した。

尿素 (46%N)	3,192.5 トン
硫安 (21%N)	650 トン
NPK (20-20-10)	3,517.5 トン
NPK (16-10-20)	2,500 トン
NPK (12-24-24)	1,200 トン
NPK (12-12-20)	2,500 トン

註：

「ハ」国側は調査団に対し、国勢調査結果がないことおよび現在実施中の施肥基準研究が終了しておらず 1981 年 7 月ハイチ国立大学農獣医学部学生 Odel ELEAZARD 執筆卒業論文「化成肥料、ハイチにおける流通と使用」に記載された施肥基準しかないとことから、付属書Ⅱにある対象農家数、対象面積、施肥基準は推定値を採用していることを説明した。

双方は付属書Ⅱにある要請資機材の種類、数量が2003年度2KRに対する最終要請内容であることを確認した。

4. 見返り資金

- 4-1. 「ハ」国側は見返り資金の適切な管理と利用の重要性を確認し、同執行体制について以下の通り説明した。
 - a. MARNDR は大臣の責任の下に見返り資金積み立てを行う。
 - b. MARNDR は見返り資金口座計算書を3ヶ月毎に日本国大使館に提出する。
 - c. MARNDR は「見返り資金使用計画」を日本国大使館に報告する。
- 4-2. 「ハ」国側は、小農支援及び貧困削減に資するプロジェクトに見返り資金を優先的に使用する旨合意した。
- 4-3. 「ハ」国側は、同国が費用を負担し、見返り資金の管理及び使途に係わる外部監査を導入する旨合意した。同監査は独立機関である会計検査行政訴訟高等裁判所が行う。会計検査行政訴訟高等裁判所との都合がつかない場合は国際的な資格を有する民間の監査会社が活用される。

5. モニタリングと評価

- 5-1. 調査団は「ハ」国への2KR実施の条件の一つとして、モニタリング体制の強化が必要である旨申し入れ、「ハ」国側は調査団の申し入れを受け入れた。
- 5-2. 双方は、2KRの実施体制および効果に関する以下のモニタリング体制について合意した。
 - a. DDA は農民団体、民間業者、NGO等（以下、農民団体等）に対し、第三者に資機材を販売する際の価格をメディアやその他の方法で公表することを義務付ける。
 - b. DDA は上記 a. で公表された販売価格が助成制度に基づき決定された末端販売価格を上回っていないかを確認する。
 - c. DDA は農民団体等に対し、資機材を購入した第三者の氏名、地域名、栽培面積、作物、肥料の種類、数量および価格を記録し、購入した資機材の全数量が販売された後速やかにDDAに結果を提出するよう義務付ける。
 - d. DDA は上記 c. の結果報告を受けた後速やかに、資機材を購入した第三者に対しインタビューを実施し、購入価格と上記 a. および上記 c. の価格の間に差がないか確認する。
 - e. DDA は助成制度に基づき決定された販売価格を上回る価格で資機材を販売した農民団体等および上記 c. の報告を行わなかった農民団体等から資機材調達権を剥奪する。
 - f. DDA は資機材調達の権利を剥奪された農民団体等の名前、指定価格、販売価

格、権利剥奪期間等を記載した文書を作成する。

g. DDA は上記 a. から f. の行動により収集したモニタリングの結果を MARNDR に提出し、MARNDR は右報告を基に 2KR の効果の記録と分析を行う。

h. MARNDR の 2KR 事務所業務班は DDA が助成制度に基づいた適切な価格で小規模農家に資機材を直接販売したかを確認する。

5-3. 「ハ」国側は調達資機材の配布・利用状況をモニタリングするため、年一回開催されるコミッティを含め、少なくとも年 4 回日本側と協議の場を設定する旨合意した。

5-4. 「ハ」国側は調査団に対し、民間企業へ販売した資機材に関して、購入者全てのモニタリングを実施することは困難であることを説明し、75%の網羅率を確保することを約束した。

5-5. 「ハ」国側は 2KR に直接的間接的に関係する組織、個人、即ち NGO、他ドナー、農民団体、農民、民間企業等へ 2KR 実施プロセスの様々な段階への参加機会を与える旨合意した。

6. その他

6-1. 「ハ」国側は本調査報告書を日本で公開することに合意した。

6-2. 「ハ」国側は調査団に対し、本調査報告書の仏語版を受領したい旨申し入れた。

ENGRAIS

尿素 46% N 稲作用 (酸性土壌)

県名	対象農家数(戸)	対象農家規模(ha)	対象栽培面積(ha) a	目標単収(t/ha) b	目標生産量(t) c = a×b	施肥基準 d	必要数量(kg) e = a×d
アルティボニート	40,000	< 0.5ha	3,700	6	22,200	300	1,110,000
北	15,000	< 1ha	1,000	6	6,000	300	300,000
南	25,000	< 1ha	2,400	6	14,400	300	720,000
計	80,000		7,100		42,600		2,130,000

硫安 21% N 稲作用 (アルカリ性土壌)

県名	対象農家数(戸)	対象農家規模(ha)	対象栽培面積(ha) a	目標単収(t/ha) b	目標生産量(t) c = a×b	施肥基準 d	必要数量(kg) e = a×d
アルティボニート	20,000	< 0.5ha	300	6	1,800	600	180,000
北	5,000	< 1ha	100	6	600	600	60,000
南	10,000	< 1ha	100	6	600	600	60,000
計	35,000		500		3,000		300,000

NPK20-20-10 稲作用

県名	対象農家数(戸)	対象農家規模(ha)	対象栽培面積(ha) a	目標単収(t/ha) b	目標生産量(t) c = a×b	施肥基準 d	必要数量(kg) e = a×d
アルティボニート	60,000	< 0.5ha	4,000	6	24,000	300	1,200,000
北	20,000	< 1ha	1,100	6	6,600	300	330,000
南	35,000	< 1ha	2,500	6	15,000	300	750,000
計	115,000		7,600		45,600		2,280,000

尿素 46% N トウモロコシ用 (酸性土壌)

地域名	対象農家数(戸)	対象農家規模(ha)	対象栽培面積(ha) a	目標単収(t/ha) b	目標生産量(t) c = a×b	施肥基準 d	必要数量(kg) e = a×d
西	15,000	< 1ha	350	3.8	1,330	250	87,500
アルティボニート	12,000	< 1ha	900	3.8	3,420	250	225,000
南	40,000	< 2ha	3,000	3.8	11,400	250	750,000
計	67,000		4,250		16,150		1,062,500

硫安 21% N トウモロコシ用 (アルカリ土壌)

地域名	対象農家数(戸)	対象農家規模(ha)	対象栽培面積(ha) a	目標単収(t/ha) b	目標生産量(t) c = a×b	施肥基準 d	必要数量(kg) e = a×d
アルティボニート	8,000	< 1ha	200	3.8	760	500	100,000
北	5,000	< 1ha	200	3.8	760	500	100,000
南	10,000	< 2ha	150	3.8	570	500	75,000
南東	5,000	< 1ha	150	3.8	570	500	75,000
計	28,000		700		2,660		350,000

NPK20-20-10 トウモロコシ用

地域名	対象農家数(戸)	対象農家規模(ha)	対象栽培面積(ha) a	目標単収(t/ha) b	目標生産量(t) c = a×b	施肥基準 d	必要数量(kg) e = a×d
西	15,000	< 1ha	350	3.8	1,330	250	87,500
アルティボニート	20,000	< 1ha	1,100	3.8	4,180	250	275,000
北	5,000	< 1ha	200	3.8	760	250	50,000
南	50,000	< 2ha	3,150	3.8	11,970	250	787,500
南東	5,000	< 1ha	150	3.8	570	250	37,500
計	95,000		4,950		18,810		1,237,500

NPK16-10-20 ヤムイモ用

地域名	対象農家数(戸)	対象農家規模(ha)	対象栽培面積(ha) a	目標単収(t/ha) b	目標生産量(t) c = a×b	施肥基準 d	必要数量(kg) e = a×d
西	10,000	< 1ha	500	9.4	4,700	550	275,000
南東	50,000	< 2ha	1,500	9.4	14,100	550	825,000
計	60,000		2,000		18,800		1,100,000

NPK16-10-20 タマネギ用

地域名	対象農家数(戸)	対象農家規模(ha)	対象栽培面積(ha) a	目標単収(t/ha) b	目標生産量(t) c = a×b	施肥基準 d	必要数量(kg) e = a×d
西	60,000	< 1ha	1,000	5	5,000	300	300,000
計	60,000		1,000		5,000		300,000

ENGRAIS

NPK16-10-20 キャベツ用

地域名	対象農家数(戸)	対象農家規模(ha)	対象栽培面積(ha) a	目標単収(t/ha) b	目標生産量(t) c = a×b	施肥基準 d	必要数量(kg) e = a×d
西	35,000	< 1ha	1,200	6	7,200	250	300,000
グランダンス	25,000	< 1ha	800	6	4,800	250	200,000
計	60,000		2,000		12,000		500,000

NPK16-10-20 トマト用

地域名	対象農家数(戸)	対象農家規模(ha)	対象栽培面積(ha) a	目標単収(t/ha) b	目標生産量(t) c = a×b	施肥基準 d	必要数量(kg) e = a×d
西	40,000	< 2ha	1,300	10	13,000	300	390,000
アルティボニート	20,000	< 1ha	700	10	7,000	300	210,000
計	60,000		2,000		20,000		600,000

NPK12-24-24 インゲンマメ用

地域名	対象農家数(戸)	対象農家規模(ha)	対象栽培面積(ha) a	目標単収(t/ha) b	目標生産量(t) c = a×b	施肥基準 d	必要数量(kg) e = a×d
西	20,000	< 1.5ha	800	2	1,600	300	240,000
アルティボニート	5,000	< 0.5ha	700	2	1,400	300	210,000
北	10,000	< 1ha	500	2	1,000	300	150,000
南	30,000	< 2ha	1,500	2	3,000	300	450,000
グランダンス	15,000	< 1ha	500	2	1,000	300	150,000
計	80,000		4,000		8,000		1,200,000

NPK12-12-20 バナナ用

地域名	対象農家数(戸)	対象農家規模(ha)	対象栽培面積(ha) a	目標単収(t/ha) b	目標生産量(t) c = a×b	施肥基準 d	必要数量(kg) e = a×d
西	30,000	< 2ha	1,000	20	20,000	1,000	1,000,000
北	10,000	< 1ha	400	20	8,000	1,000	400,000
南東	20,000	< 2ha	600	20	12,000	1,000	600,000
グランダンス	10,000	< 1.5ha	500	20	10,000	1,000	500,000
計	70,000		2,500		50,000		2,500,000

肥料	要請数量
尿素 46% N	3,192.5 t
硫安 21% N	650.0 t
NPK20-20-10	3,517.5 t
NPK16-10-20	2,500.0 t
NPK12-24-24	1,200.0 t
NPK12-12-20	2,500.0 t

